

第3次 佐渡市男女共同参画計画

～ だれひとり、取り残さない多様な生き方が選択できる島へ ～



令和2年度～令和6年度



佐 渡 市

ごあいさつ

男女共同参画を推進し、 だれひとり、取り残さない 多様な生き方が選択できる島 を目指しましょう

少子高齢化社会の到来や生活様式・価値観の多様化など、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきています。その中でも、豊かな市民生活と社会の持続的発展を実現するためには、性別にとらわれることなく個性と能力が十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現が必要不可欠です。

このような社会情勢のなか、国では、平成27年8月に女性が職業生活で個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境づくりを目指した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、新潟県においても平成29年に「第3次新潟県男女共同参画計画」が策定されました。

佐渡市においても、平成29年度に男女共同参画に関する事業所アンケート、令和元年度7月には、男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、その結果をもとに「第3次佐渡市男女共同参画計画」を策定いたしました。

本計画は「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置づけています。また、これから地域社会には女性だけではなく、男性にとっても男女共同参画が重要であるという考え方のもと、今後取り組むべき新たな施策を明確にし、より一層の男女共同参画の推進を図る内容としています。

さらに、市民の皆さまが何に取り組んだらよいかをより明確にするために「市民の皆さまの役割」、「事業主の皆さまの役割」という項目を追加するとともに、男女共同参画に関するコラムを随處に掲載し、従来よりも親しみやすい計画となるような構成に努めました。

本計画を通して、市民の皆さまと一緒に、性別にとらわれることなく個性と能力が十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指して参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画を策定するに当たり、ご尽力いただきました佐渡市男女共同参画推進懇談会の皆さまをはじめ、市民意識調査等で多くの貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆さま、関係者各位に厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

佐渡市長 三浦 基裕

・・・・・目 次・・・・・

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨	1
2 計画の基本理念	2
3 計画の性格	2
4 計画の期間	2
5 計画の推進体制	2
6 計画の体系	3
7 これまでの取り組み	5

第2章 計画の内容

1 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり	10
2 基本目標Ⅱ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる環境づくり	20
3 基本目標Ⅲ 女性の活躍できる社会づくり	36

第3章 計画の指標 41

参考資料

・ 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査結果	44
・ 佐渡市男女共同参画計画におけるSDGsの取組について	74

第1章

計画の基本的な考え方

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の推進体制
- 6 計画の体系
- 7 これまでの取り組み

1 計画の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

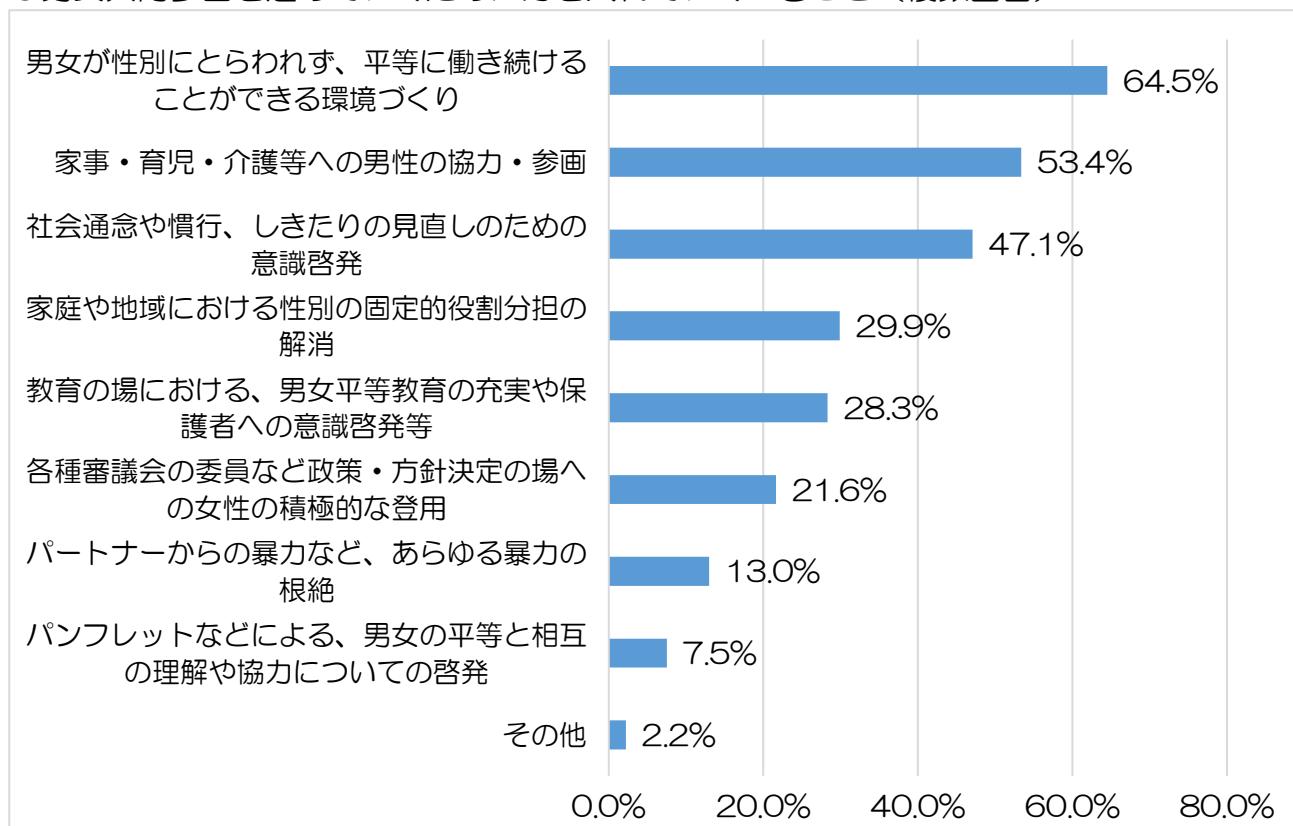
本市が抱える大きな課題である人口減少やそれに伴う少子高齢化、経済変化等に対応していくために、女性が安心して出産できる環境、生活できる環境、能力を発揮し社会進出できる環境の整備が必要です。

また、令和元年7月に実施した市民意識調査結果では、本市が男女共同参画を進めていくために力を入れていくべきことについて、「男女が性別にとらわれず、平等に働き続けることができる環境づくり」、「家事・育児・介護等への男性の協力・参画」に力を入れていくべきだと考えている人が多くいました。

男女共同参画は、女性のみの課題ではなく、男女が共に家庭や地域活動、仕事のあり方について考え方を直し、協力していくように推進していくかなければなりません。

なお、本計画は、平成27年3月に策定した第2次佐渡市男女共同参画計画“一人ひとりが「自分らしく」輝ける島”の計画期間が令和2年3月をもって終了するため、男女共同参画社会の実現に向けた更なる発展を目指し、計画を策定するものです。

●男女共同参画を進めていくために力を入れていくべきこと（複数回答）



資料：市「令和元年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

2 計画の基本理念

「男女共同参画社会基本法」の基本理念に基づき、本計画では次の5つを基本理念とします。

- ・男女の人権の尊重
- ・社会における制度又は慣習についての配慮
- ・政策等の立案及び決定への共同参画
- ・家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・国際的協調

3 計画の性格

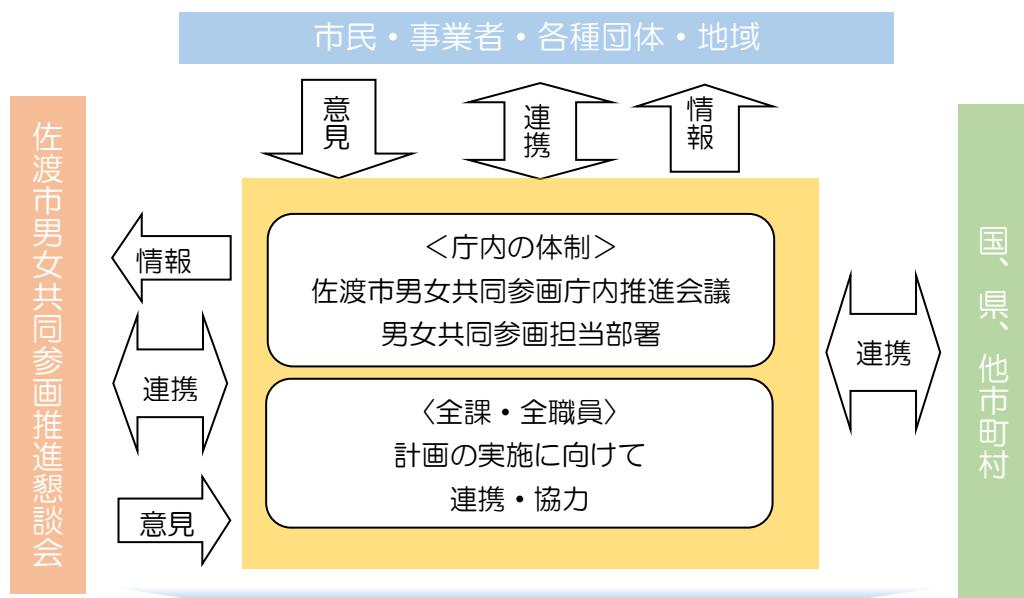
- (1) 「男女共同参画社会基本法」に基づく計画です。
- (2) 市の最上位計画並びにその他市の各種個別計画との整合性を図りながら、計画を策定しています。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に規定する「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」と一体的に策定しています。
- (4) 市民意識調査結果や佐渡市男女共同参画推進懇談会等の意見を反映して、計画を策定しています。
- (5) 2015年9月国連サミットにおいて、全会一致で採択された「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会(SDGs)」に向けて取り組むものとします。

4 計画の期間

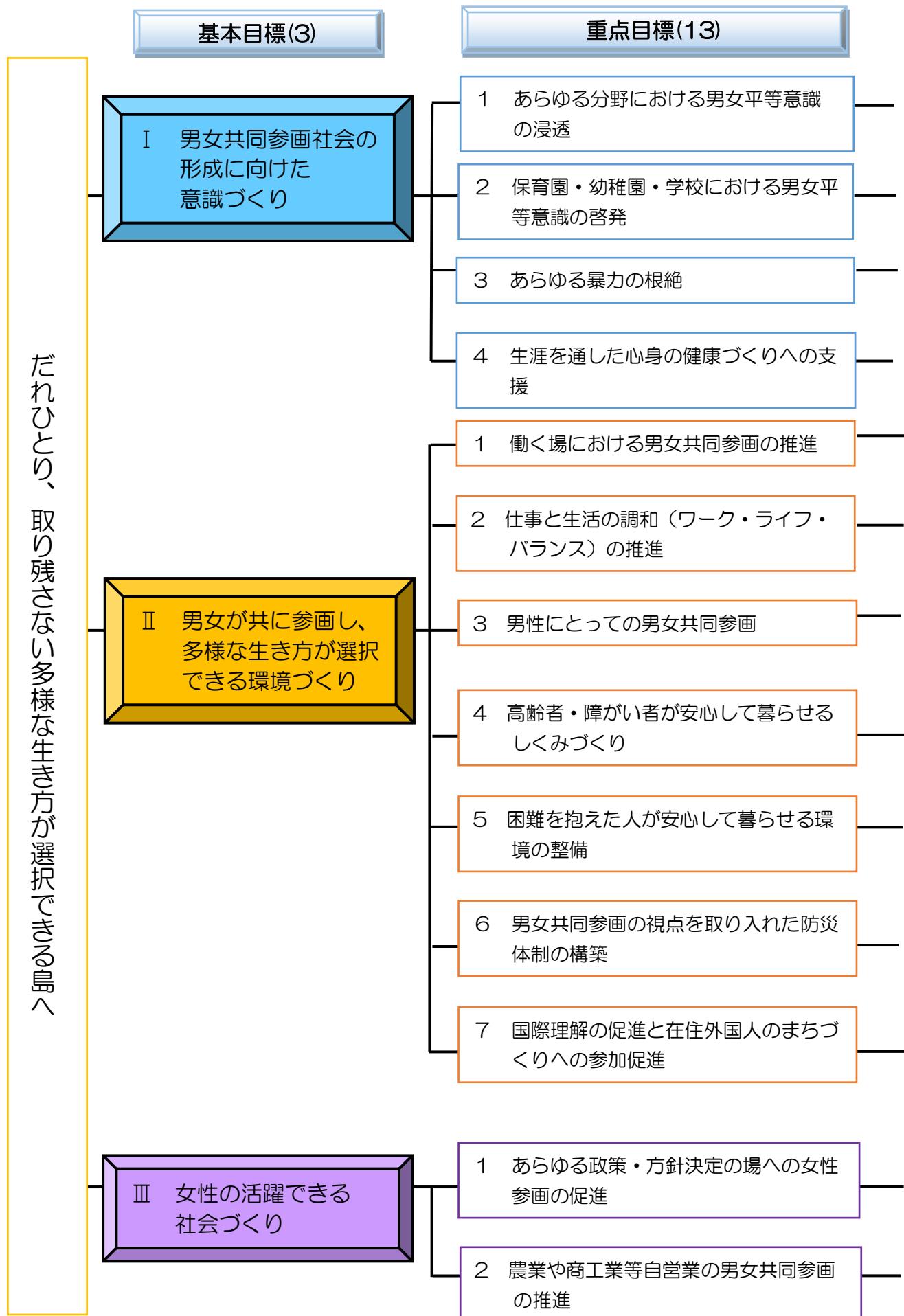
- (1) 令和2年度から令和6年度までの5年間です。

※毎年進捗管理を行い、計画の実施状況や社会状況の変化により必要に応じて見直します。

5 計画の推進体制



6 計画の体系



施策の方向性(24)

1 家庭・地域における固定的性別役割分担意識の解消

2 職場における固定的性別役割分担意識の解消

1 男女平等意識に基づく指導

2 教育関係者への意識啓発

1 あらゆる暴力を許さない意識づくり

1 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての知識の普及

2 生涯を通した健康の保持・増進の推進

1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

2 個人の能力が發揮できる就業環境に向けた支援

1 仕事と生活の調和に向けた意識啓発

2 多様なライフスタイルに対応するための支援

1 男性が抱える困難への対応

2 男性の家事・育児・介護等への参加の促進

1 高齢者・障がい者の社会参画支援

2 高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり

1 生活困窮者への自立支援

2 ひとり親家庭への支援

1 防災・災害復興活動における女性参画の促進

1 国際理解の促進

2 在住外国人への支援

1 各種附属機関・懇談会・団体等における女性の積極的な登用

2 地域の活動団体における女性参画の促進

1 農業における女性の経営参画の促進

2 商工業等自営業における女性の経営参画の促進

7 これまでの取り組み

(1) 世界の動き

【国際婦人年と国際婦人の十年】

国連は1972年（昭和47年）の総会で、男女平等を目指し、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め「平等・開発・平和」を目標に掲げて女性の地位向上のために世界的行動をとることを宣言しました。

1975年（昭和50年）6月に、メキシコシティで開かれた「国際婦人年世界会議」では、この目標を実現するための「メキシコ宣言」と「世界行動計画」が採択されました。さらに、国連は「国際婦人年」に続く10年間を「国連婦人の十年」と定め、加盟国に対し「世界行動計画」の達成を呼びかけました。

【女子差別撤廃条約とナイロビ将来戦略】

1980年（昭和55年）には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年」中間年世界会議が開かれ「国連婦人二十年後半期行動プログラム」が採択されました。

この会議では、最も大きな成果といえる「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」いわゆる「女子差別撤廃条約」の署名式が行われました。

1985年（昭和60年）7月の「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議では、「国連婦人の十年」に掲げられた目標達成のための努力を西暦2000年に向けて継続することを確認するとともに「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」いわゆる「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

さらに、1990年（平成2年）には、国連経済社会理事会において、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第一回見直しと評価に伴う勧告及び結論」いわゆる「ナイロビ将来戦略勧告」が採択されました。

【行動要領と北京宣言】

1995年（平成7年）には、「平等、開発及び平和のための行動」をスローガンに北京で第4回世界女性会議が開催され、女性の地位向上に向けた国際的な指針となる「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。

そして、2000年（平成12年）ニューヨークの国連本部では、「女性2000年会議」が開催され「行動綱領」の実施状況の検討及び評価に基づき「政治宣言」とその実施を促進するための「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

2005年（平成17年）には、1995年に北京で開催された第4回世界女性会議から10年目ということで定例の国連婦人の地位委員会を閣僚級会合に格上げして開催し、第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」と「行動綱領」の全面履行の必要性を再確認した宣言を全会一致で採択しました。

【国連『北京+15』世界閣僚級会合開催】

2010年（平成22年）には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から15年にあたることを記念し、「国連『北京+15』世界閣僚級会合」がニューヨークで開催され、「北京行動要領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等が採択されました。

（2）国の動き

【国内行動計画策定と女子差別撤廃条約批准】

国においては、「国際婦人年」を契機に1975年（昭和50年）に総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置、1977年（昭和52年）に「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにし、総合的、体系的な施策を推進しました。この結果、「男女雇用機会均等法」の制定など法制面での男女平等が整備され、1985年（昭和60年）6月には、「国連婦人の十年」の最大の成果といえる「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を批准しました。

【男女共同参画2000年プラン】

1993年（平成5年）7月の推進本部の決定による「男女共同参画社会づくりに向けての推進体制の整備について」を受けて、翌年6月に総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会を設置し、同年7月には閣僚級による男女共同参画推進本部を発足し、女性に関する施策の推進を図り、平成8年（1996年）には、男女共同参画審議会による「男女共同参画ビジョン」の答申を受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され「女性の人権が推進・擁護される社会の形成」など4つの基本目標と11の重点目標が掲げられました。

【男女共同参画社会基本法と男女共同参画計画】

そして1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置づけた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、2000年（平成12年）には、「男女共同参画社会基本計画」が策定され、2005年（平成17年）に少子化・男女共同参画担当として内閣府特命担当大臣が誕生し、その12月に「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

2010年（平成22年）には、男性、子どもにとっての男女共同参画の推進や生活上の困難に直面する人たちへの支援、地域等における男女共同参画の推進などの重点分野を新設した「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2015年（平成27年）には、あらゆる分野における女性の活躍推進、安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備を改めて強調した「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

【あらゆる分野における女性の活躍の推進】

女性の力は企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、社会全体の活力につながるものとして、「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）に「女性の活躍推進」が盛り込まれるなど、女性の活躍が国の成長戦略の柱の一つに位置付けられ、様々な取り組みが進められています。

また、職業生活における女性の活躍を一層推進するため、「女性の職業生活における活

躍の推進に関する法律」（以下（女性活躍推進法という。）が平成 27 年に制定され、事業主行動計画の策定などが盛り込まれました。

平成 27 年 12 月に決定した「第4次男女共同参画基本計画」でも「強調する視点」として「あらゆる分野における女性の活躍」が掲げられ、男性中心型労働慣行を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる分野における施策を充実されるとしています。

（3）新潟県の動き

【新潟県婦人対策の方向】

新潟県においては 1977 年（昭和 52 年）民生部青少年福祉課に婦人問題担当窓口が設置されて以来、国の「国内行動計画」を基本に女性行政に取り組み、1985 年（昭和 60 年）には、10 年間の婦人施策の総合的指針として「新潟県婦人対策の方向」が策定されました。

【にいがたオアシス女性プラン】

1992 年（平成 4 年）には、民間有識者からなる新潟県女性問題協議会から「新潟県婦人対策の方向の改定についての意見報告」が提出されたのをふまえ、「婦人対策の方向」の全面改定を行い「にいがたオアシス女性プラン」が策定されました。

1993 年（平成 5 年）には、（財）新潟県女性財団が設立され、新潟県女性センターを拠点とした、女性の自立と社会参加の促進に向けた機能の充実が図されました。

1996 年（平成 8 年）には、21 世紀における男女共同参画社会の構築に向けた指針として、国内外における女性問題解決への動きや、少子高齢化、国際化に対応するため「ニューにいがた女性プラン」が策定されました。

【新潟・新しい波 男女平等推進プラン、新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例】

2001 年（平成 13 年）には「ニューにいがた女性プラン」の計画期間満了により、男女共同参画基本法に基づく男女共同参画計画として「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」が策定されました。2002 年（平成 14 年）4 月に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」が制定され、この条例に基づき「男女平等推進相談室」が新潟ユニゾンプラザ内に開設されました。

【新潟県男女共同参画計画】

2006 年（平成 18 年）3 月、平成 18 年度から平成 24 年度までの 7 年間を計画期間とする「新潟県男女共同参画計画」が新たに策定されました。

2007 年（平成 19 年）10 月には国の動きに合わせ、経済界、労働界、行政の各団体が一体となり「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向け、「新潟県ワーク・ライフ・バランス推進共同宣言」を行いました。

2013 年（平成 25 年）7 月には、「第2次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」が策定されました。

同プランは平成 29 年に改訂され、現在は第3次男女平等推進プランとして取り組みが進められています。

(4) 佐渡市の動き

【佐渡市男女共同参画計画】

2005年（平成17年）4月より企画情報課内に「市民参加推進室」を設置し、同年6月に佐渡市男女共同参画計画検討委員会を立ち上げ、男女共同参画社会の実現に向けての取組を始め、「男女共同参画に関する市民意識調査」を行い、住民意識の把握を実施して、計画策定をスタートさせました。

2007年（平成19年）3月には、「気づけば佐渡は変わります 男女共同参画」を推進するため、平成19年度から平成26年度までの8年間を計画期間とする「佐渡市男女共同参画計画」を策定しました。

2014年（平成26年）には、佐渡市男女共同参画庁内推進会議、佐渡市男女共同参画推進懇談会を設置し、同年2月に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

そして、2015年（平成27年）3月には、「一人ひとりが「自分らしく」輝ける島へ」を推進するため、平成27年度から平成31年度（令和元年度）までの5年間を計画期間とする「第2次佐渡市男女共同参画計画」が策定され、「佐渡市男女共同参画計画」に引き続き男女共同参画社会の実現に向けて取り組みが進められています。

第2章

計画の内容

少子高齢化が進む中で、全ての人々が生きがいを持って安心して暮らすためには、男女がお互いに認め合いつつ、責任も分かれ合い、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。そのために、以下の3つの基本目標を推進していきます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり

基本目標Ⅱ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる環境づくり

基本目標Ⅲ 女性の活躍できる社会づくり

1 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり

誰もが自分らしく生活できる社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、性別によることなくそれぞれの個性と能力を充分に発揮できたり、それぞれの人権が尊重されたりされる社会づくりが重要です。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識、暴力や差別についても未だに存在しているのが現状です。

そのため、家庭、地域、教育等あらゆる場において、男女共同参画社会の実現へ向けた意識づくりに取り組みます。

重点目標

- 1 あらゆる分野における男女平等意識の浸透
- 2 保育園・幼稚園・学校における男女平等意識の啓発
- 3 あらゆる暴力の根絶
- 4 生涯を通した心身の健康づくりへの支援

重点目標1 あらゆる分野における男女平等意識の浸透

【現状と課題】

- ・家庭は「社会の縮図」とも言われるよう、家庭において男女が協力することは、社会を変えることにつながり、また女性が活躍していくことにもつながります。
- ・しかし、家庭・地域が変化するだけでは、多様化していく社会に対応していくことはできず、事業所や事業主の意識が変化していくことも重要です。
- ・市民意識調査では、「共働きで、共に家庭を守る」ことが希望に最も近いと7割の人が回答していました。ただし、現状としては「共働きで、共に家庭を守る」の割合は、33.2%に留まっています。
- ・「共働きで、主に妻が家事・育児をする」が現状であると回答している人は、32.1%であり、このことから依然として、家庭での家事・育児・介護等については、女性の負担が大きいことが窺えます。
- ・そのため、家庭や地域において男女平等意識を醸成し、お互いに協力できる態勢を整えることが必要です。
- ・また、LGBTなど性的少数者に対する理解の促進が課題です。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 家庭・地域における固定的性別役割分担意識の解消	1 家庭内における男女平等意識の醸成を図ります	企画課
	2 男女が共に家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します	市民生活課 高齢福祉課
(2) 職場における固定的性別役割分担意識の解消	1 事業所等に対し、広報誌等による周知・啓発に努めます	地域振興課

(2) 市民の皆さまの役割

- ① 家庭において男女が協力して家事・育児・介護を行いましょう。
- ② 家事・育児・介護を学ぶ研修会等に積極的に参加しましょう。
- ③ 女性が積極的に地域行事へ参加できるように働きかけ、女性自身も積極的に参加しましょう。

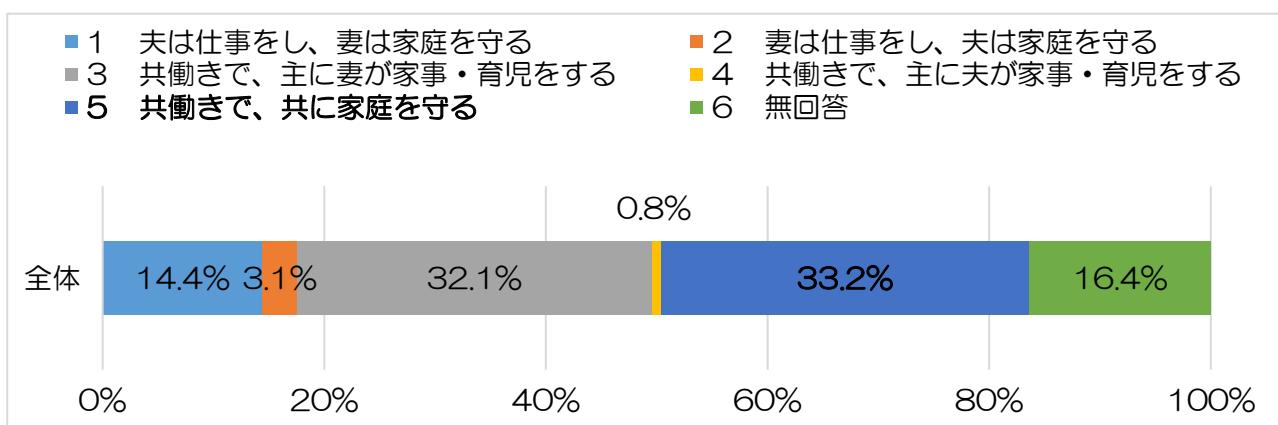
(3) 事業主の皆さまの役割

- ① 職場における性別分担役割意識が解消されるよう推進しましょう。

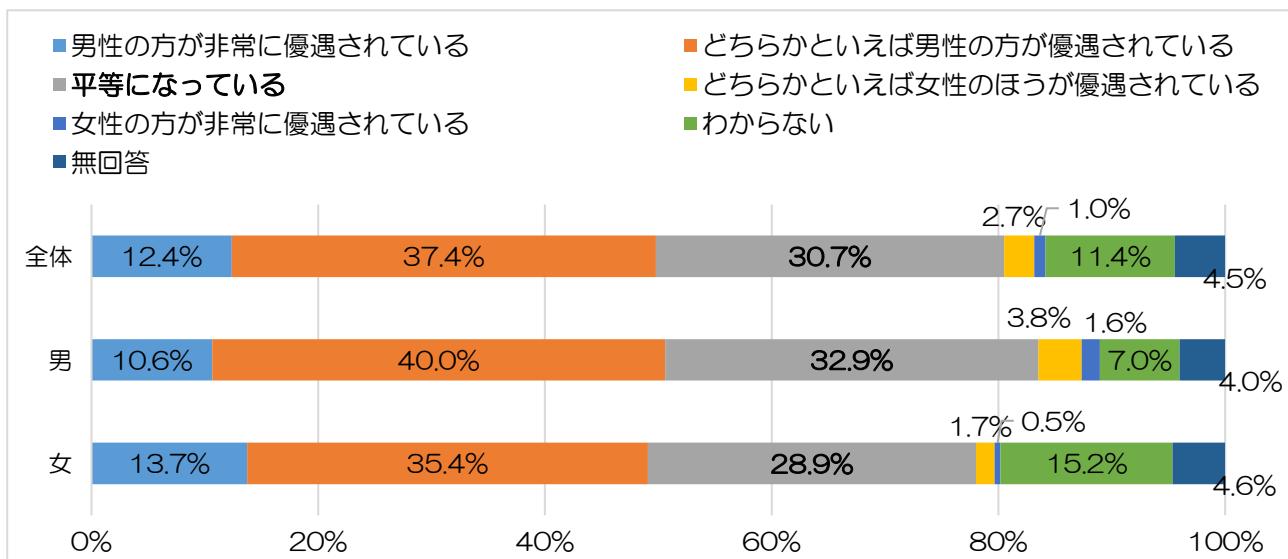
(4) 指標

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	R6 年度目標
1	「仕事」と「家庭」の優先度について、「共働きで、共に家庭を守る」ことが現状に近いと回答する人の割合	市民意識調査	33.2% (R1)	増加
2	「職場」での男女の地位が、平等になっていると回答する人の割合	市民意識調査	30.7% (R1)	増加

● 「共働きで、共に家庭を守る」ことが現状に近いと回答する人の割合



● 職場における男女の地位の平等に対する考え方



資料：市「令和元年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

重点目標2 保育園・幼稚園・学校における男女平等意識の啓発

【現状と課題】

- ・次世代を担う子どもが男女共同参画の理解を深めることは、今後の社会全体における男女共同参画の推進につながります。
- ・そのためには、人格が形成される過程において男女平等教育により、子どもが個性と能力を発揮できるように育てていくこと、また、保育士や教員のような教育関係者は、様々な教育活動の中で性別による固定的な役割分担意識にとらわれないよう配慮することが重要です。
- ・保育園では男女を意識させない保育、学校では男女平等を意識した教育が行われていることから、今後も引き続き、教育関係者を対象とした男女平等意識の高揚を図るとともに、男女平等教育を充実させることが必要です。
- ・加えて、LGBTなど性的少数者に関することについても、個を尊重し、差別されることのないよう柔軟な対応を心がけます。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 男女平等意識に基づく指導	1 学習指導要領に沿った男女平等意識を育む教育を行います	学校教育課
(2) 教育関係者への意識啓発	1 保育士、教育関係者への男女平等教育に関する研修会への参加を促進します	学校教育課 子ども若者課

(2) 市民の皆さまの役割

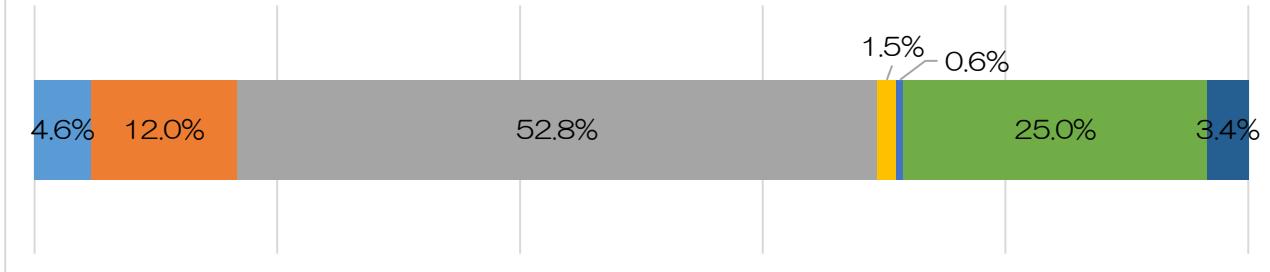
- ① 保育園や学校において男女平等意識を醸成できるように家庭や地域でも意識していきましょう。

(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	R6 年度目標
3	子どもがいると回答した人で、学校教育の場において「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	52.8% (R1)	増加

●学校教育の場における男女の地位の平等に対する考え方（子供がいると回答した人のみ抽出）

- ア 男性の方が非常に優遇されている
- ウ 平等になっている
- オ 女性の方が非常に優遇されている
- 無回答
- イ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- エ どちらかといえば女性のほうが優遇されている
- カ わからない



資料：市「令和元年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

【コラム】LGBTとは？

近年、「LGBTQ」や「LGBTQIA+」といった言葉をテレビ等でも、見かけることが増えてきているのではないでしょうか。

一般的に LGBT とは・・・

L（レズビアン）…心の性が女性で恋愛対象も女性の人

G（ゲイ）…心の性が男性で恋愛対象も男性の人

B（バイセクシャル）…恋愛対象が女性にも男性にも向いている人

T（トランスジェンダー）・・・身体の性と心の性が一致していないため、身体の性に違和感を持つ人

その他にも、「Q（クエスチョニング）」、自分の性自認や性的指向を決めたくない/意図的に決めていない/決まっていない人のことを指す言葉もありますが、性（セクシュアリティ）は多様であり、そして個人の尊厳に関わる大切な問題です。

近年では、地方自治体が「パートナーシップ制度」という同姓カップルに対して、2人のパートナーシップが婚姻と同等であると承認し、自治体独自の証明書を発行する制度等もあります。

重点目標3 あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

- ・性別による差別的な扱いや、相手の意に反した性的な言動、暴力等は人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上でも重要な課題です。
- ・市民意識調査結果を見ると暴力は男女共に存在していますが、依然としてその対象者は女性が多くなっています。
- ・また、市民意識調査において、DV※を受けたが「どこ・誰にも相談しなかった（できなかった）」と回答した人に、なぜ相談しなかった（できなかった）のか尋ねたところ、男性は「どこ・誰に相談していいのかわからなかったから」という回答が多く、女性は、「安心して相談できる場所・人がいなかったから」という回答が最も多くありました。
- ・そのため、あらゆる暴力を防止するための啓発と安心して相談できる環境づくりが必要です。

※ドメスティックバイオレンス (DV)

明確な定義はありませんが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されており、身体的なものだけでなく、精神的・性的・経済的なものも含まれます。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) あらゆる暴力を許さない意識づくり	1 DV 等を防止するための啓発を推進します	子ども若者課
	2 関係機関等との連携や適切な相談機関の情報提供に努めます	子ども若者課 社会福祉課 市民生活課

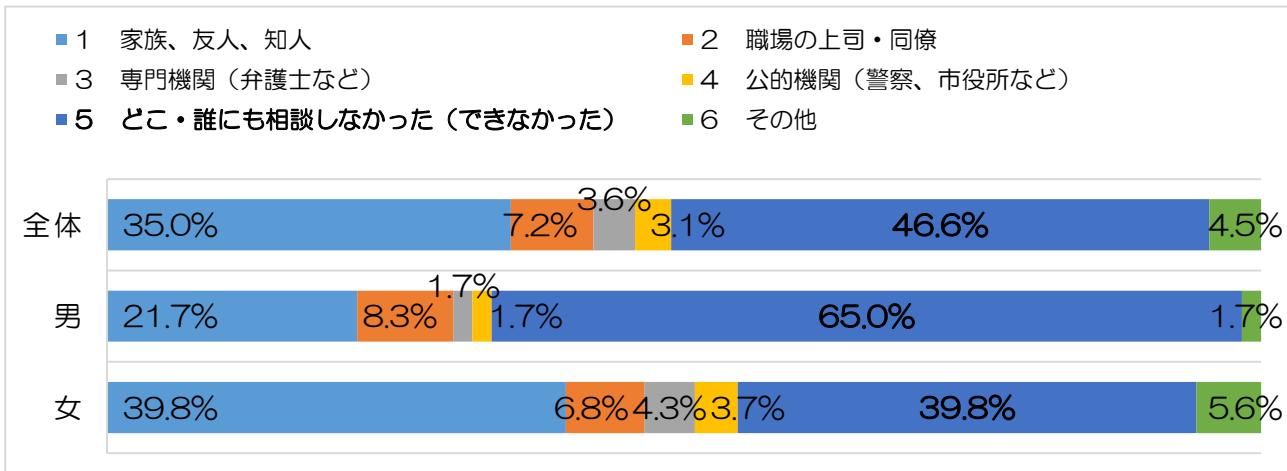
(2) 市民の皆さまの役割

- ① DVやハラスメント等、あらゆる暴力は決して許される行為ではないことを理解しましょう。
- ② DVを含む様々な暴力被害を受けた場合は、ひとりで抱えこまず相談しましょう。
- ③ DV や DV の疑いのあることを発見した場合には、公的機関（児童相談所、警察署）に通報しましょう。

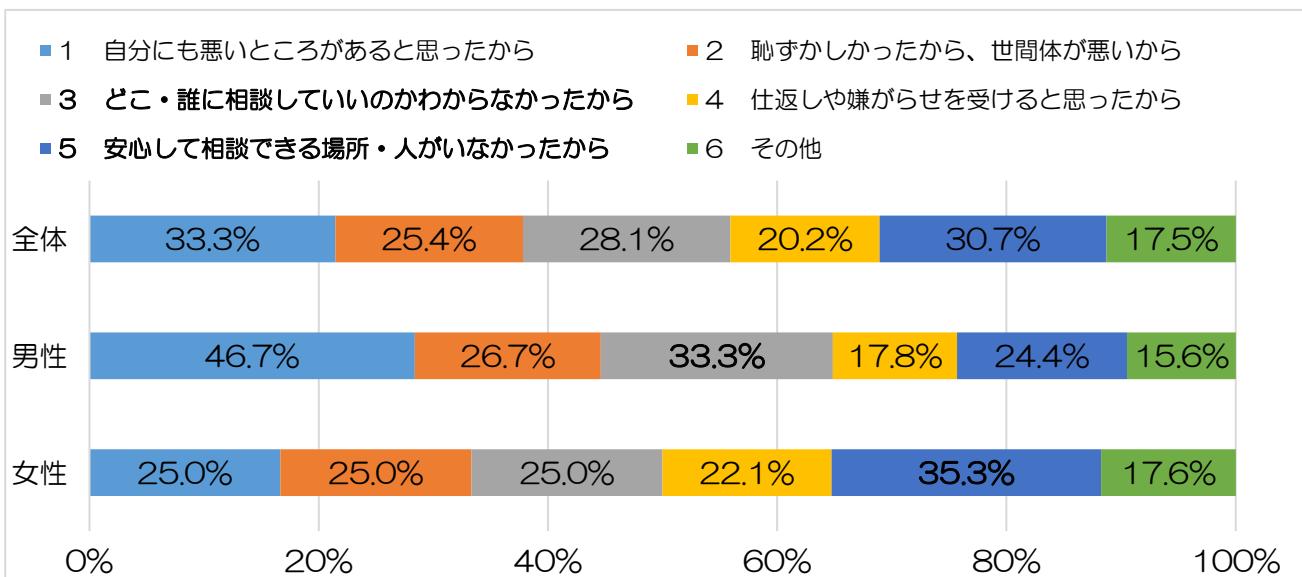
(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	R6 年度目標
4	DVの被害について「相談しなかった」理由のうち、「安心して相談できるところがなかった、人がいなかった」人の割合	市民意識調査	30.7% (R1)	減少

●DV 被害を受けた際、誰かに相談したか



●どこ・誰にも相談しなかった（できなかった）理由について



資料：市「令和元年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

【コラム】デートDVについて

デートDVとは、交際中のカップルの間に起こるDVのことです。DVは潜在化しやすい問題です。

「付き合っているから当たり前」、そのように思っていることはないでしょうか。

今、恋人がいる方も、いない方も下記について考えてみてください。

〈こんなことはありませんか?〉

「バカ」「うざい」など傷つくことを言う

友達との付き合いを制限する

性行為を強要する

デート費用をまったく払わない

メールなどをチェックする

に1つでもチェックがついたら、2人の関係は対等ではありません。どのような暴力であっても、暴力をふるうことは許されるものではありません。暴力によらないコミュニケーション方法を模索しましょう。

重点目標4 生涯を通した心身の健康づくりへの支援

【現状と課題】

- ・健康づくりは男女ともに必要なことです。加えて、女性は妊娠・出産を経験する可能性があり、男性とは異なる健康上の課題があることを男女が共に認識することが重要です。
- ・市民意識調査の結果では、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）※」という言葉の認知度は依然として低く、普及啓発が十分な状況とは言えません。
- ・そのため、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」とは、どのようなことを指しているのか、性と生殖に関する健康と権利に関する知識を普及させるとともに、避妊、不妊、子育て、更年期障害等あらゆる場面に応じた相談体制を整えていく必要があります。

※性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことを言います。

1994年のカイロの国連会議（国際人口・開発会議）で国際的承認を得た考え方です。

（1）行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての知識の普及	1 性に関する正しい認識と理解を児童・生徒の発達段階に応じ適切な指導を行います	学校教育課
	2 不妊に悩む男女に対する情報提供と支援の充実に努めます	市民生活課
(2) 生涯を通し健康の保持・増進の推進	1 生涯を通した男女の健康増進を促進します	社会教育課
	2 各種健康診査や検診を受けやすい体制整備を促進し、健康保持を支援します	市民生活課

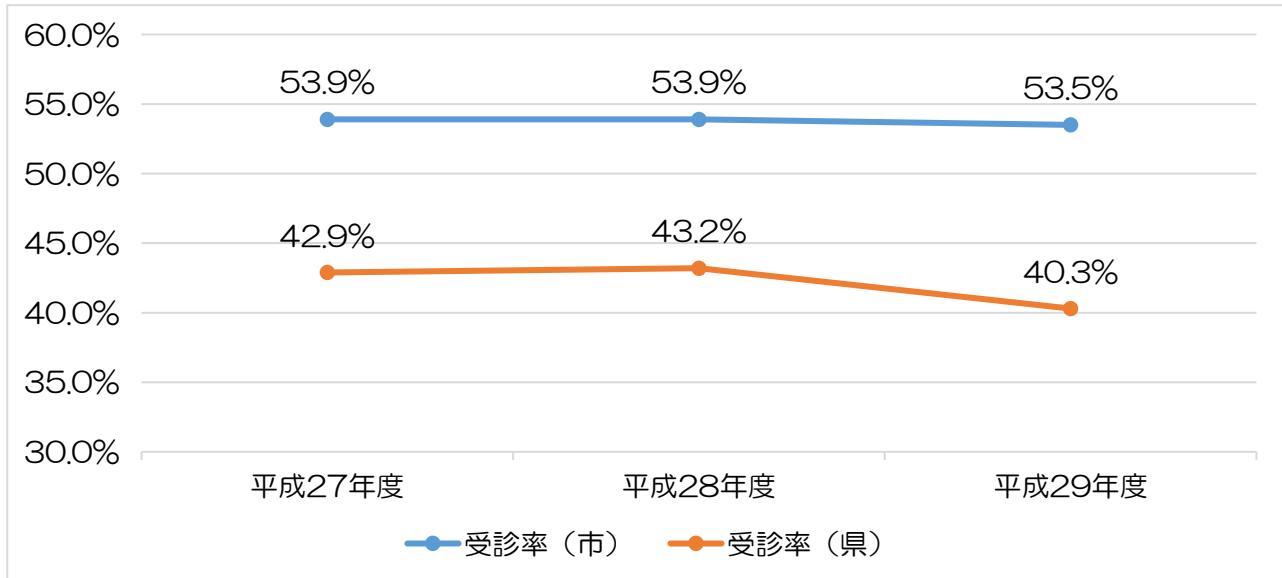
（2）市民の皆さまの役割

- ① 妊娠・出産等、男性と女性では健康上に異なる課題があることを理解しましょう。
- ② 健康診断を積極的に受け、健康意識の向上に努めましょう。
- ③ スポーツや趣味を通して体力づくりや生きがいづくりを行いましょう。

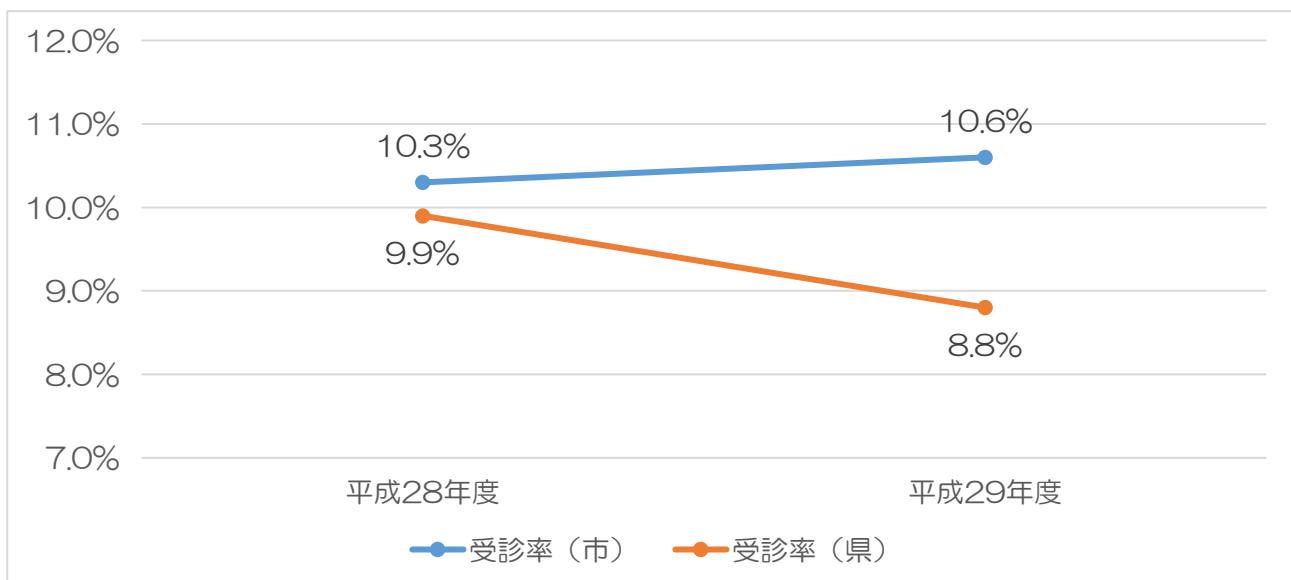
（3）指標

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	R6 年度目標
5	乳がん検診の受診率	市民生活課調べ	9.7% (R1)	増加
6	特定健康診査（集団検診・人間ドック）の受診率(40～74歳で国保加入者)	市民生活課調べ	53.9% (H30)	60%

●特定健康診査の受診率（40～74歳で国保加入者）



●乳がん検診（マンモグラフィ）の受診率



資料：令和元年度「佐渡市の福祉・保健・医療・環境」

【コラム】妊娠期や不妊治療について～優しい職場環境とは?～

近年の晩婚化等を背景に、不妊治療を受ける夫婦が増加しており、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあると考えられています。

また、厚生労働省が行った調査によると、仕事と不妊治療の両立ができず、16%の方が離職しているというデータがあります。人材を失うことは、事業所にとっても大きな損失です。

仕事と不妊治療の両立について、職場でも理解を深め、働きやすい職場環境を整えることは事業所にとってもメリットがあるはずです。

〈事業所で行える不妊治療のサポート例〉

◎通院に必要な時間だけ休暇がとれるよう、年次有給休暇を時間単位取得できるようにする

◎不妊治療を目的で利用できるフレックスタイム制を導入し、出退勤時刻の調整ができるようにする
不妊治療だけではなく、これらの配慮は妊娠期の女性にも優しい職場環境といえるでしょう。

上記だけではなく、育休の取りやすい職場の雰囲気の醸成等に取り組みましょう。

2 基本目標Ⅱ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる環境づくり

少子高齢化の進行や雇用状況などの社会変化に伴い、市民の生き方が多様化しているなかで、いきいきと安心して住みなれた地域で暮らしていくためには、多様な生き方を選択することができ、個が尊重され、個人が能力に応じて力を発揮することができる環境づくりが重要です。

しかしながら、現状では子育てや介護などの多くを女性が担っていたり、男性は社会的責任が重くなりすぎてしまったりしています。

そのため、女性がさらに活躍できるような職場環境づくりや、悩んだ際に助けを求められる環境づくりが必要です。

また、外国人やひとり親家庭など貧困等生活上の困難に苦慮している方に対応とともに、貧困等を防止するための取組も必要です。

さらに、安心して暮らせる環境を整備するには、防災・災害復興等への男女共同参画を促進していくことも大切です。

重点目標

- 1 働く場における男女共同参画の推進
- 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 3 男性にとっての男女共同参画
- 4 高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり
- 5 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備
- 6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築
- 7 國際理解の促進と在住外国人のまちづくりへの参加促進

重点目標1 働く場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 平成19年4月の男女雇用機会均等法の改正施行により、性別による差別禁止の範囲が拡大されるとともに、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いが禁止されるなど、雇用の分野においても男女の均等な機会と待遇の確保などを図る整備が推進されています。
- また、平成27年9月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行により、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である旨が明文化されました。
- 今後さらに家族形態やライフスタイルの多様化など社会を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、男女が互いに尊重しあうためには、第1次産業から第3次産業まで、幅広い働く場において、ハッピー・パートナー企業の推進等働きやすい職場環境の整備を進めることが重要です。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	1 男女雇用機会均等法において、雇用管理における性別を理由とする差別の禁止等の周知に努めます	総務課 地域振興課
	2 職場におけるハラスメントの防止に向けた研修や啓発に努めます	総務課 地域振興課
	3 ハッピー・パートナー企業登録に向けた周知啓発を行います	企画課
(2)個人の能力が発揮できる就業環境に向けた支援	1 働きやすい企業や業界に関する情報を収集し、情報提供に努めます	地域振興課
	2 性別によることなく、個人の能力に応じて起業、就職、再就職が目指せるように支援します	地域振興課

(2) 市民の皆さまの役割

- 男女雇用機会均等法を遵守し、様々な場面で男女格差をなくしましょう。
- 相手のことを思いやり、ハラスメントを撲滅しましょう。

(3) 事業主の皆さまの役割

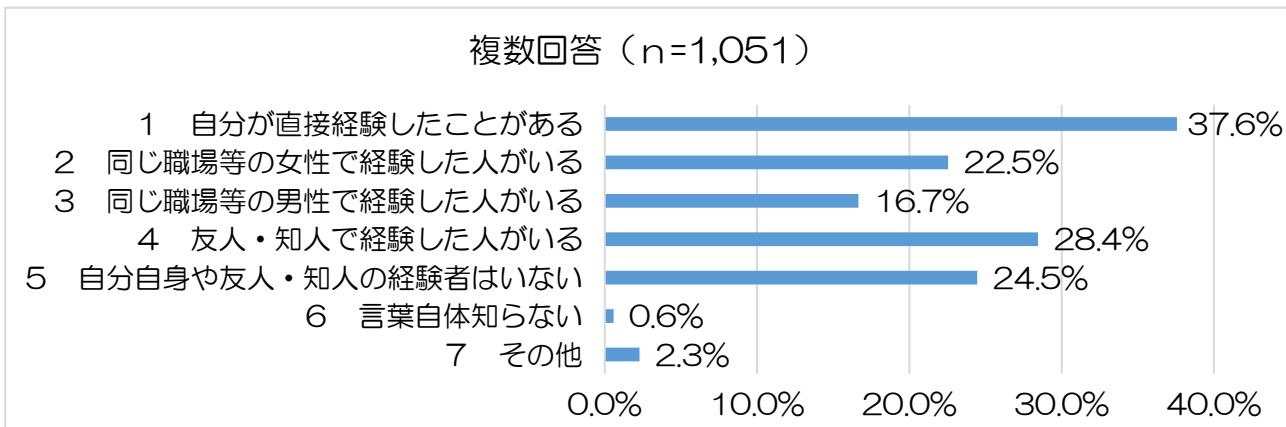
- 公正な採用選考を行いましょう。
- 職場内のハラスメント対策に取り組みましょう。
- 個人の能力が発揮できるよう、適正な人員配置や人材確保に努めましょう。

(4) 指標

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	R6 年度目標
7	ハラスメントを「自分が直接経験したことがある」人の割合	市民意識調査	37.6% (R1)	減少

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	R6 年度目標
8	性別により評価されがちがないよう、人事考課基準を明確に定めている割合	事業所調査	29.1% (H29)	増加
9	妊娠、出産、育児、介護を理由に退職した従業員を対象とした再雇用制度がある事業所の割合	事業所調査	18.0% (H29)	増加
10	ハッピー・パートナー企業登録数（累計）	新潟県調べ	31 団体 (R1)	40 団体

●ハラスメントを受けたことがあると回答した人の割合

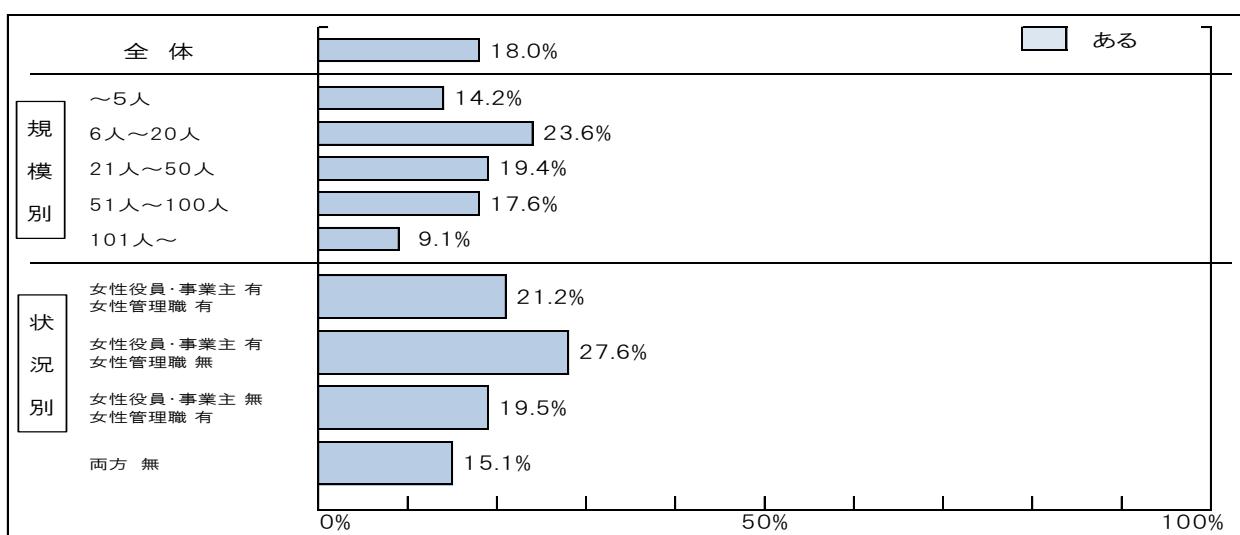


資料：市「令和元年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

●性別により評価されがちがないよう、人事考課基準を明確に定めている割合

取組内容	実施している		実施していない		検討中		無回答	
	事業所数	比率	事業所数	比率	事業所数	比率	事業所数	比率
性別により評価されがちがないよう、人事考課基準を明確に定めている	241	29.1%	390	47.1%	80	9.7%	117	14.1%

●妊娠、出産、育児、介護を理由に退職した従業員を対象とした再雇用制度の状況



資料：市「平成 29 年度 佐渡市男女共同参画実態調査（事業所アンケート）」

重点目標2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【現状と課題】

- 内閣府の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が現実した社会について、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』と定義しています。
- 男女がともに充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活・地域活動等のバランスを取りながら、多様化している個人の状況に応じて生き方が選択できることが大切です。
- 市民意識調査においても、男女共同参画に関する催しものがあった際に、参加してみたいか尋ねたところ、45.2%が参加したくないという回答でしたが、参加したくない理由をみてみると、「仕事が忙しく、休みの日は育児・介護が忙しいため参加できない」のような、「参加できない」理由の記述も多く見られました。
- そのため、一人ひとりのライフステージに応じて多様な働き方を選択し、仕事と生活の調和を実現していくことができるよう意識啓発と支援に努めていきます。

（1）行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 仕事と生活の調和に向けた意識啓発	1 それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる就業環境整備に向け、各種制度の周知・啓発に努めます	総務課 地域振興課
	2 育児・介護休業等を取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発に努めます	総務課 地域振興課
(2) 多様なライフスタイルに対応するための支援	1 放課後児童クラブ等、放課後の子どもたちの安心・安全な居場所の確保に努めます	子ども若者課
	2 在宅サービス、施設サービスなど介護サービスの充実を図ります	高齢福祉課

（2）市民の皆さまの役割

- 男女が互いに協力して、仕事と家庭・地域活動を両立させましょう。
- 男女が共に育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりに努めましょう。
- 個人を尊重し、多様なライフスタイルを社会全体で支えていきましょう。

（3）事業主の皆さまの役割

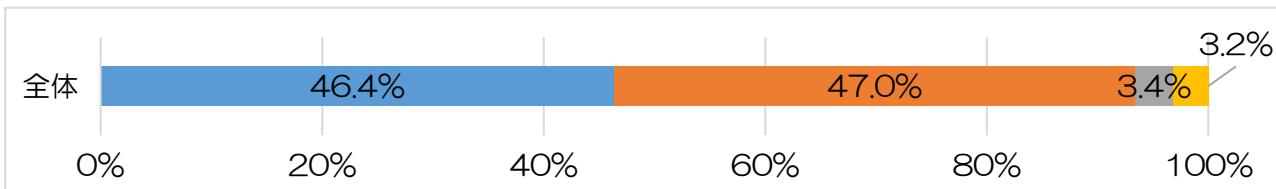
- 従業員が仕事と家庭・地域活動を両立しながら、働き続けられる職場環境づくりに努めましょう。

（4）指標

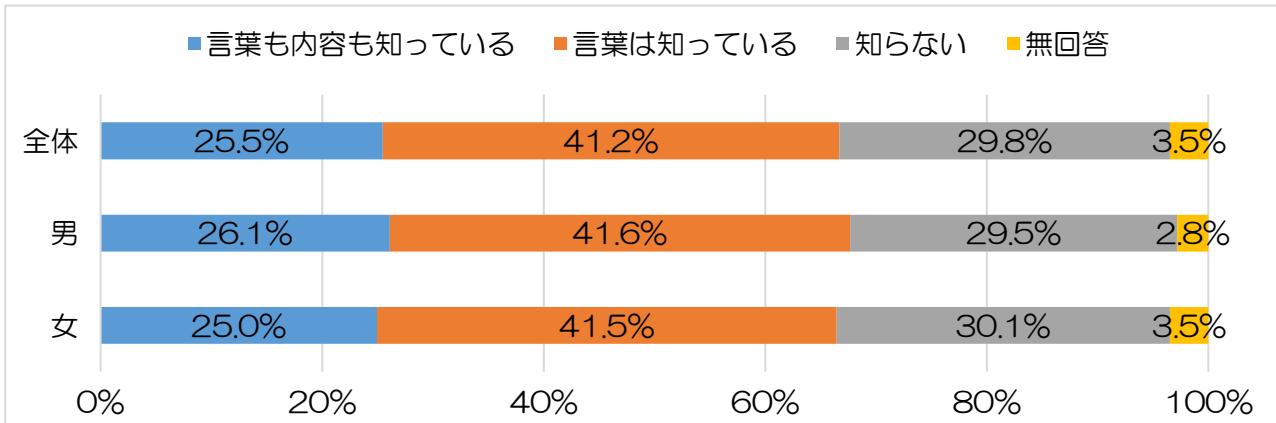
No.	指標	算出方法等	現状（年度）	R6 年度目標
11	働き方改革について「内容を知っている」人の割合	市民意識調査	46.4% (R1)	増加

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	R6 年度目標
12	ワーク・ライフ・バランスについて「内容まで知っている」と回答した人の割合	市民意識調査	25.5% (R1)	増加
13	介護休業制度について内容を「知っている」と回答した人の割合	市民意識調査	56.6% (R1)	増加
14	仕事と家庭の両立支援制度を整備している割合	事業所調査	29.3% (H29)	増加

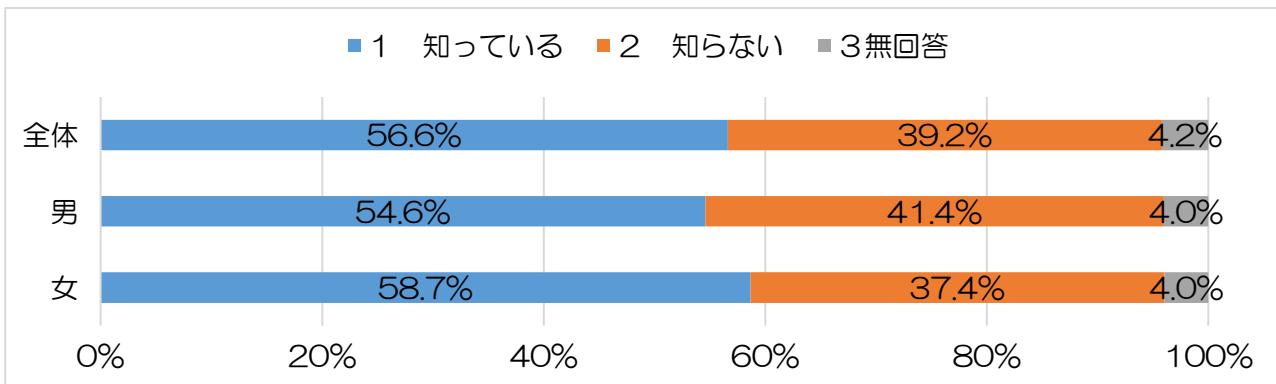
●働き方改革について「内容を知っている」人の割合



●ワーク・ライフ・バランスの認知度



●介護休業制度について



資料：市「令和元年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

●仕事と家庭との両立支援制度を整備している事業所の割合

取組内容	実施している		実施していない		検討中		無回答	
	事業所数	比率	事業所数	比率	事業所数	比率	事業所数	比率
仕事と家庭との両立支援制度を整備している	243	29.3%	394	47.6%	88	10.6%	103	12.4%

資料：市「平成29年度 佐渡市男女共同参画実態調査（事業所アンケート）」

重点目標3 男性にとっての男女共同参画

【現状と課題】

- ・男女共同参画社会の実現のためには、女性だけではなく男性も男女共同参画の意義を理解し、性別の固定的な役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる場面で男女が共に支え合うことが重要です。
- ・また、男性は、男性であるがゆえに社会的な重圧や長時間労働等の悩みを抱えており、このことは精神的負担や自殺者の増加の要因の一つと考えられています。
- ・平成25年から平成29年の合計では、本市の男性の自殺者は女性の約3倍であり、大切なのちを守るためにも相談しやすい環境を整える必要があります。
- ・男女共同参画社会の実現は、男性がより暮らしやすくなるものでもあることを周知し、社会的責任を共有していくことの必要性の周知や、育児・介護休業制度の利用等を通して、男性の家庭生活や地域活動への参画の重要性を周知していくことが必要です。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 男性が抱える困難への対応	1 誰もが相談しやすい相談体制の充実に努めます	社会福祉課 市民生活課
(2) 男性の家事・育児・介護等への参画の促進	1 男性の働き方を見直せるように事業所への意識啓発に努めます	地域振興課
	2 男性が家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します	市民生活課 子ども若者課 高齢福祉課

(2) 市民の皆さまの役割

- ① 悩んだときは、迷わず誰かに相談するようにしましょう。
- ② 男女共同参画は女性だけのものではないということを男性も理解し、積極的に家事・育児・介護に参加しましょう。
- ③ 「男性だから」という意識にとらわれないようにしましょう。

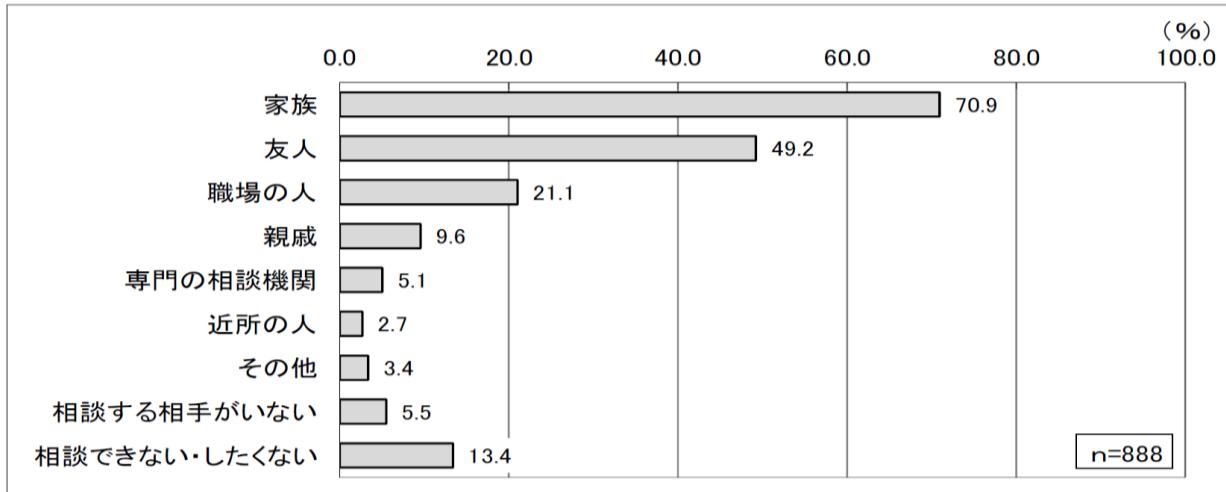
(3) 事業主の皆さまの役割

- ① 男性も育児・介護休業等を取得しやすい職場環境づくりに努めましょう。

(3) 指標

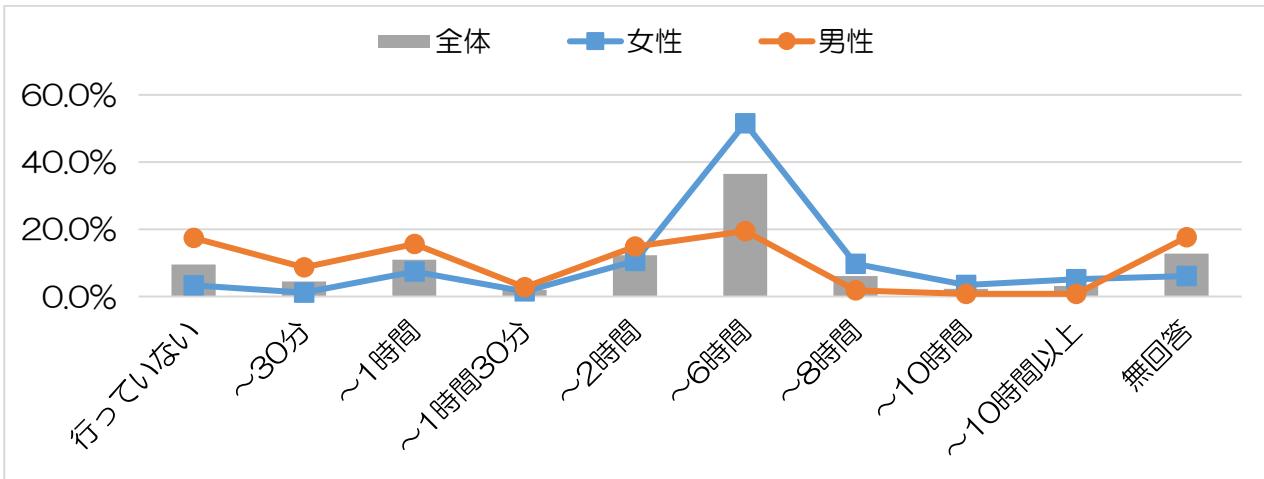
No.	指標	算出方法等	現状（年度）	R6 年度目標
15	悩みを抱えたとき、誰にも相談する相手がいないと回答した人の割合	市民生活課調べ	5.5% (H29)	減少
16	男性の平日1日の生活時間のうち、家事・育児・介護などの平均時間	市民意識調査	1時間55分 (R1)	2時間00分

●悩みを抱えたとき、誰に相談しようと思うか。



資料：平成 29 年度 佐渡市こころの健康づくりに関するアンケート調査（成人）

●平日の「家事・育児・介護」の平均時間について



資料：市「令和元年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

【コラム】相談しやすい環境づくりとは？

人には、家庭・地域・職場など様々な居場所があります。そのそれぞれの居場所において、相談しやすい環境であることが重要です。

◇家庭・地域で・・・

- ・相手の反応を見ながら、自分が使う言葉やフレーズを考える。
- ・相づちをうちながら、話を聞く。

◇職場で・・・

- ・相談窓口を設置する。
- ・職場の雰囲気づくりをする。

職場においては、相談窓口を明確化することで、ハラスメントの早期発見や防止等の対策にもなります。

重点目標4 高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり

【現状と課題】

- 本市では、自然減少・社会減少を合わせ、毎年約1,000人が減少しています。平成30年度末時点の総人口は54,656人であり、総人口に対し65歳以上の方の割合は、22,497人と、全体の41.2%を占めています。
- 全国的にも高齢者・障がい者の割合が、年々増加している中で、全ての人が生きがいをもって、共に協力し合い、支え合い、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会が求められています。
- また、市民意識調査の結果においても、家庭における介護の負担は主に女性が担っている傾向があるため、介護が必要な人を社会全体で支えていく仕組みをつくる必要があります。
- 加えて、高齢者・障がい者も社会を支える重要な一員としてとらえ、住み慣れた地域で活躍、または安心して暮らすための環境づくりに努めることが必要です。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1)高齢者・障がい者の社会参画支援	1老人クラブ等の事業を通じ、高齢者の自主的な活動を支援します	高齢福祉課
	2障がい者が地域で生きがいをもって暮らしやすい仕組みを整備します	社会福祉課
(2)高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり	1高齢者・障がい者の生活を包括的に支援します	社会福祉課 高齢福祉課
	2介護負担を軽減するサービスの充実や人材育成等生活支援体制を整備します	高齢福祉課

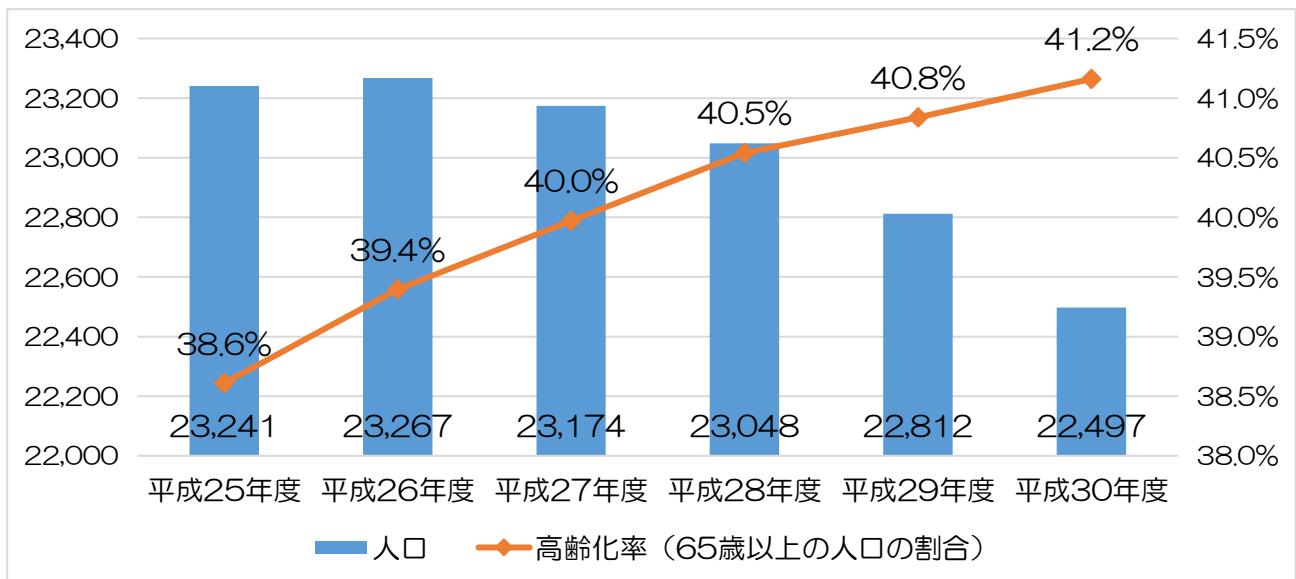
(2) 市民の皆さまの役割

- ① 高齢者・障がい者も地域の一員として認識し、地域全体で助け合う仕組みをつくりましょう。

(3) 指標

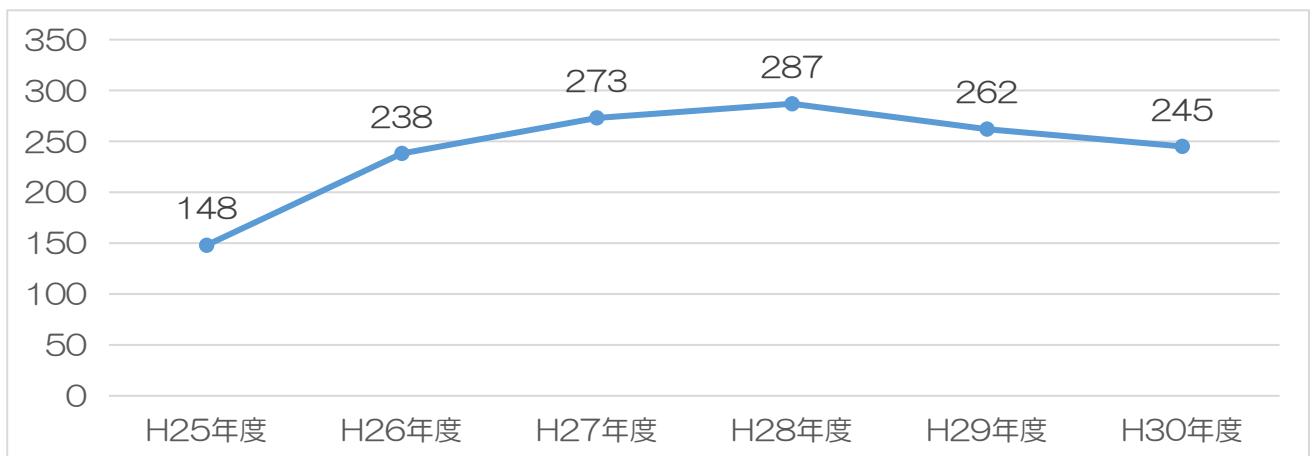
No.	指標	算出方法等	現状(年度)	R6年度目標
17	介護保険ボランティアポイント制度の登録者数	高齢福祉課調べ	245人 (H30)	300人
18	認知症サポーターの人数 (累計)	高齢福祉課調べ	7,821人 (H30)	10,000人 (R2までの目標)

●佐渡市の高齢者人口、高齢化率の推移（各年度3月31日時点）



資料：佐渡市住民基本台帳人口

●介護保険ボランティアポイント制度の登録者数の推移



資料：高齢福祉課調べ

【コラム】障がい者雇用について

本市では、障がいのある方の就労についても相談にのっています。

障がいがあって、就労についてお悩みの方は、下記までご連絡ください。

佐渡市役所 社会福祉課 障がい福祉係 電話：0259-63-5113

重点目標5 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

- ・経済状況や少子高齢化、結婚や離婚に対する意識の変化などに伴い、非正規雇用の増加をはじめとする就業構造の変化や単身世帯・ひとり親世帯が増加し、不安定雇用や収入格差による貧困や社会的孤立等の困難を抱える人が増加しています。
- ・貧困や社会的孤立等の困難を抱えている人は、複合的な課題を抱えている場合が多く、容易に現状を開けきれないケースが増加しています。
- ・特に母子家庭の平均年収は一般的家庭と比べて低い水準にあり、経済的に困難を抱えています。
- ・このため、生活困窮者への自立支援と生活意欲の助長を図ることにより、安定した生活が送れるよう支援をしていくことが重要です。
- ・貧困等により困難を抱えた人々に対し、それぞれの状況に応じた支援を充実させ、誰もが安心して暮らせる環境整備を進めていくことが重要です。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1)生活困窮者への自立支援	1 生活困窮者への総合的な支援を行います	社会福祉課
(2)ひとり親家庭への支援	1 ひとり親家庭への総合的な支援を行います	子ども若者課

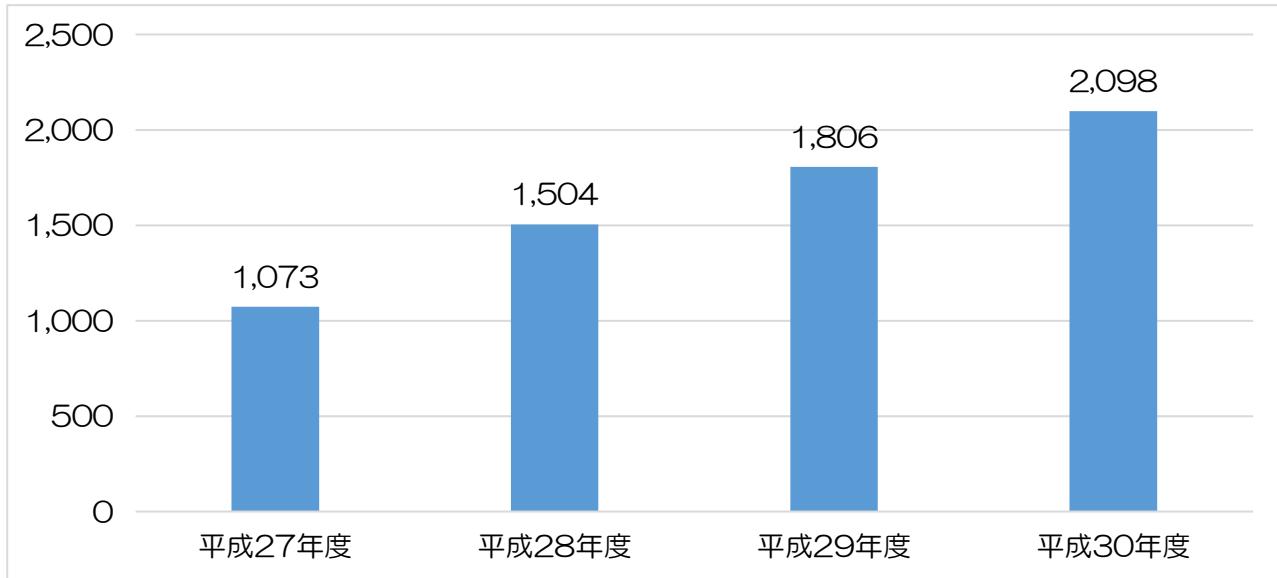
(2) 市民の皆さまの役割

- ① 収入が不安定で、生活費のやりくりに困っているなど、生活や経済的な困りごとがあれば、1人で悩まず相談するようにしましょう。

(3) 指標

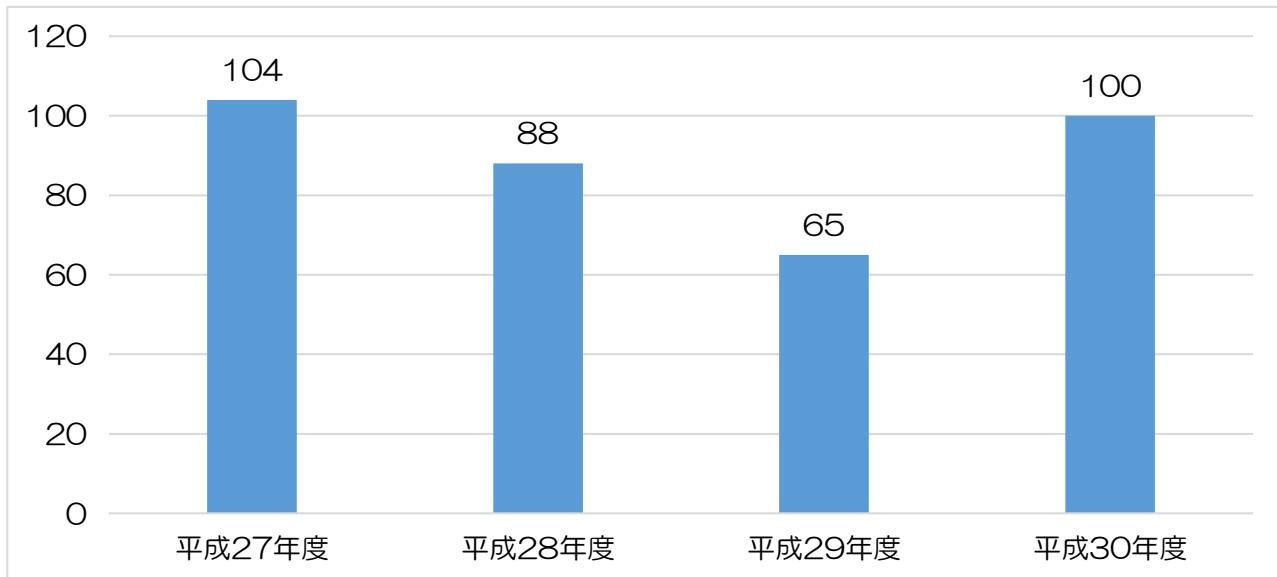
No.	指標	算出方法等	現状（年度）	R6 年度目標
19	自立相談支援の相談援助件数	社会福祉課調べ	2,098 件 (H30 年度)	増加
20	ひとり親家庭において、悩みがあるときに、相談すると回答した人の割合	子ども若者課調べ	82.6% (H30 年度)	90%

●自立相談支援における相談援助件数



資料：社会福祉課調べ「佐渡市の福祉・保健・医療・環境」

●ひとり親家庭の相談件数（延べ数）の推移



資料：子ども若者課調べ

重点目標6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築

【現状と課題】

- ・災害発生時における避難所等での様々な場面において、性別に配慮した支援の課題が明らかになっています。
- ・本市においても、平成29年7月の豪雨や、平成30年2月の大寒波等自然災害が発生しており、今後も地球温暖化等の影響を考えると、災害対策の強化をさらに進める必要があります。
- ・そのため、地域においても男女共同参画の視点を取り入れることや、避難所運営等において様々な視点に配慮した防災体制を構築していくことが重要です。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 様々な視点に配慮した防災体制構築	1 防災計画や災害対応マニュアル等市の防災対策に女性や要配慮者等の視点を取り入れます	防災管財課
	2 災害時の避難所運営等、様々な場面において、男女共同参画の視点に配慮した対応となるよう、市民を対象とした研修会を開催します	防災管財課

(2) 市民の皆さまの役割

- ① 自主防災組織では、女性や要配慮者に留意した避難体制を普段から考えていきましょう。

(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	R6年度目標
21	研修会等を受け、防災意識が向上したと回答した人の割合	防災管財課調べ	—	増加



【コラム】男女共同参画の視点を取り入れた防災対策とは

災害時においては、避難所など様々な場面において、年齢、性別、身体的状況などに違いがあることを前提とした支援体制を構築する必要があります。

避難所設営等においては、例えば・・・

◎プライバシーを確保できるよう仕切りを設置する

◎男女でトイレをわける

◎乳幼児が安全に遊べる空間の確保や乳幼児のいる家庭用のエリアを設ける

この他にも、地域で防災体制を考える際には、女性も参加できるような会をもち、女性の視点や声も反映できるようにしましょう。

重点目標7 国際理解の促進と在住外国人のまちづくりへの参加促進

【現状と課題】

- 男女共同参画の取組は、国際的な動きに影響を受けながら進んでいることから、国際社会の動向について理解と興味関心を深めていくことが必要です。
- また、近年は日本に在住する外国人も増加しています。本市においても外国人の方は、毎年200名程度在住しています。
- 外国人住民の男女比については、どの年度においても女性が男性の約3倍程度在住しています。
- 外国人は、家庭生活や教育などのあらゆる場面で言語や文化、生活習慣が異なることから様々な課題を抱えています。しかしながら、地域との関わりも少なく相談相手がないため、課題解決が困難な状況です。
- さらに今後は、外国にルーツを持った子どもたちが増加することも予測されるため、外国の生活習慣や文化を認め合い、佐渡に住む外国人を同じ地域の構成員として対等な関係を築けるようにし、異文化理解の促進や在住外国人も安心して暮らせるような環境づくりを進めていく必要があります。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1)国際理解への取組	1 異文化に触れ合う機会を提供し、国外への興味関心を促します	学校教育課 社会教育課
(2)在住外国人への支援	1 ボランティア、市民活動団体と連携した相談体制づくりや支援を行います	市民生活課
	2 医療・福祉における多様な言語での受け入れ態勢の整備を推進します	市民生活課

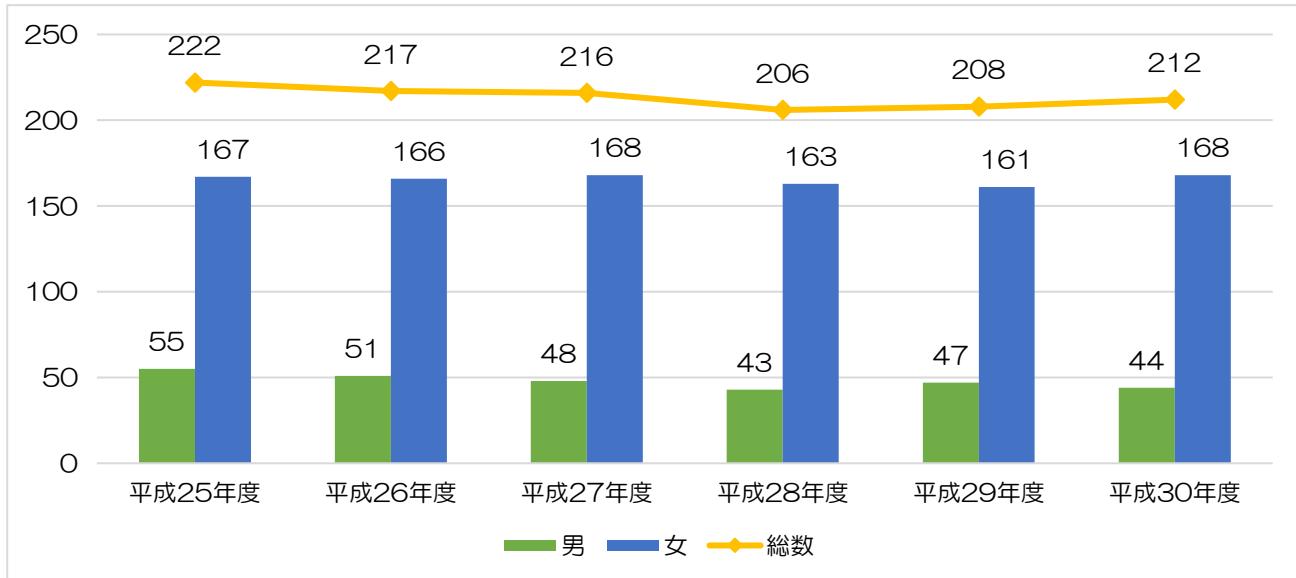
(2) 市民の皆さまの役割

- ① 佐渡に住む外国人の文化や習慣を理解し、外国人を地域の一員として認め、お互いに協力していきましょう。

(3) 指標

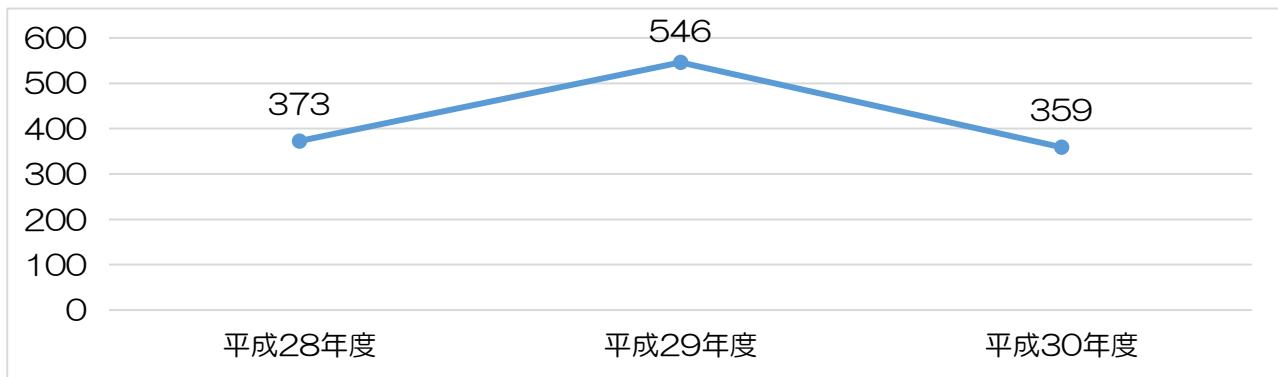
No.	指標	算出方法等	現状（年度）	R6 年度目標
22	公民館講座（外国語）の参加人数	社会教育課調べ	359人 (H30)	増加

●佐渡市における外国人住民の推移（各年度末時点）



資料：佐渡市住民基本台帳人口

●公民館講座（外国語）の参加人数の推移



資料：社会教育課調べ

【コラム】様々なハラスメント

ハラスメントとは、相手に対して行われる「嫌がらせ」のことで、性的な嫌がらせを行う（セクシャルハラスメント）、地位や権力などを背景に相手に嫌がらせを行う（パワーハラスメント）など様々なハラスメントがあり、ハラスメントは行う方の意識の有無に関係がないため、たとえ本人にそのつもりがない場合でも相手を傷つける行為等は、ハラスメントに該当します。

上記のハラスメント以外にも・・・

- ◎モラルハラスメント（肉体的ではなく、言葉や態度等によって精神的に継続的な嫌がらせ）
- ◎アルコールハラスメント（飲酒に関連する嫌がらせ）
- ◎ジェンダーハラスメント（「男らしさ」「女らしさ」を強要される嫌がらせ）
- ◎マタニティハラスメント（職場において妊婦に対して行われる嫌がらせ）

この他にも、様々なハラスメントがありますが、どれも本人にその気はない場合でも、相手方を傷つける行為はハラスメントに該当します。

3 基本目標Ⅲ 女性の活躍できる社会づくり

近年では、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して活躍することが一層重要となっていることに鑑み、国では平成27年9月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。

しかし、本市の女性管理職の割合も4.8%と女性の登用率が低いのが現状です。男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的に共存し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現のためには、少子高齢化、福祉、防災、国際理解等、市民生活に身近な問題について、男女があらゆる意思決定の場に関わり、共に責任を担っていくことが重要です。

また、男女共同参画は女性のみの問題ではなく、全ての人に当てはまるものです。男性、高齢者、障がい者、在住外国人等がそれぞれの課題に対して、その解決に取り組む必要があります。

そのため、意思決定の場への女性の参画を進めながら、あらゆる立場の人が社会に参画できるように社会づくりを行います。

重点目標

- 1 あらゆる政策・方針決定の場への女性参画の促進
- 2 農業や商工業等自営業の男女共同参画の推進

重点目標1 あらゆる政策・方針決定の場への女性参画の促進

【現状と課題】

- 市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合や市職員の女性管理職の割合を見ると政策・方針決定の場に女性が少ない現状があることから、女性の意見を反映する機会を増やすことにより、男女の調和がとれた社会の実現が可能になります。
- そのため、女性が社会におけるあらゆる分野で能力を発揮することができるよう、女性の参画意欲を高め、スキルアップできる体制を整備する必要があります。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1)各種附属機関・懇談会・団体等における女性の積極的な登用	1 市の附属機関・懇談会等における女性の登用を積極的に取り組みます	全課
	2 市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合を定期的に調査します	企画課
	3 市女性職員の育成・係長以上の役職への登用を推進します	総務課
(2)地域の活動団体における女性参画の促進	1 女性の参画を促進する団体、グループ、NPO等を支援し、地域の活動団体への女性の参画を促進します	全課

(2)市民の皆さまの役割

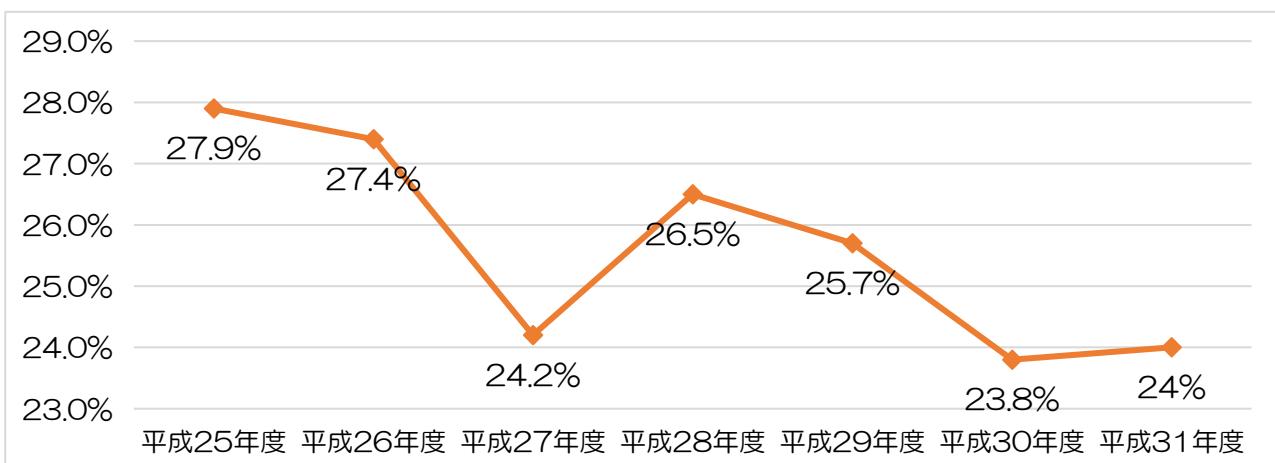
- 市の附属機関・懇談会等に女性が積極的に参加できるように協力しましょう。
- 地域の活動団体・グループ等に積極的に参加しましょう。

(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	R6 年度目標
23	市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合	企画課調べ	24.0% (R1)	30%

●附属機関・懇談会等における女性の登用率

(平成25年度～平成29年度は4月1日時点、平成30年度～令和元年度は、5月1日時点)



資料：企画課調べ

(コラム) 女性の登用率 30%を目指すと

国の取組に、<2020年30%>という取組があります。これは、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度とする」という内閣府男女共同参画局が平成15年に掲げた目標です。

他国の目標値も30%以上で設定されていることが多く、この30%目標値は「クリティカル・マス」と呼ばれており、1990年の「国連ナイロビ将来戦略勧告」によって世界的に妥当なものだと確認された数値です。

10%、20%でも効果はありますが、より影響を大きくするには30%が基準となっています。

重点目標2 農業や商工業等自営業の男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 農業や商工業等自営業において、女性は生産や経営の担い手として重要な役割を果たしているものの、経営方針の決定においては関与が不十分です。また、農業や商工業等自営業は働く場と生活の場が一体になっていることが多く、女性は労働のほかに、家事・育児・介護など生活面の負担が大きくなっている傾向がみられます。
- そのため、農業や商工業等自営業に携わる女性の経営参画を促進し、その役割が正当に評価され、また、ワーク・ライフ・バランスの観点からも快適で働きやすい労働環境を整備することが必要です。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 農業における女性の経営参画の促進	1 家族経営協定※の締結を促進します	農業政策課 農業委員会事務局
	2 女性が力をつけ能力が十分に発揮できるよう、生産や経営管理の知識・技術を習得するための研修機会の提供を推進します	農業政策課
(2) 商工業等自営業における女性の経営参画の促進	1 家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備について普及・啓発を図ります	地域振興課
	2 女性の参画を促進するため、経営に関して必要な技術や知識の習得のための研修機会の提供を推進します	地域振興課

※家族経営協定

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件、就業環境について話し合いのうえ、取り決めをするものです。

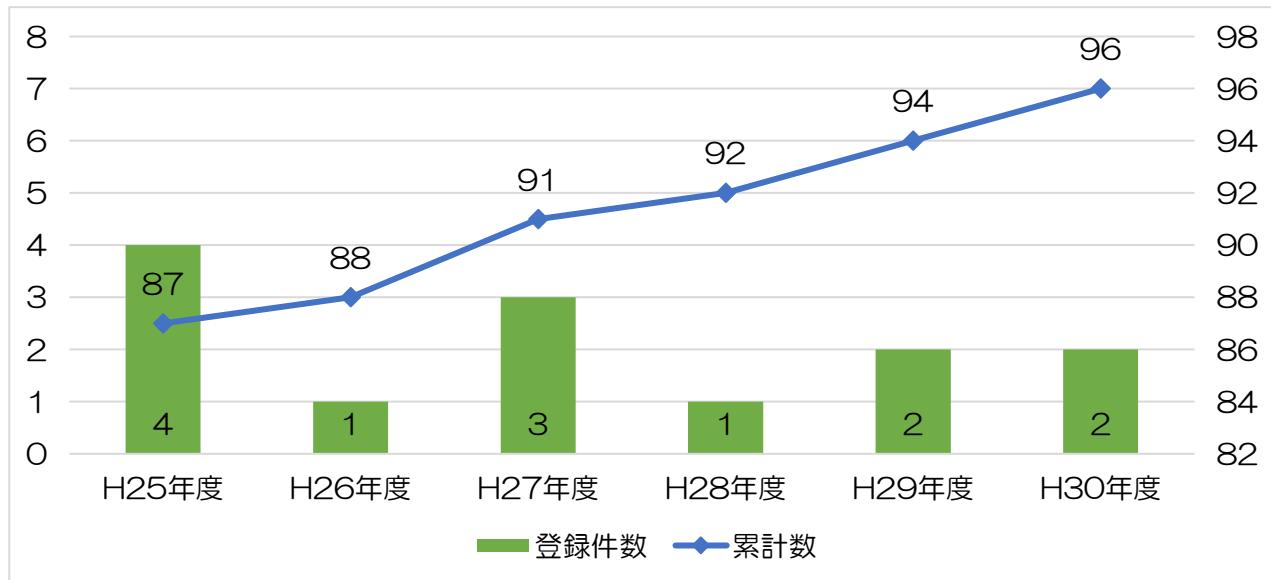
(2) 市民の皆さまの役割

- 経営方針、報酬や労働時間等について話し合い、パートナーが対等な関係であることを認識するとともに、生活面においても家事・育児・介護などをお互い負担できるよう意識することに努めましょう。

(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	R6 年度目標
24	農業における家族経営協定の締結数（累計）	農業委員会事務局調べ	96 件 (R1)	105 件
25	女性の起業支援件数（累計）	地域振興課調べ	8 件 (H3O)	増加

●農業における家族経営協定の各年度の登録件数と累計数の推移



資料：農業委員会事務局調べ

第3章

計画の指標

目指すべき方向性

No.	指標	算出方法等	現状 (年度)	R6 年度目標
一	男女共同参画の実現について賛成する人の割合	市民意識調査	80.1% (R1)	増加

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり

No.	指標	算出方法等	現状 (年度)	R6 年度目標
1	「仕事」と「家庭」の優先度について、「共働きで、共に家庭を守る」ことが現状に近いと回答する人の割合	市民意識調査	33.2% (R1)	増加
2	「職場」での男女の地位が、平等になっていると回答する人の割合)	市民意識調査	30.7% (R1)	増加
3	子どもがいると回答した人で、学校教育の場において「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	52.8% (R1)	増加
4	DV の被害について「相談しなかった」理由のうち、「安心して相談できるところがなかった、人がいなかった」と回答した人の割合	市民意識調査	30.7% (R1)	減少
5	乳がん検診の受診率	市民生活課調べ	9.7% (R1)	増加
6	特定健康診査（集団検診・人間ドック）の受診率（40 歳～74 歳で国保加入者）	市民生活課調べ	53.9% (H30)	60%

基本目標Ⅱ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる環境づくり

No.	指標	算出方法等	現状 (年度)	R6 年度目標
7	ハラスメントを「自分が直接経験したことがある」人の割合	市民意識調査	37.6% (R1)	減少

8	性別により評価されることがないよう、人事考課基準を明確に定めている割合	事業所調査	29.1% (H29)	増加
9	妊娠、出産、育児、介護を理由に退職した従業員を対象とした再雇用制度がある事業所の割合	事業所調査	18.0% (H29)	増加
10	ハッピー・パートナー企業登録数 (累計)	新潟県調べ	31 団体 (R1)	40 団体
11	働き方改革について「内容まで知っている」人の割合	市民意識調査	46.4% (R1)	増加
12	ワーク・ライフ・バランスについて「内容まで知っている」人の割合	市民意識調査	25.5% (R1)	増加
13	介護休業制度について内容を「知っている」と回答した人の割合	市民意識調査	56.6% (R1)	増加
14	仕事と家庭の両立支援制度を整備している割合	事業所調査	29.3% (H29)	増加
15	悩みを抱えたとき、誰にも相談する相手がいないと回答した人の割合	市民生活課調べ	5.5% (H29)	0%
16	男性の平日 1 日の生活時間のうち、家事・育児・介護などの平均時間	市民意識調査	1 時間 55 分 (R1)	増加
17	介護保険ボランティアポイント制度の登録者数	高齢福祉課調べ	245 人 (H30)	300 人
18	認知症サポーターの人数（累計）	高齢福祉課調べ	7,821 人 (H30)	10,000 (R2までの目標値)
19	自立相談支援の相談援助件数	社会福祉課調べ	2,098 件 (H30)	増加
20	ひとり親家庭において、悩みがあるときに、相談すると回答した人の割合	子ども若者課調べ	82.6% (H30)	90%
21	研修会等を受け、防災意識が向上したと回答した人の割合	防災管財課調べ	— 新規	増加
22	公民館講座（外国語）の参加人数	社会教育課調べ	359 人 (H30)	増加

基本目標Ⅲ 女性の活躍できる社会づくり

No.	指標	算出方法等	現状 (年度)	R6 年度目標
23	市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合	企画課調べ	24.0% (R1)	30%
24	農業における家族経営協定の締結数 (累計)	農業委員会事務局 調べ	96 件 (R1)	105 件
25	女性の起業支援件数（累計）	地域振興課調べ	8 件 (H30)	増加

資料編

- 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査結果
- SDGsについて

佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査結果

1 調査目的

市民の男女共同参画に関する意識を把握し、令和2年度からの第3次佐渡市男女共同参画計画のための参考資料とともに、男女共同参画社会の実現に向け、市の施策を一層充実させるためにも活用する。

2 調査設計と回収状況

(1) 調査対象 佐渡市に在住する満20 歳から69 歳までの男女

(前回：佐渡市に在住する満20 歳から69 歳までの男女)

(2) 発送数 計3,000 通

(前回：2,000 通)

(3) 抽出方法 住民基本台帳に基づく無作為抽出

(前回：住民基本台帳に基づく年代別抽出 (20 代～60 代各400 人))

(4) 調査方法 郵送方式 (料金受取人払いの返信用封筒を添えて郵送)

(前回：郵送方式・郵便回収)

(5) 調査期間 令和元年7月25日～8月30日

(前回：平成26年2月)

(6) 回答数 (回答率) 1,123 通 (37.4%)

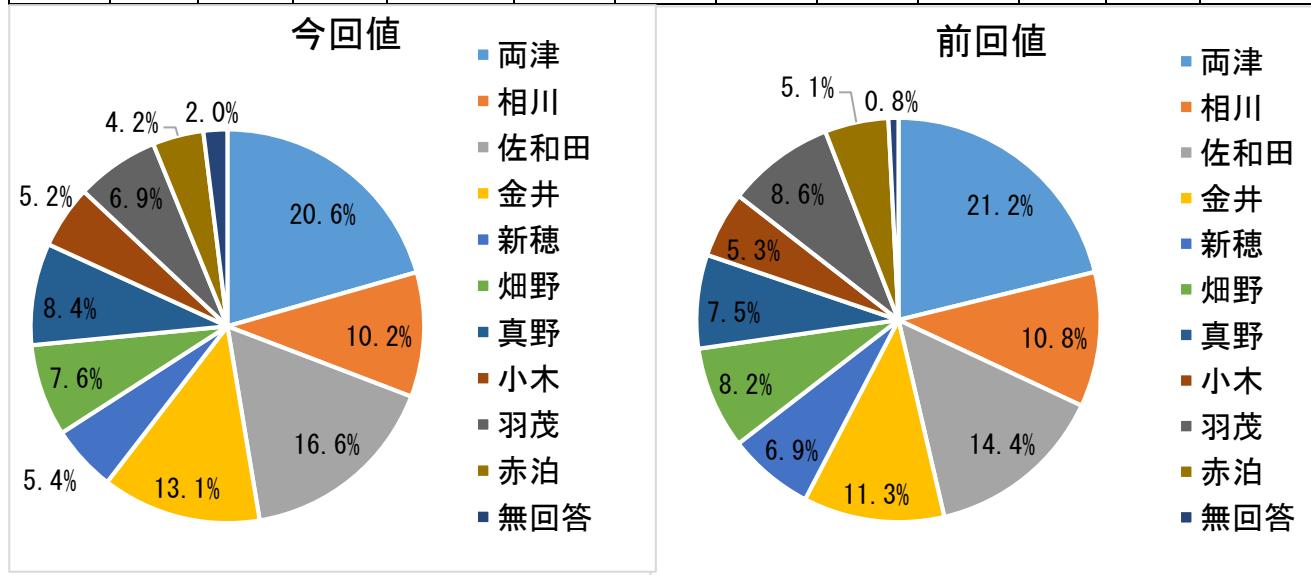
(前回 723 通 (36.2%)

3 調査結果

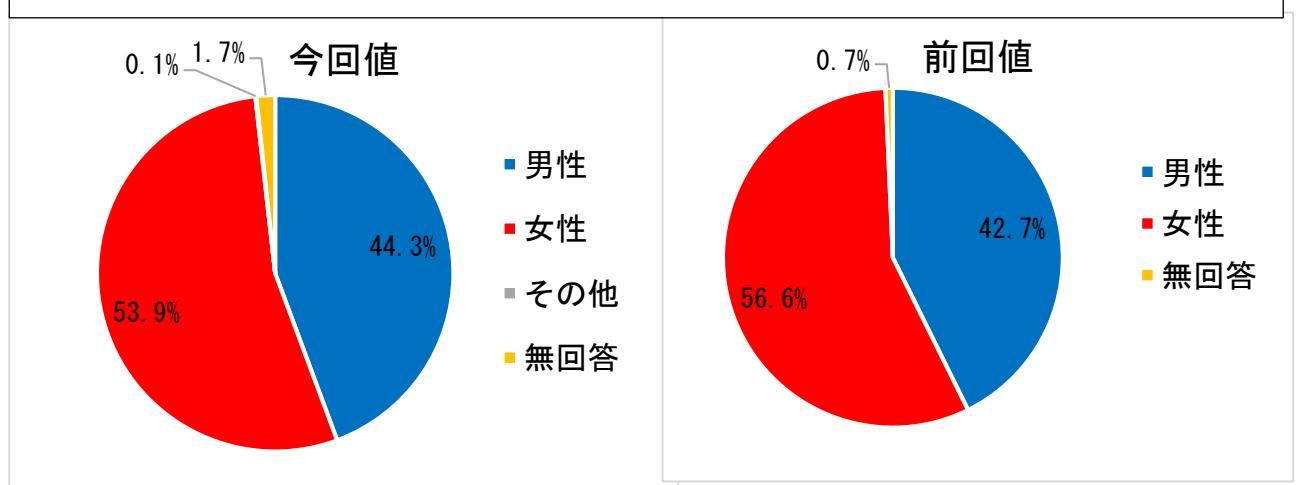
I 回答者の傾向【問1～問8】

問1 あなたのお住まいはどちらですか。 (○は1つまで)

	全体	両津	相川	佐和田	金井	新穂	畠野	真野	小木	羽茂	赤泊	無回答
前回	723	153	78	104	82	50	59	54	38	62	37	6
今回	1123	231	115	186	147	61	85	94	58	77	47	22

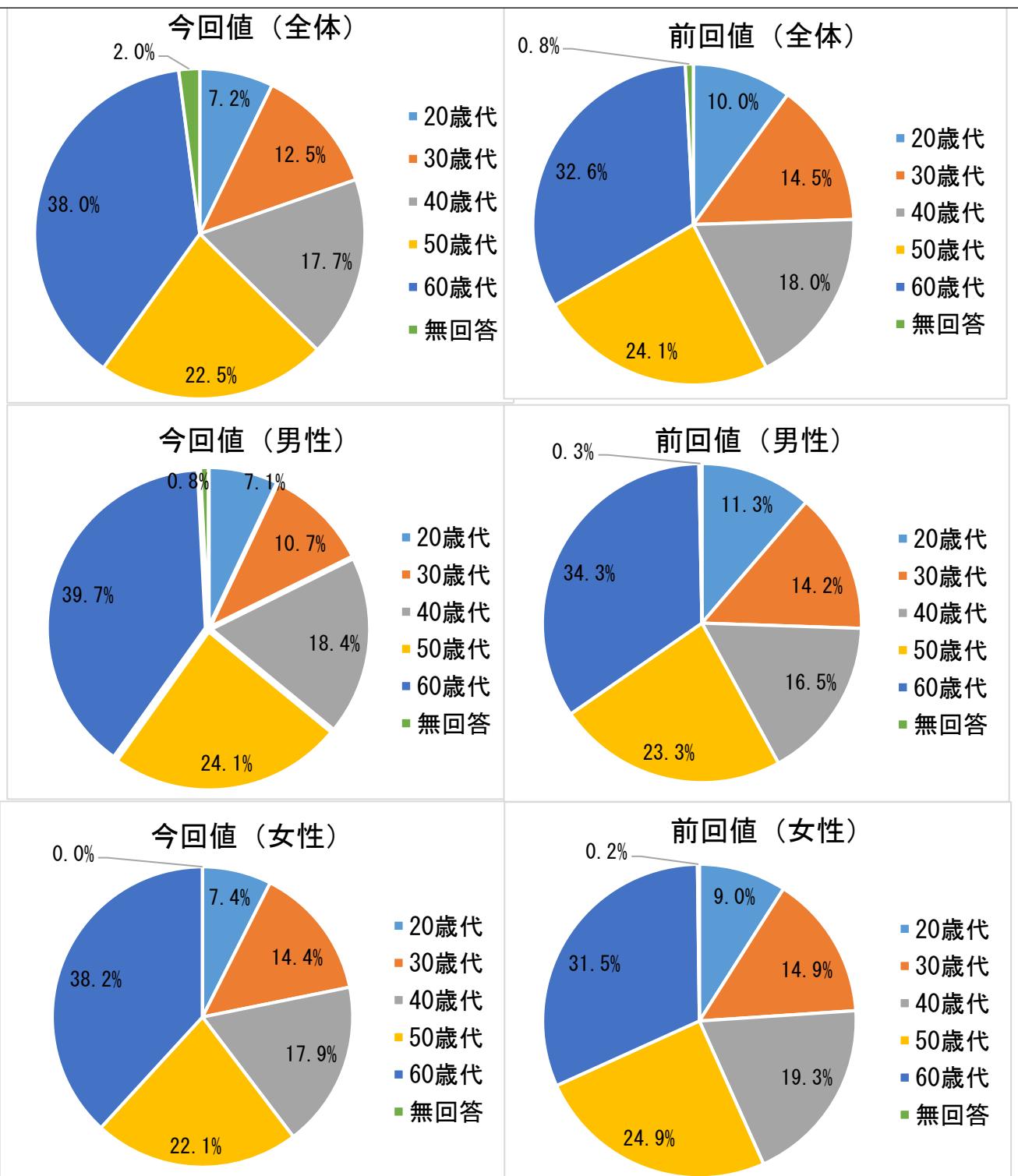


問2 あなたの性別を教えてください。 (○は1つまで)



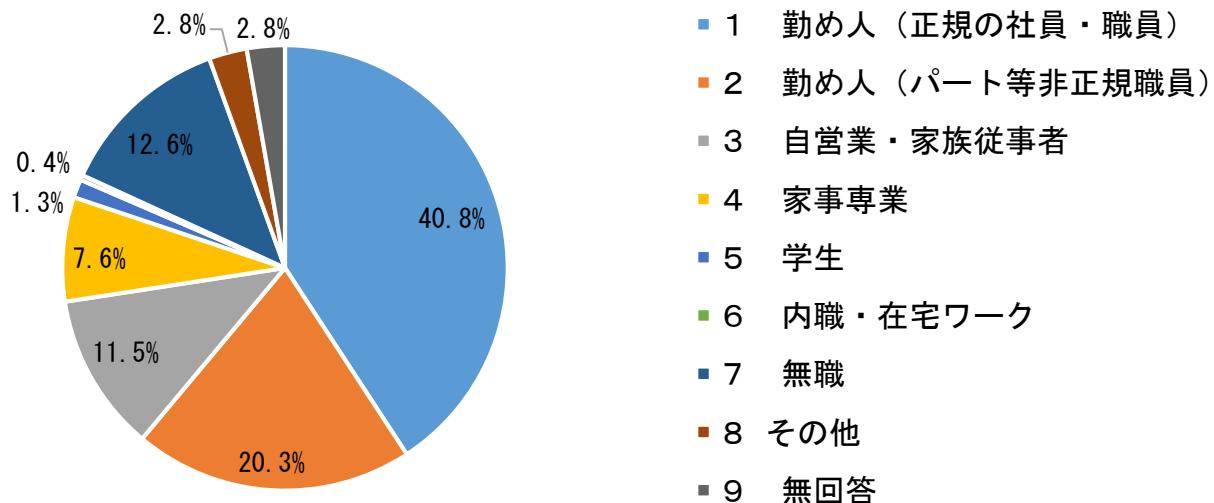
今回実施の市民意識調査では、問2の設問において、「その他」という回答項目を増設したが、回答者の性別について、前回の調査時と比較すると傾向としては大きな変動はなく、男性は498人(44.3%)、女性は605人(53.9%)と女性が多かった。

問3 あなたの年齢はいくつですか。（○は1つまで）



回答者の年代は、男女ともに50歳代、60歳代の回答が多い。

問4 あなたのご職業は、次のどれに該当しますか。 (○は1つまで)



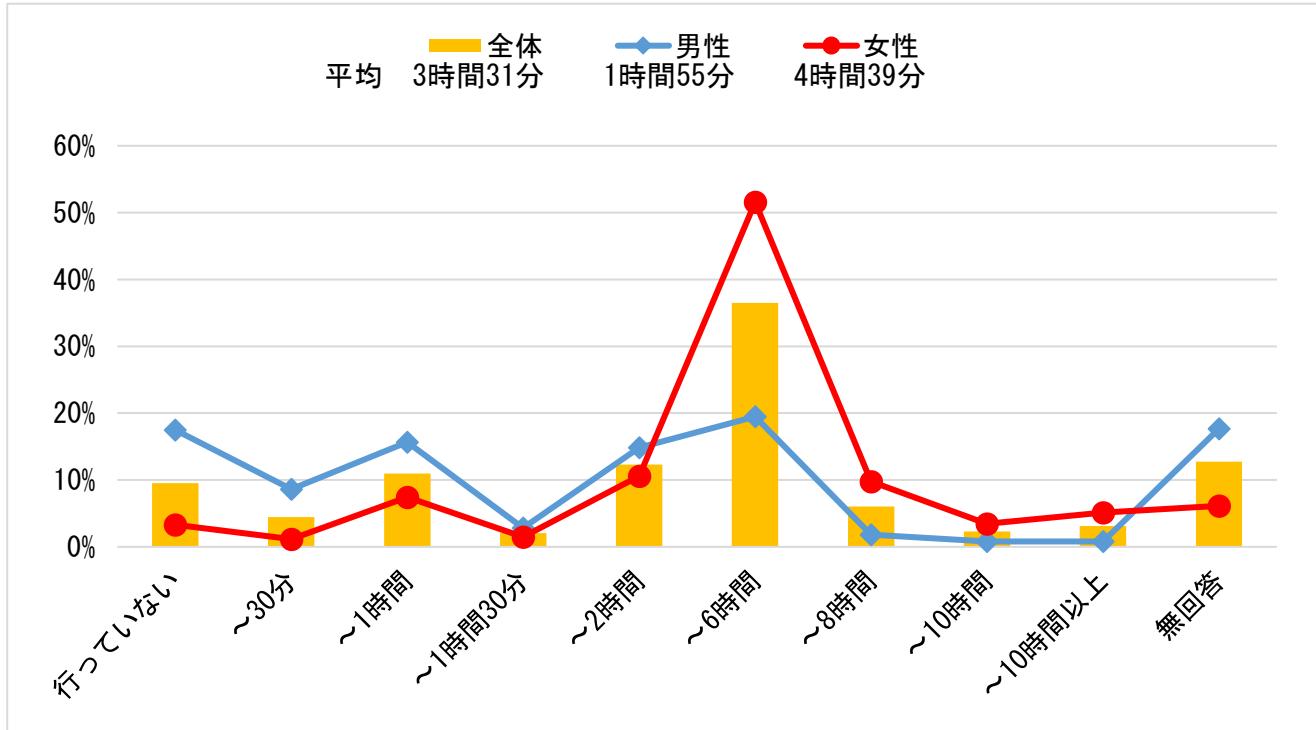
【参考：職業×性別】

	全体	男	女
1 勤め人（正規の社員・職員）	458	253	205
2 勤め人（パート等非正規職員）	228	55	173
3 自営業・家族従事者	129	75	54
4 家事専業	85	4	81
5 学生	15	8	7
6 内職・在宅ワーク	4	1	3
7 無職	142	83	59
8 その他	31	15	16
9 無回答	31	4	7

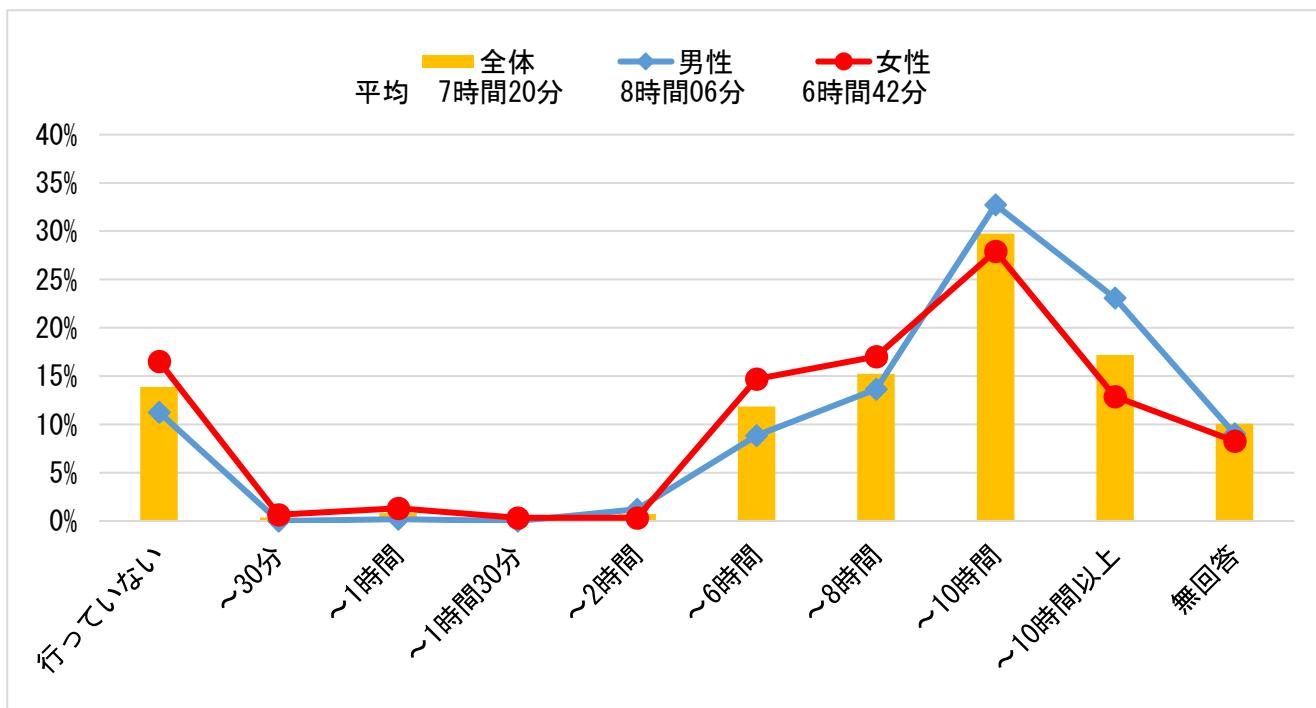
男性も女性も正規で勤めていると回答する人が多く、パート等の非正規労働である人については、男女で比較すると約3倍、非正規労働者については女性が多い結果となっている。

問5 あなたの平日1日の生活時間を分けて考えると、下記の項目はそれぞれ平均して何時間何分くらいになるか、時間を記入してください。※ ①～④の合計が24時間に満たなくとも結構です。（日曜・休日などは含めずにお答えください。）

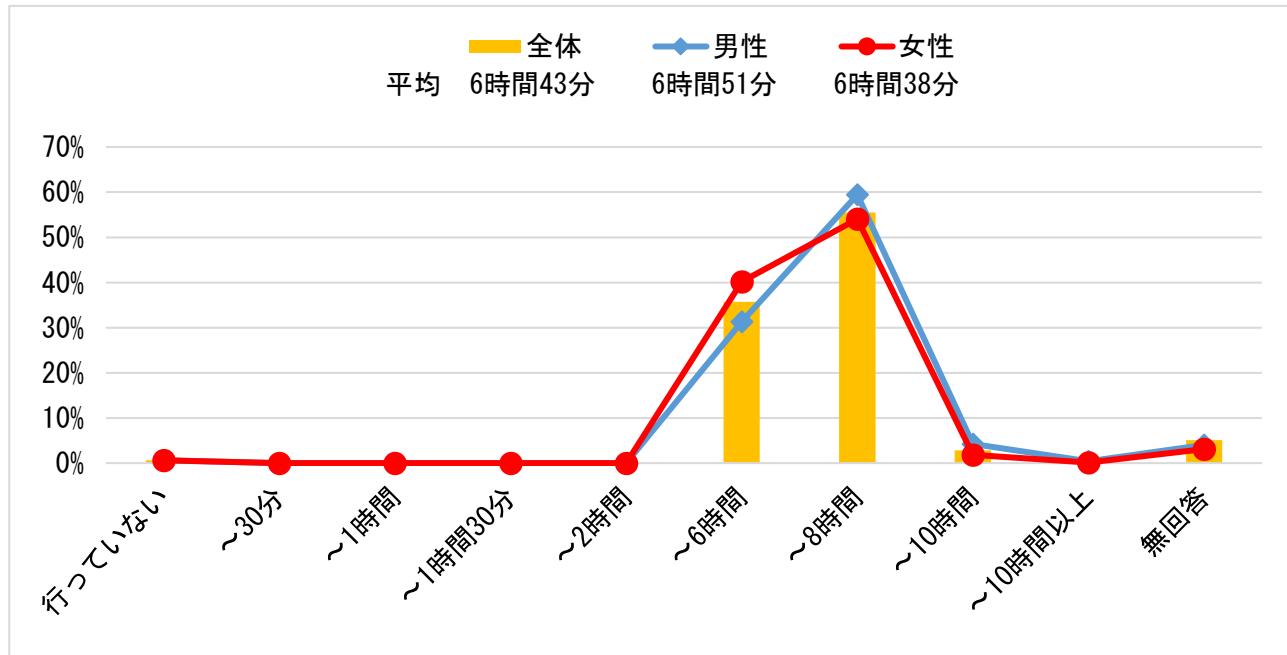
① 家事・育児・介護などの時間



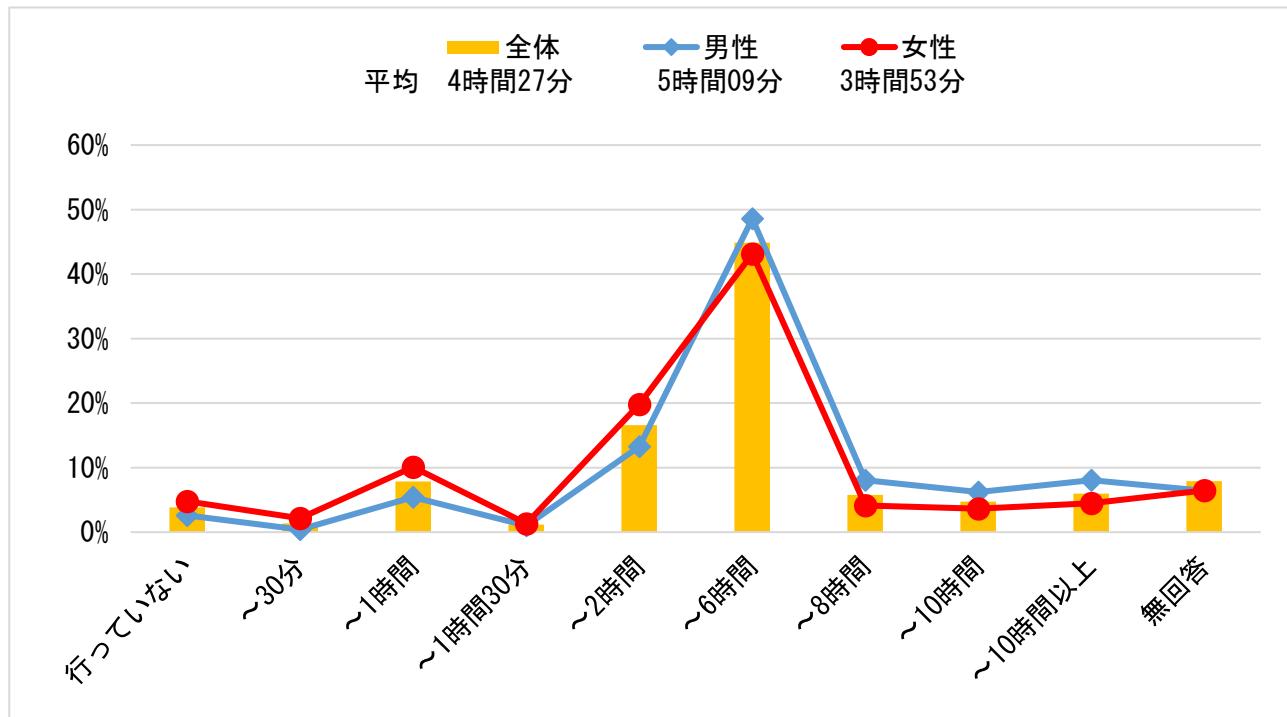
② 収入を得る仕事に使う時間（通勤時間を含む）



③ 睡眠時間



④ 自分の自由に使える時間



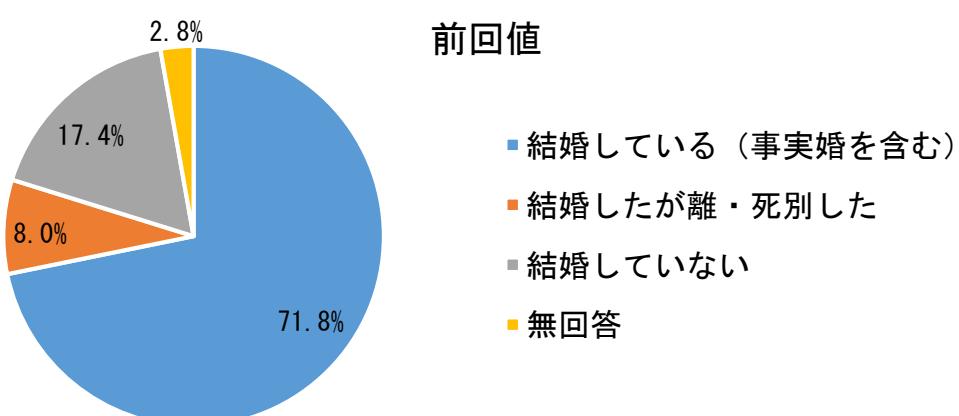
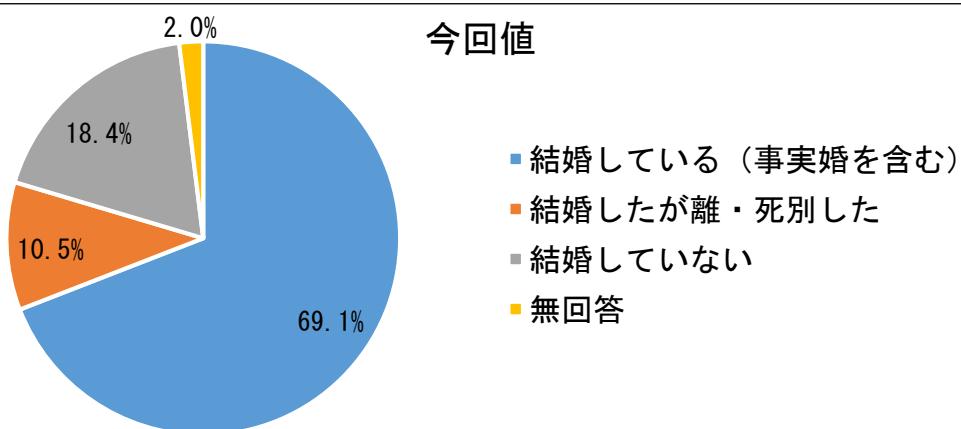
「収入を得る仕事に使う時間」の平均は、男性が8時間6分、女性6時間42分と1時間程度の差なのに對し、「家事・育児・介護などの時間」については、男性の平均は1時間55分、女性は4時間39分と女性の負担が非常に多くなっており、**男性の家事・育児・介護などへの参加を推進する必要がある**。

「睡眠時間」は男女で平均に大きな差はなく、「自分の自由に使える時間」で男性のほうが自由に使える時間が1時間程度多いという傾向になっている。

【参考:前回との比較】

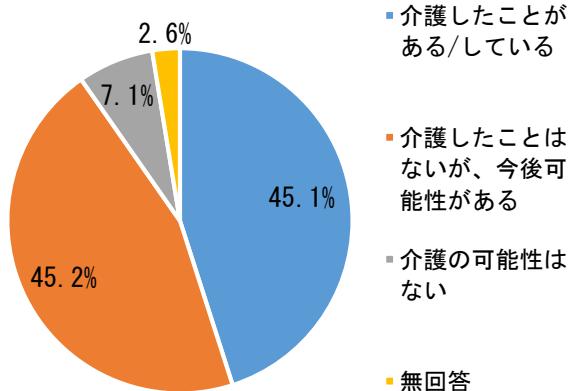
項目		前回	今回	増減
家事・育児・介護等	全体	3時間30分	3時31分	1分減少
	男性	1時間43分	1時55分	12分減少
	女性	4時間38分	4時39分	1分増加
収入を得る仕事	全体	7時間44分	7時20分	24分減少
	男性	8時間32分	8時06分	26分減少
	女性	7時間03分	6時42分	21分減少
睡眠	全体	6時間53分	6時43分	10分減少
	男性	6時間57分	6時51分	6分減少
	女性	6時間49分	6時38分	11分減少
自由	全体	4時間15分	4時27分	12分増加
	男性	4時間53分	5時09分	16分増加
	女性	3時間45分	3時53分	8分増加

問6 あなたは、現在結婚されていますか。 (○は1つまで)

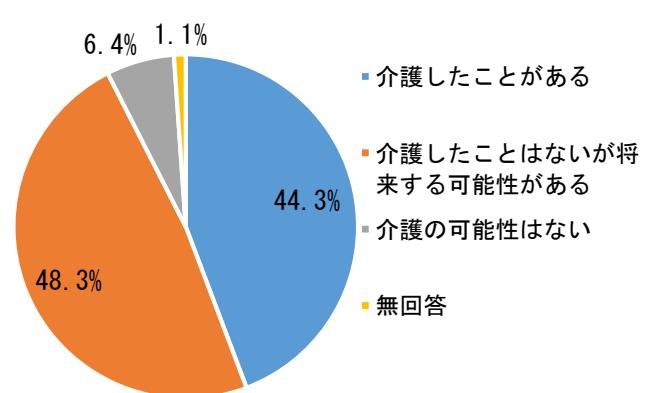


問7 あなたは、家族の介護をしたことがありますか。 (○は1つまで)

今回値



前回値



問8 あなたには、お子さん（令和元年度末時点での18歳未満のお子さん）がいらっしゃいますか。 (○は1つまで)

1.9%

28.9%

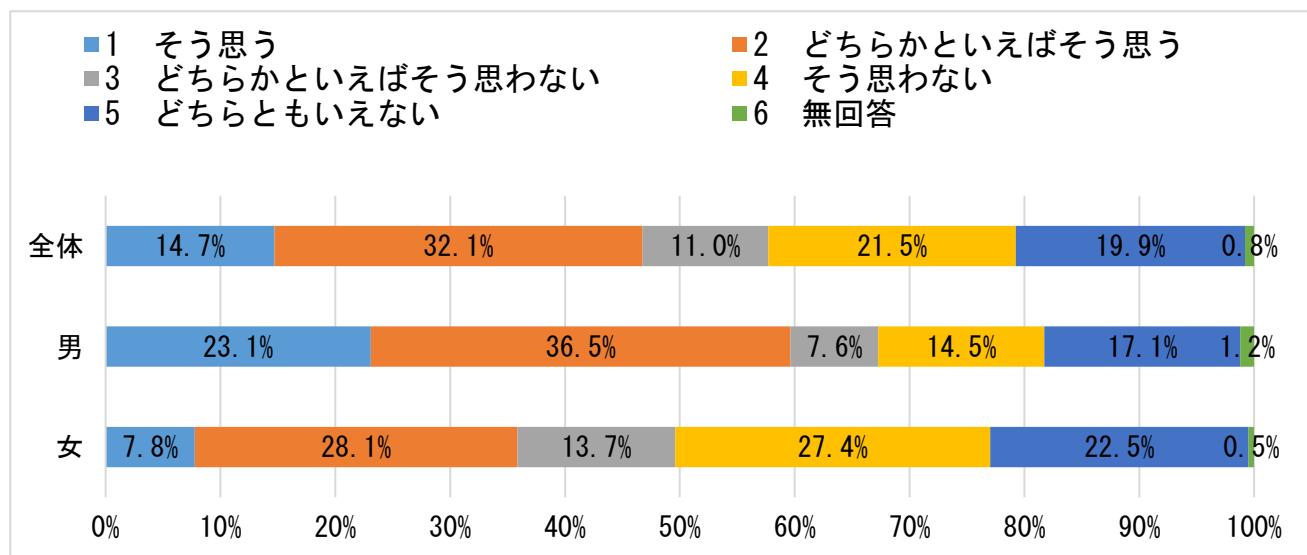
69.3%

- 1 いる
- 2 いない
- 3 無回答

回答者には、結婚されている方が多く、また子育て中であると回答した人は3割弱であった。家族の介護については、「介護したことがある/している」、「介護したことはないが、今後可能性がある」と回答した人は、9割を超えており、生活と介護の関連度の高さが窺える。

II 家庭・地域について（問9～問14）

問9 あなたは「男の子は男の子らしく/女の子は女の子らしく育てた方がよい」という考え方についてどう思いますか。（例…男の子はたくましく、女の子は優しく）（○は1つまで）



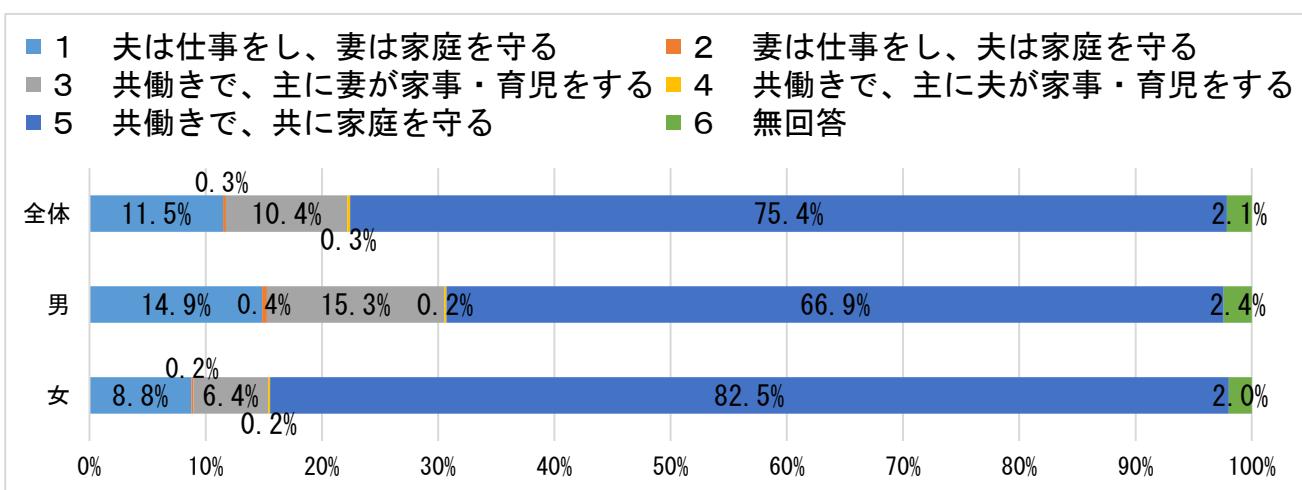
「男の子は男の子らしく/女の子は女の子らしく育てた方がよい」という考え方について、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合が、前回の調査から17.1%減少し46.8%となり、全体としては、性別分担役割意識の解消が進んでいる。しかし、男女別に分析すると、男性は59.6%の人が「男らしく、女の子らしく育てた方がよい」という考え方について、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答しており、性別分担役割意識が強いことが窺える。

【参考:前回との比較】

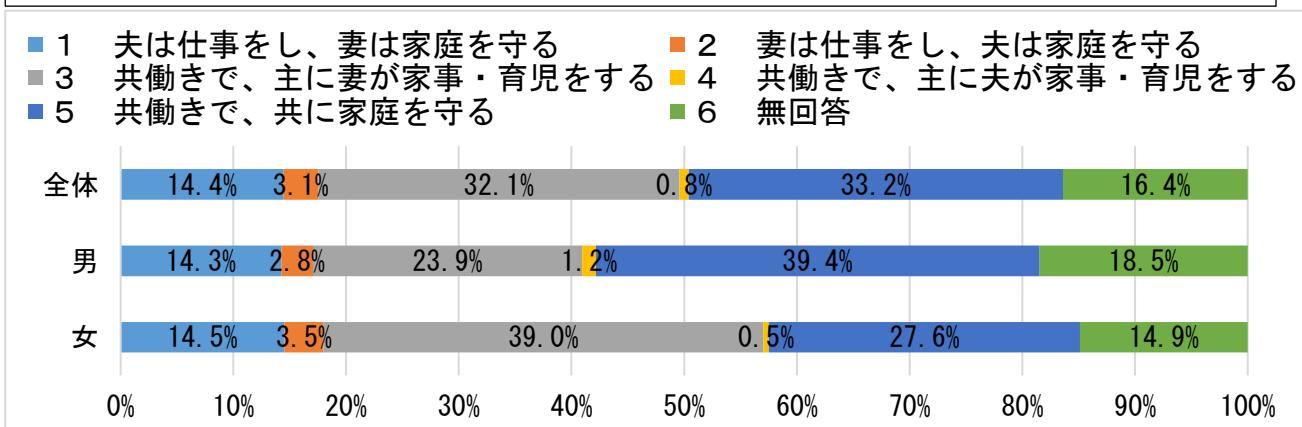
	前回値	今回値	増減
1 そう思う	23.0%	14.7%	-8.3%
2 どちらかといえばそう思う	40.9%	32.1%	-8.8%
3 どちらかといえばそう思わない	8.2%	11.0%	2.8%
4 そう思わない	10.2%	21.5%	11.3%
5 どちらともいえない	16.5%	19.9%	3.4%
6 無回答	1.2%	0.8%	-0.4%

問10 「仕事」と「家庭」の優先度についてお尋ねします。

問10-I まず、あなたの希望に最も近いものはどれですか。(○は1つまで)



問10-II それでは、あなたの現状に最も近いものはどれですか。(○は1つまで)



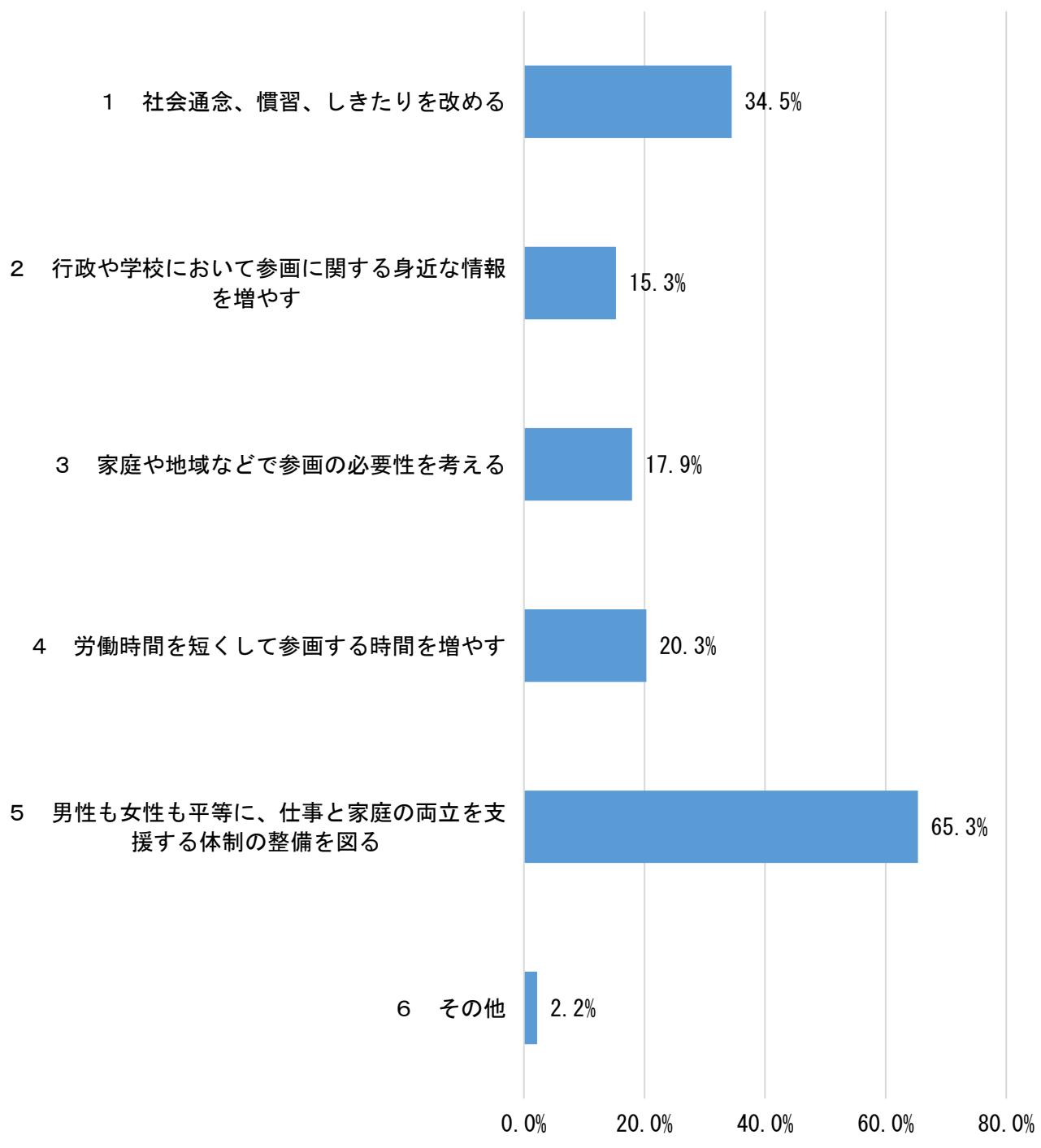
「共働きで、共に家庭を守る」を理想としている人が7割程度を占めるが、現状については33.2%に留まっている。「共働きで、主に妻が家事・育児をする」が現状であると回答している人は、32.1%であり、このことから依然として、家庭での家事・育児・介護等については、女性の負担が大きいことが窺える。

【参考】前回調査時に下記項目に対し、「そう思う」・「どちらかといえばそう思う」と回答した人の人数。()内は、全体に対する回答者の割合。

項目	そう思う・どちらかといえば思う
夫は仕事をし、妻は家庭を守る	305 (42.2%)
妻は仕事をし、夫は家庭を守る	20 (2.8%)
夫も妻も仕事をし、主に妻が家事、育児をきちんとする	297 (41.1%)
夫も妻も仕事をし、主に夫が家事・育児をする	34 (4.7%)
夫も妻も仕事をし、共に家庭を守る	657 (90.9%)
女性は結婚したら自分のことより家庭を中心に考える	352 (48.7%)

問11 今後、男女がともに家事・子育てをしながら、教育、地域活動に積極的に参画していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は2つまで)

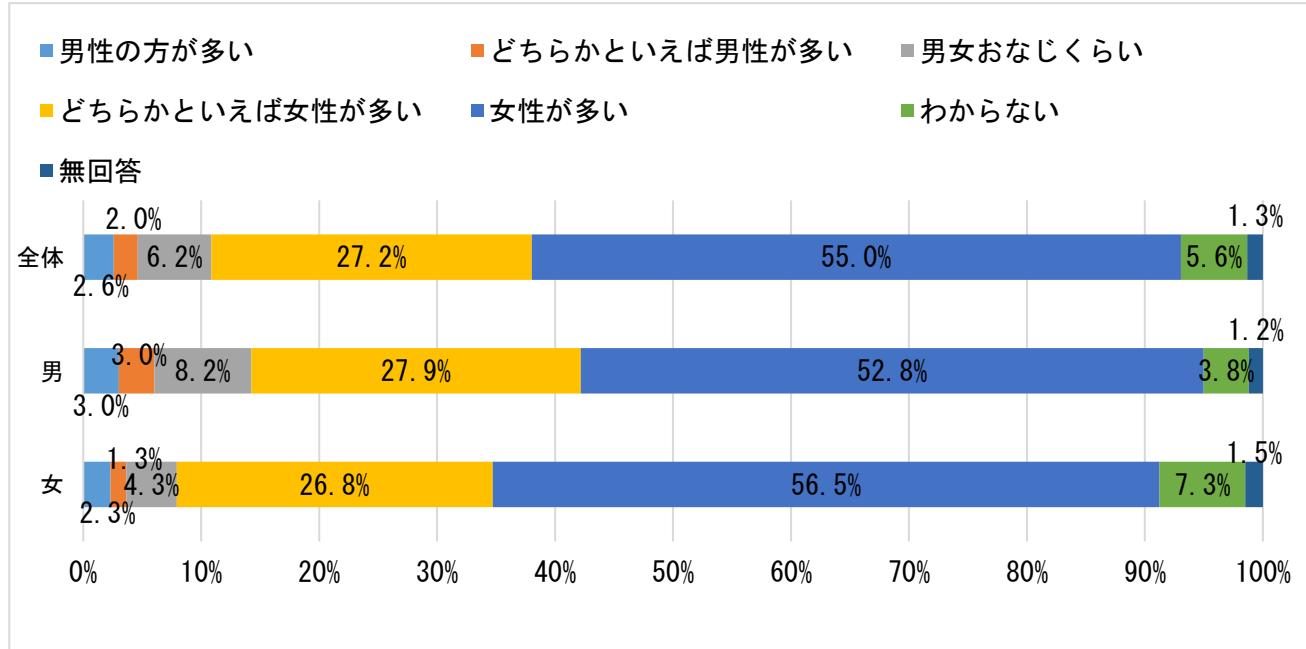
複数回答 (n=1,088)



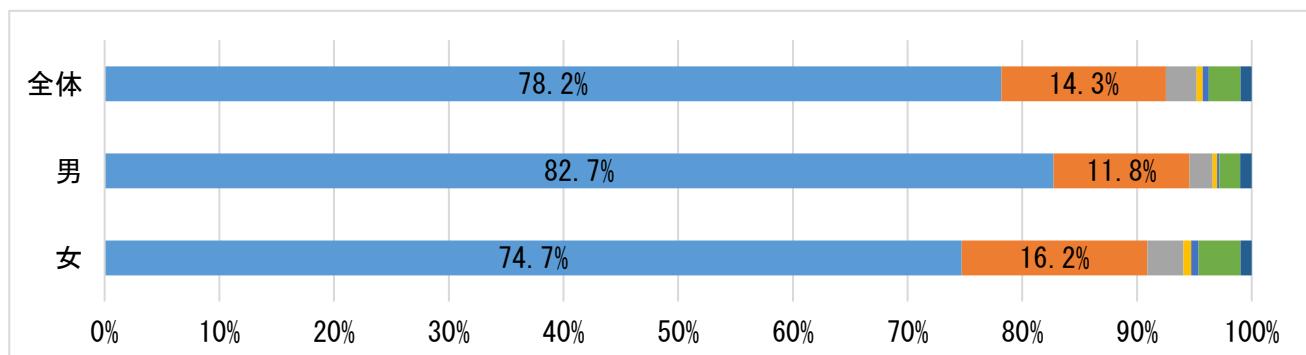
今後、男女がともに家事・育児・介護をしながら、教育や地域活動に積極的に参画していくために必要なことについては、「男性も女性も平等に、仕事と家庭の両立を支援する体制の整備を図る」というのが最も多かった。

問12 次の慣行・地域活動などにおいて、男性と女性のどちらが担当することが多いですか。1~3のそれぞれについてA~Eのうちから選んでください。(○は各1つまで)

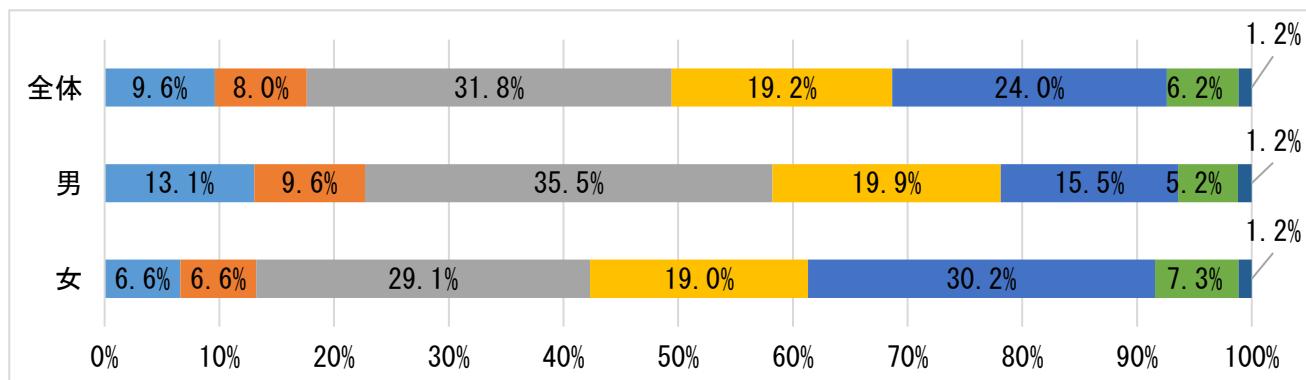
① 葬祭の会合でお茶や料理などの準備をする人



② 自治会長や町内会長、集落長



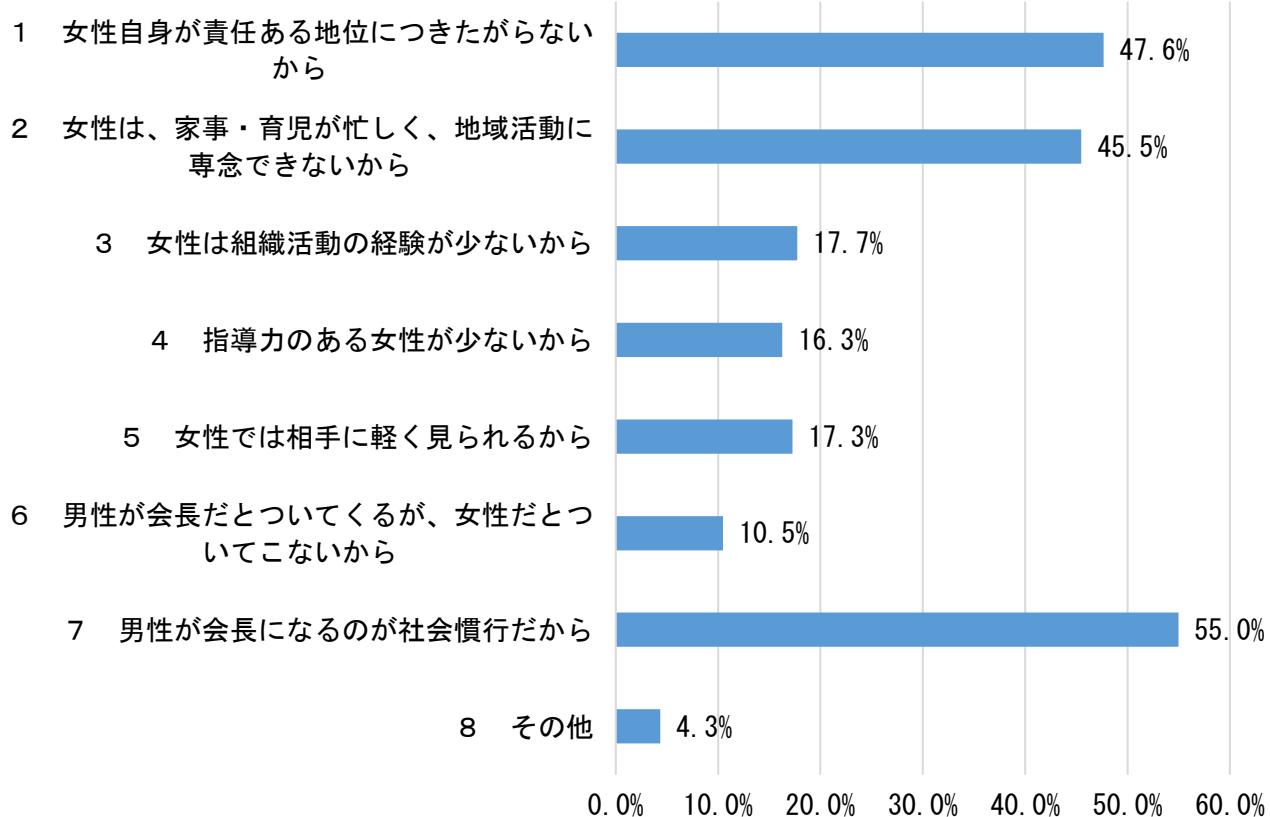
③ 家庭内のゴミ出しをする人



①葬祭の会合でお茶や料理などの準備をする人については、女性が多く、②自治会長や町内会長、集落長は男性が多い傾向であった。③家庭内のゴミ出しをする人については、概ね男女同じくらいという回答が多く見られた。

問13 集落やPTAなど地域団体では、集落長やPTA会長など役員の長には男性が多いようです。
その主な原因は何だと思いますか。(○は3つまで)

複数回答 (n=1,106)



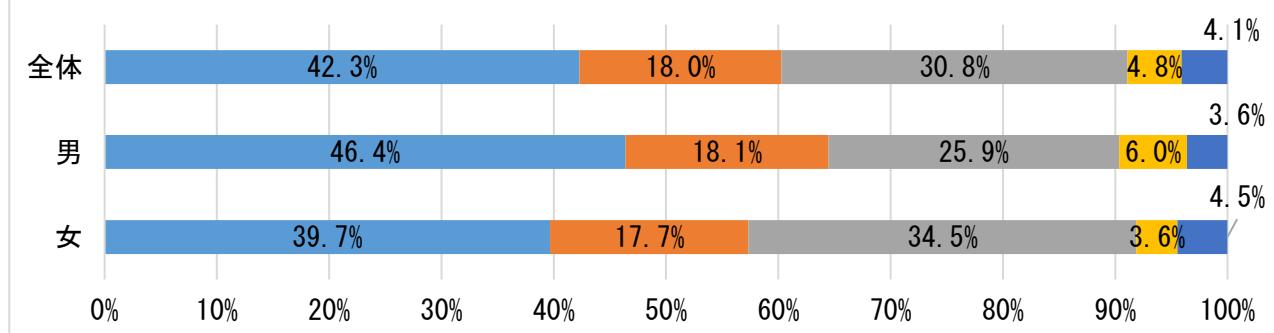
【参考:男女別割合】※回答の多い順に桃・橙・黄色

	全体	男性	女性
1 女性自身が責任ある地位につきたがらないから	47.6%	50.8%	45.3%
2 女性は、家事・育児が忙しく、地域活動に専念できないから	45.5%	38.7%	51.7%
3 女性は組織活動の経験が少ないから	17.7%	14.1%	20.4%
4 指導力のある女性が少ないから	16.3%	14.1%	17.6%
5 女性では相手に軽く見られるから	17.3%	11.5%	21.9%
6 男性が会長だとついてくるが、女性だとついてこないから	10.5%	6.4%	13.7%
7 男性が会長になるのが社会慣行だから	55.0%	62.7%	48.8%
8 その他	4.3%	4.1%	4.7%

全体としては、「男性が会長になるのが社会慣行だから」という回答が最も多かった。男女別に見ると、男性は「男性が会長になるのが社会慣行だから」、女性は、「女性は、家事・育児が忙しく、地域活動に専念できないから」となっており、社会慣行という理由よりも、家事・育児等で多忙なため、地域活動に専念できないという回答が多くなっている。

問14 これから育児や介護をしながら働く際に、地域の力として何が必要だと思いますか。
(○は1つまで)

- 1 地域の理解と協力
- 2 地域（町内会・集落等）のネットワークづくりに向けた行政からの働きかけ
- 3 育児・介護の不安解消のため、地域における緊急支援体制づくり
- 4 その他
- 5 無回答



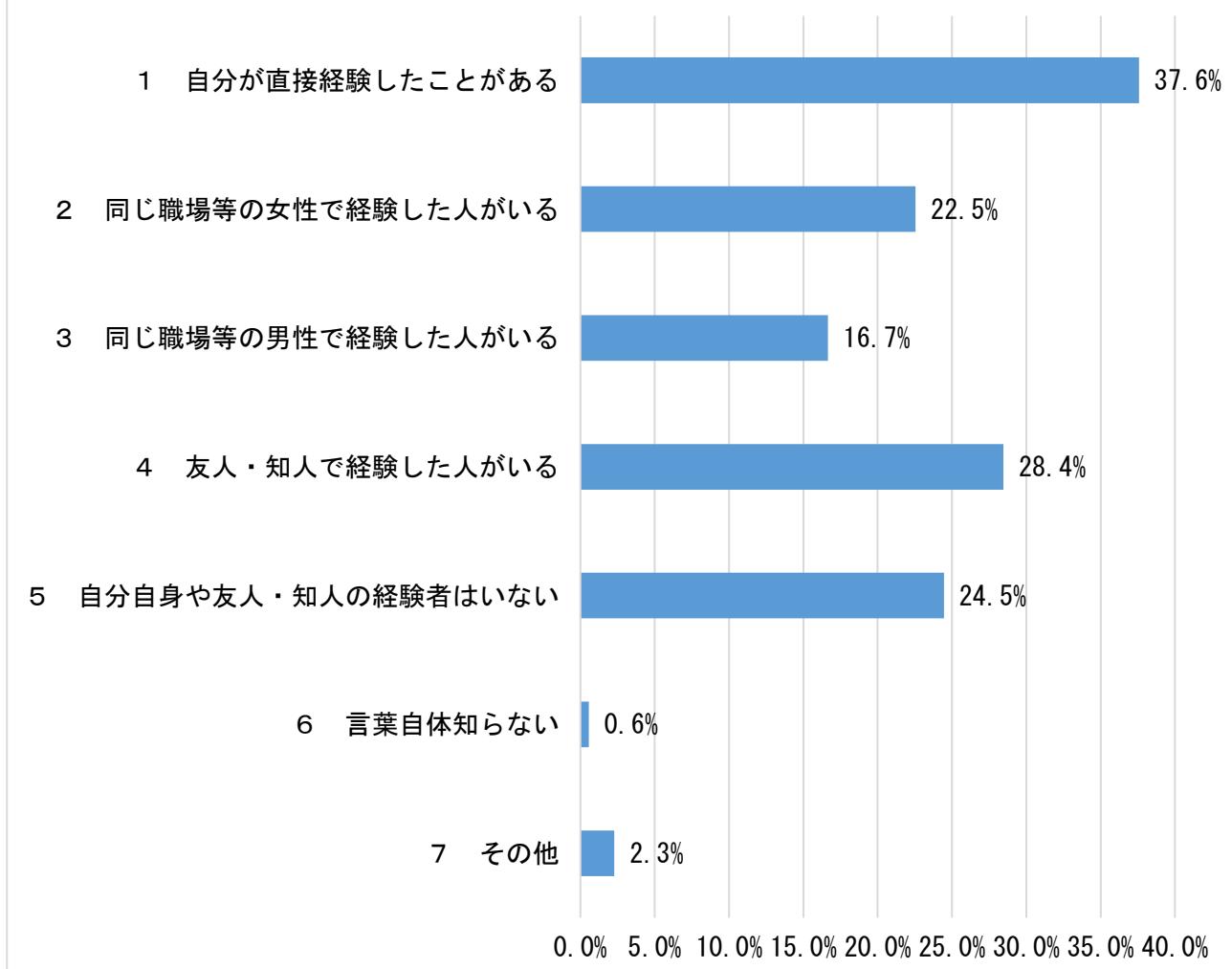
育児や介護をしながら働く際に、地域の力としては、「地域の理解と協力」という回答が最も多かった。また、女性は「地域の理解と協力」と同じくらいの割合で「育児・介護の不安解消のため、地域におけるネットワークづくり」が必要であると回答している。

III 就業・職場について（問15～問20）

問15 ハラスメントについてお尋ねします。

問15-I あなたは、ハラスメント（嫌がらせ）を経験したこと、聞いたことがありますか。
(○はあてはまるもの)

複数回答 (n=1,051)

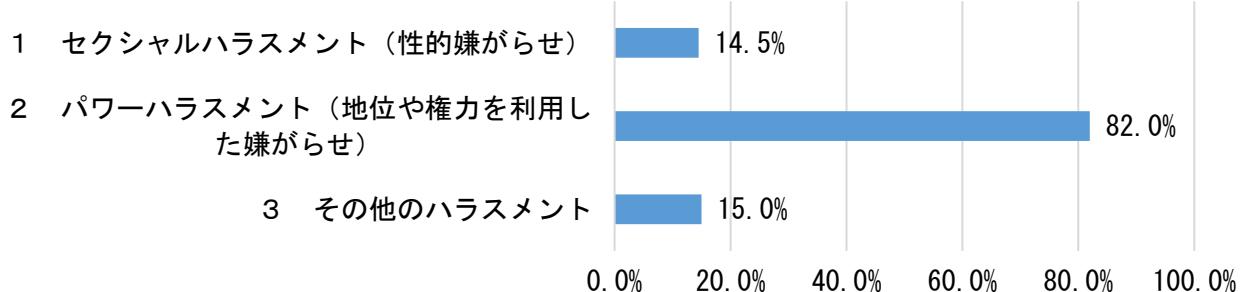


【参考:男女別割合】※回答の多い順に桃・橙・黄色

	全体	男性	女性
1 自分が直接経験したことがある	37.6%	34.3%	39.8%
2 同じ職場等の女性で経験した人がいる	22.5%	18.0%	26.4%
3 同じ職場等の男性で経験した人がいる	16.7%	22.7%	12.0%
4 友人・知人で経験した人がいる	28.4%	28.3%	28.2%
5 自分自身や知人・有人の経験者はいない	24.5%	24.7%	24.5%
6 言葉自体知らない	0.6%	0.9%	0.4%
7 その他	2.3%	2.4%	2.1%

問15-II 問15-Iで「1 自分が直接経験したことがある」と回答された方にお尋ねします。どのようなハラスメントを経験しましたか。(○はあてはまるもの)

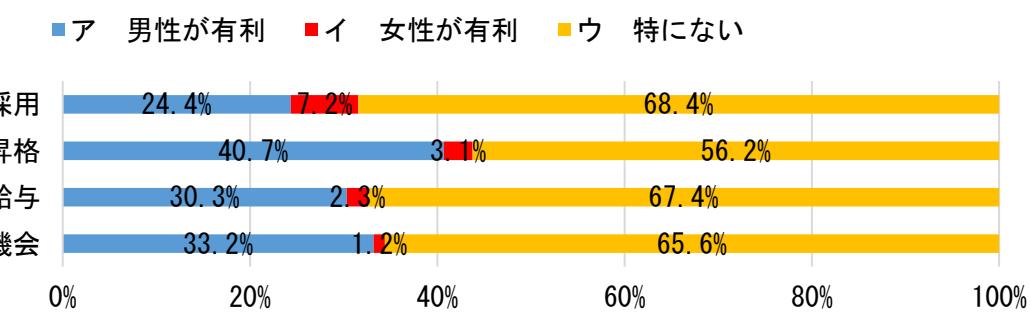
複数回答 (n=427)



前回の調査では、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）の被害に限った質問であったため、男女共に半数以上が「自分自身や知人・友人の経験者はいない」という回答を占めていた。本調査では、広くハラスメント被害についての調査を行ったところ、「自分が直接経験したことがある」と回答した人が全体の約4割を占めた。

特に「自分が直接経験したことがある」と回答した人に對し、どのようなハラスメントを受けたかについて調査したところ、パワーハラスメント（地位や権力を利用した嫌がらせ）が8割程度を占める結果となった。その他については、マタニティ・ハラスメントやモラルハラスメント等が挙げられていた。

問16 現在、お勤めの方にお尋ねします。あなたの職場では次のような場合にどちらが有利だと思いますか。1~3のそれぞれについてア~ウから選んでください。(○は各1つまで)



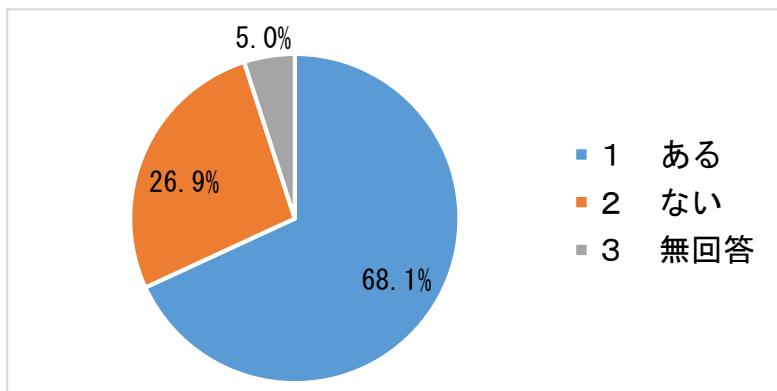
【参考:前回値】

	男性が有利	女性が有利	特にない
募集、採用、職種	29.4%	9.7%	60.8%
昇進、昇格、賃金	37.9%	1.3%	60.8%
出張・視察などの機会	29.9%	1.5%	68.6%

「採用」、「賃金、給与」、「出張、視察などの機会」については、前回よりも、男女差は「特にない」と回答した人の割合が増加しているが、「賃金、給与」については他の項目よりも男性が有利であるという回答が多い。

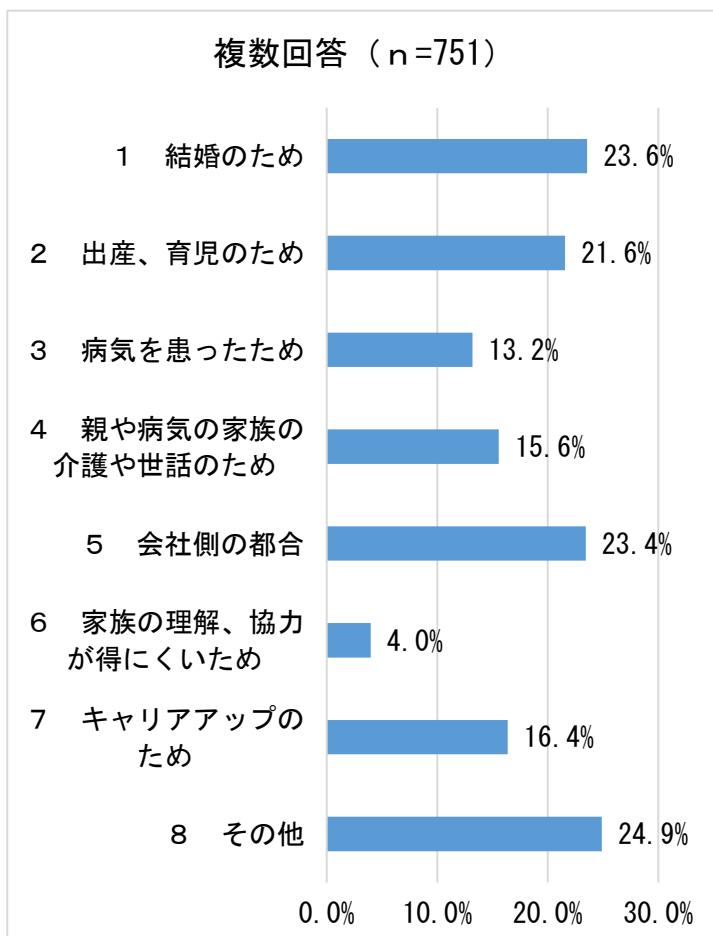
問17 退職、転職についてお尋ねします。

問 17-I あなたは今までに仕事を辞めたり、転職したりしたことがありますか。(○は1つまで)



問 17-II 問 17-I で「1 ある」と回答した方にお尋ねします。仕事をやめたり、中断したり、あるいは転職した理由は何ですか。(○はあてはまるものすべて)

【今回】



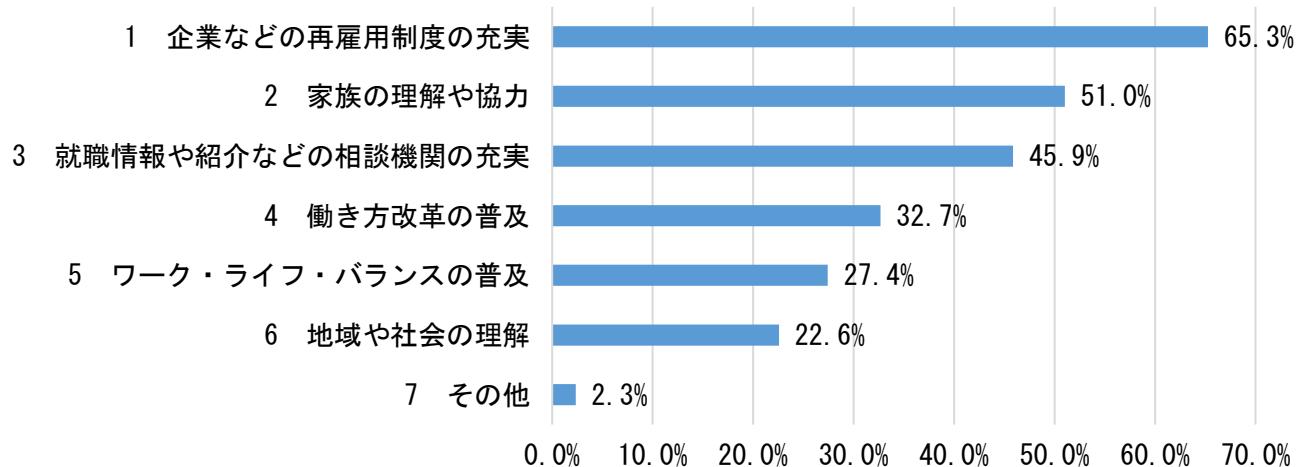
【前回値】※回答数が多い順に、桃・橙・黄色

項目	割合
1 結婚のため	13.3%
2 出産、育児のため	15.3%
3 自分の健康や体力の問題	12.2%
4 高齢になったため	4.4%
5 仕事の内容があわなかつたため	6.4%
6 親や病気の家族の介護や世話のため	6.2%
7 労働条件に対する不満があったため (賃金・労働環境等)	6.7%
8 よりよい条件の仕事があったから	6.4%
9 長期勤続しにくい職場の雰囲気があったため	3.8%
10 家業につくため	4.0%
11 会社側の都合	6.0%
12 配偶者の転勤のため	1.6%
13 家族の理解、協力が得にくいため	0.4%
14 大学その他で勉強するため	0.4%
15 特に理由はない	2.9%
16 その他	9.8%

退職・転職の理由としては、「1 結婚のため」、「5 会社側の都合」が多かった。その他としては、「UIターンのため」や、「パワハラや人間関係」という回答が多く見られた。

問18 あなたは、家事・育児・介護のため、いったん仕事を辞めても再就職するために、どのようなことが必要だと思いますか。(○はあてはまるものすべて)

複数回答 (n=1,068)

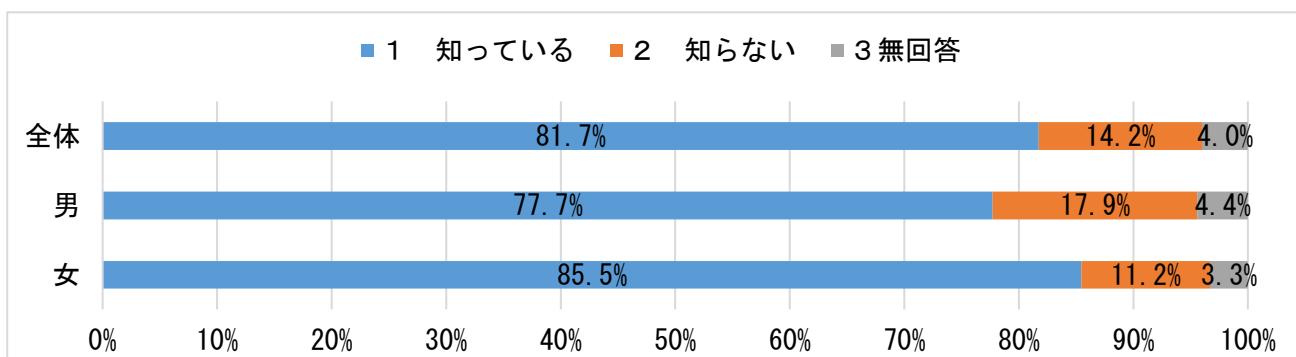


項目	割合
1 就職情報や紹介などの相談機関の充実	14.8%
2 技能習得のための訓練施設の充実	10.1%
3 企業などの再雇用制度の充実	20.0%
4 労働時間の短縮	10.9%
5 フレックスタイム制や在宅勤務などの普及	9.7%
6 家族の理解や協力	19.0%
7 地域や社会の理解	9.6%
8 就職にあたっての意識・心構えなどの再訓練の場	3.8%
9 必要なことはない	0.2%
10 わからない	1.3%
11 その他	0.5%

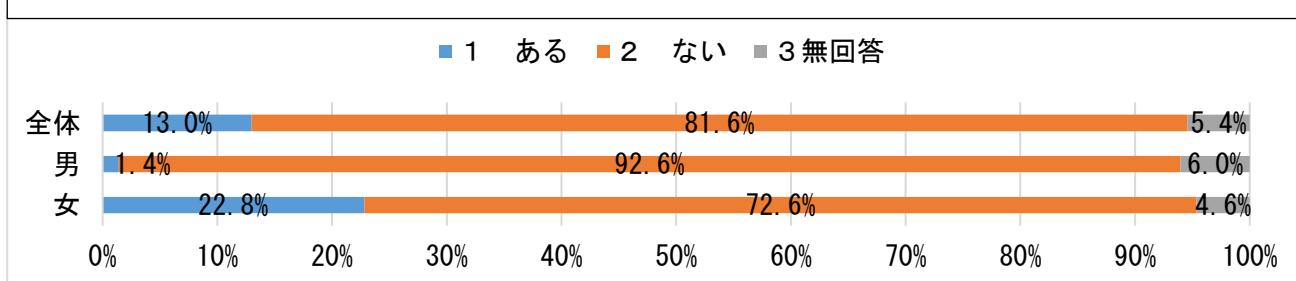
家事・育児・介護のため、いったん仕事を辞めても再就職するために、どのようなことが必要かという問い合わせに対して、「家族の理解や協力」、「企業などの再雇用制度の充実」、「就職情報や紹介などの相談機関の充実」が上位3項目であった。

問19 育児休業制度に関してお尋ねします。

問 19-I 育児休業制度の内容をご存知ですか。(○は1つまで)

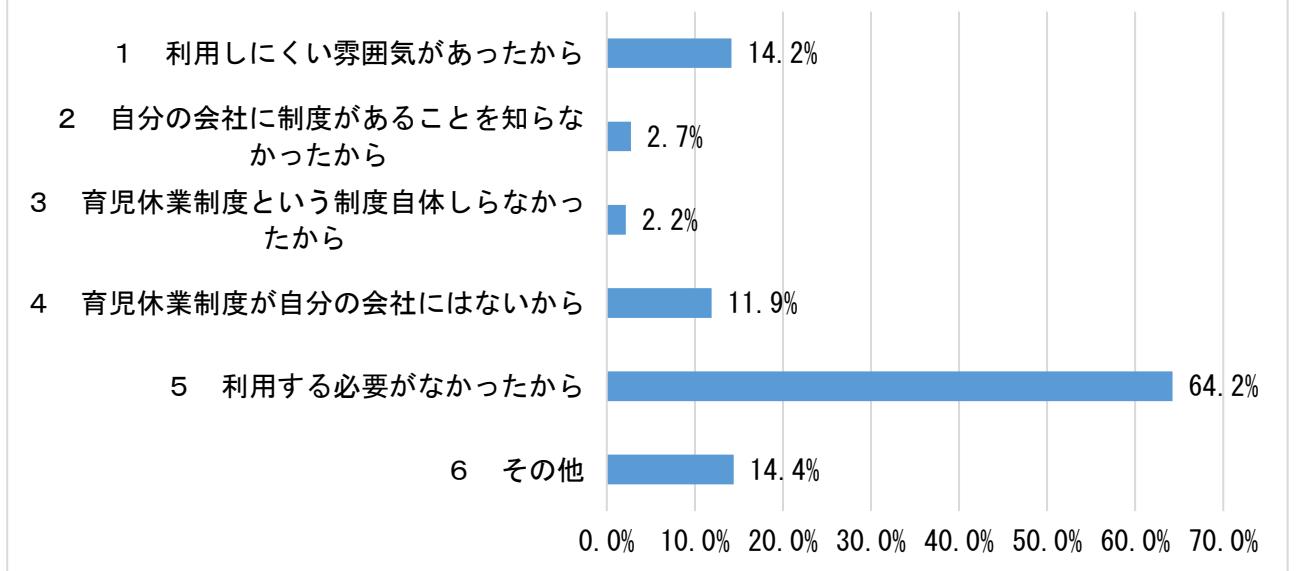


問 19-II 育児休業制度を利用したことがありますか。(○は1つまで)



問 19-III 問 19-II で、「2 ない」と回答した方にお伺いします。利用しなかった理由はなんですか。(○はあてはまるものすべて)

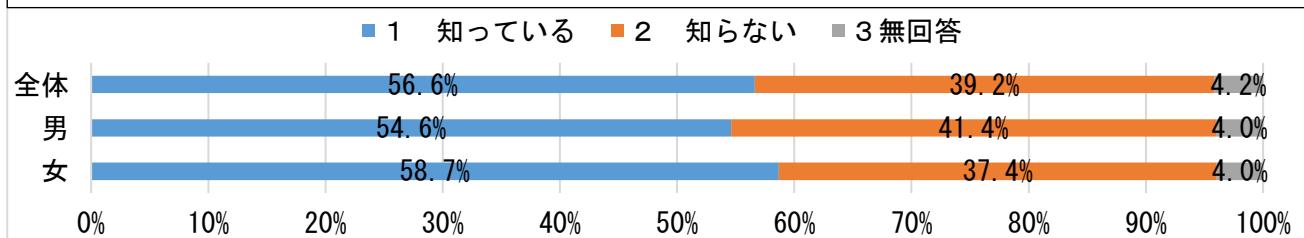
複数回答 (n=875)



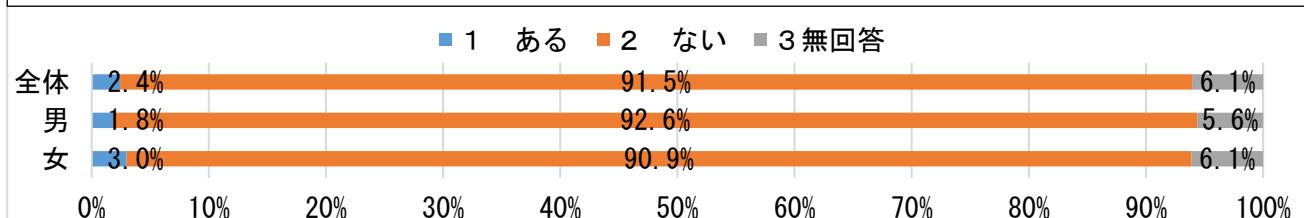
育児休業制度（以下、育休）についての認知度は、男女ともにおおむね8割程度であり、認知度は非常に高い結果となっている。しかし、男性の育休取得者は、約1.4%と非常に低い数値となっている。

問20 介護休業制度に関してお尋ねします。

問 20-I 介護休業制度の内容をご存知ですか。(○は1つまで)

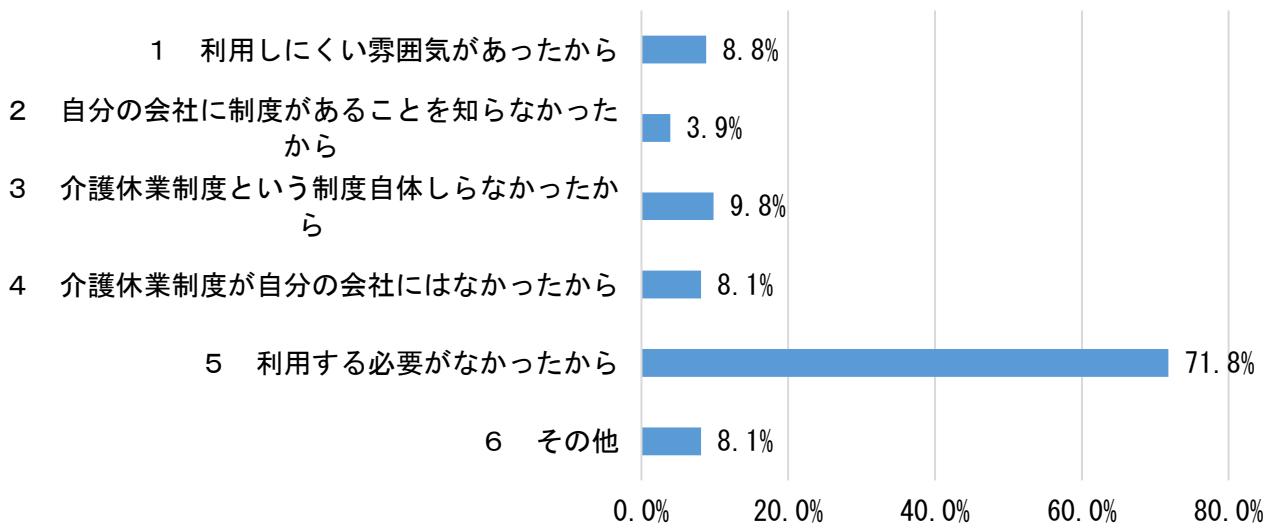


問 20-II 介護休業制度を利用したことがありますか。(○は1つまで)



問 20-III 問 20-IIで、「2 ない」と回答した方にお伺いします。利用しなかった理由はなんですか。(○はあてはまるものすべて)

複数回答 (n=996)



介護休業制度については、育休と比較すると制度自体を知らない人が多かった。また、使用率も非常に低く、その理由としては利用する必要がなかったからという回答が多いが、問7の介護に関する質問においては、今後介護する可能性があると回答した人の割合が9割であったことを加味すると、**介護休業制度の普及が必要である**。

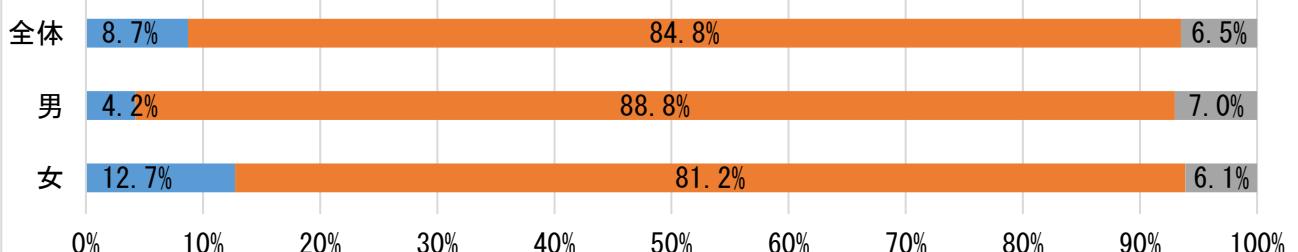
●IV 人権について（問21～問22）

問21 ドメスティックバイオレンス（DV、暴力）に関するお尋ねします。

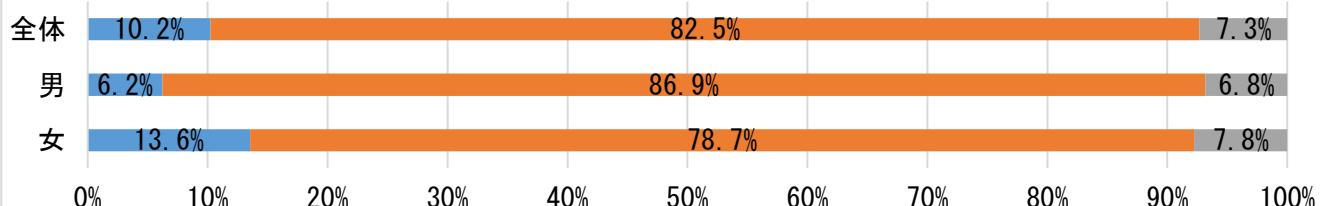
問21-I あなたはこれまでに、あなたの配偶者やパートナー、恋人から次のようなことをされたことがありますか。（○は各1つまで）

1 なぐられたり、けられたりするなど身体に対する暴行を受けた

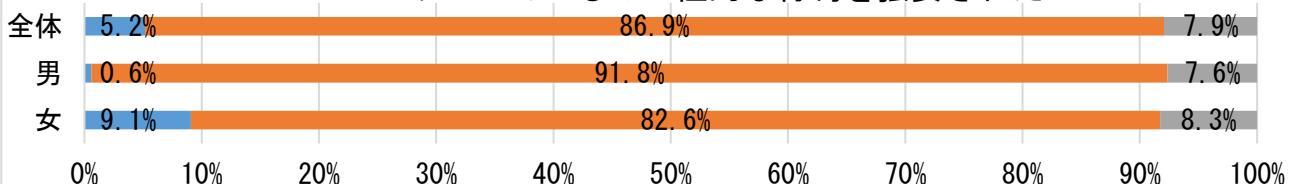
■ あった ■ ない ■ 無回答



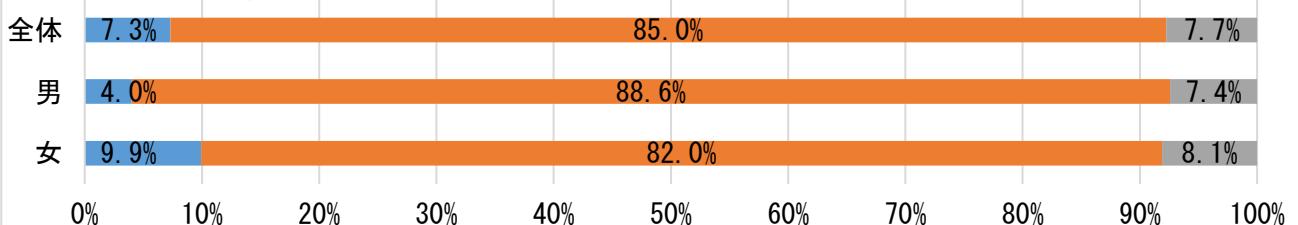
2 人格の否定や交友関係を監視するなど精神的な嫌がらせを受けた



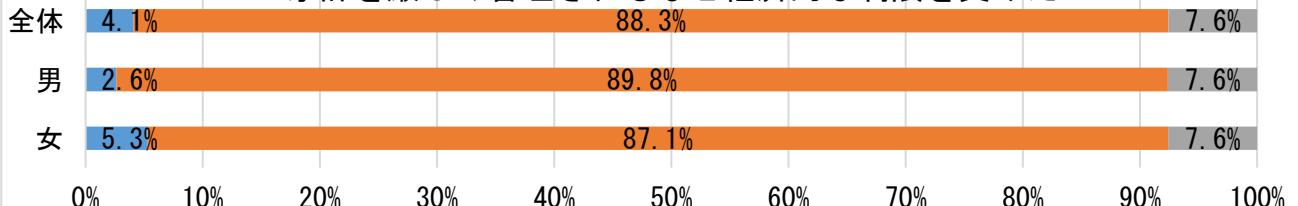
3 いやがっているのに性的な行為を強要された



4 実家や友人との付き合いなどの人間関係や生活を制限された



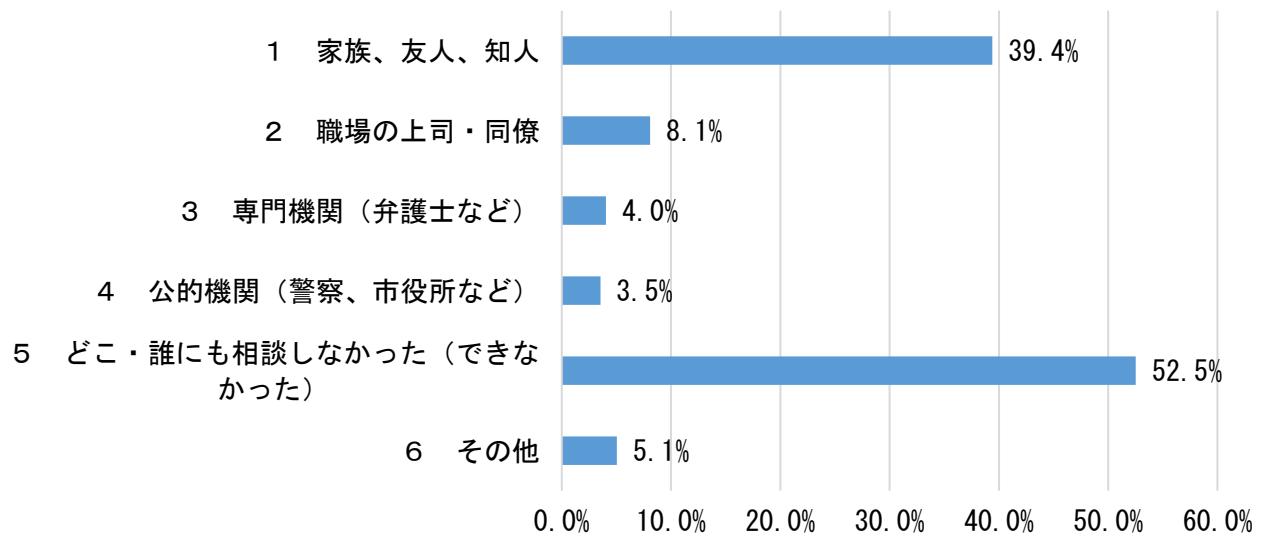
5 家計を厳しく管理されるなど経済的な制限を受けた



各項目共通して「DVを受けたことがない」という回答が多く、また男性よりも女性のほうが被害を受けていることが多い傾向にある。

問21-II 問21-Iで「あった(ア)」と回答した方におたずねします。そのような行為を受けたことについて、誰かに相談しましたか。(○はあてはまるものすべて)

複数回答 (n=198)

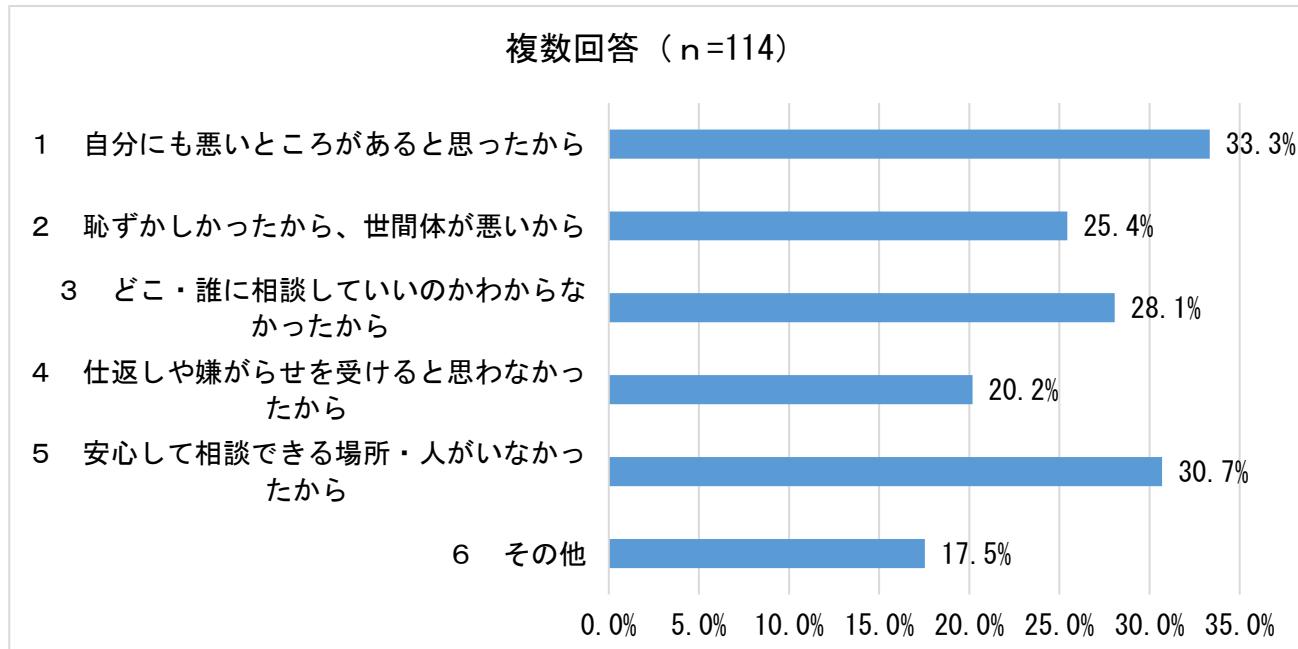


【参考：男女別回答】※回答の多い順に桃・橙・黄色

	全体	男性	女性
1 家族、友人、知人	39.4%	23.2%	45.7%
2 職場の上司・同僚	8.1%	8.9%	7.9%
3 専門機関（弁護士など）	4.0%	1.8%	5.0%
4 公的機関（警察、市役所など）	3.5%	1.8%	4.3%
5 どこ・誰にも相談しなかった（できなかつた）	52.5%	69.6%	45.7%
6 その他	5.1%	1.8%	6.4%

誰にも相談できなかつたという回答は、女性よりも男性のほうが多く、約7割を占めている。相談先としては、家族、友人等身近な人間に相談している傾向がある。

問21-Ⅲ 問21-Ⅱで「5 どこ・誰にも相談しなかった（できなかった）」と回答した方におたずねします。相談しなかった（できなかった）のはなぜですか。
(○はあてはまるものすべて)



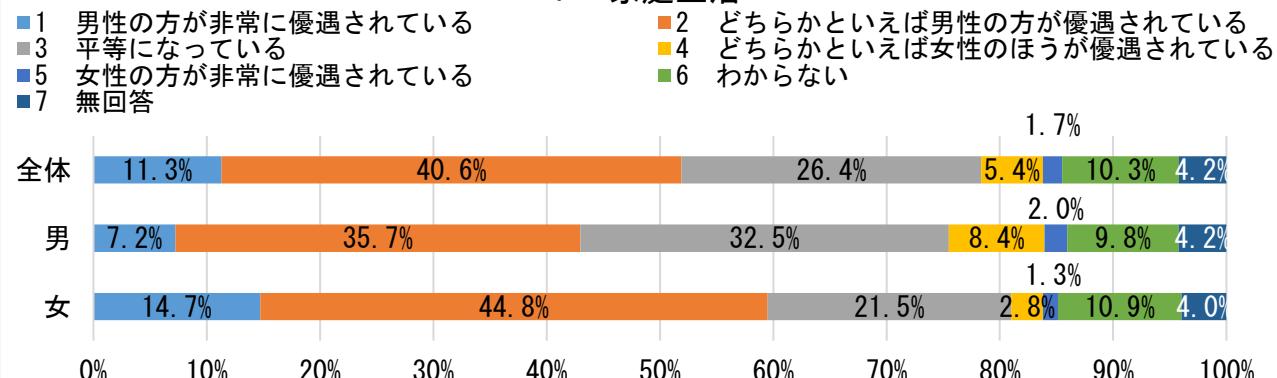
【参考：男女別回答】※回答の多い順に桃・橙・黄色

	全体	男性	女性
1 自分にも悪いところがあると思ったから	33.3%	46.7%	25.0%
2 恥ずかしかったから、世間体が悪いから	25.4%	26.7%	25.0%
3 どこ・誰に相談していいのかわからなかつたから	28.1%	33.3%	25.0%
4 仕返しや嫌がらせを受けると思ったから	20.2%	17.8%	22.1%
5 安心して相談できる場所・人がいなかつたから	30.7%	24.4%	35.3%
6 その他	17.5%	15.6%	17.6%

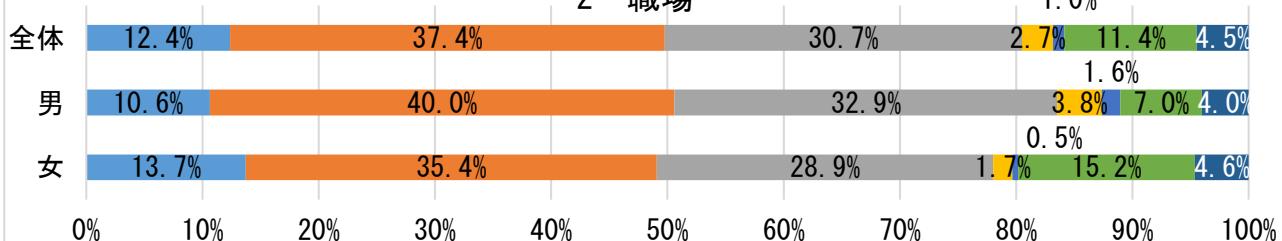
相談できなかつた原因としては、男性は、「自分にも悪いところがあると思ったから」が最も多く、次いで「どこ・誰に相談していいかわからなかつたから」であった。一方、女性は、「安心して相談できる場所・人がいなかつたから」という回答が最も多く、対象別に適切な相談場所の情報提供をしていく必要がある。

問22 あなたは、次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。1~5のそれぞれについて
ア～カのうちから選んでください。(○は各1つまで)

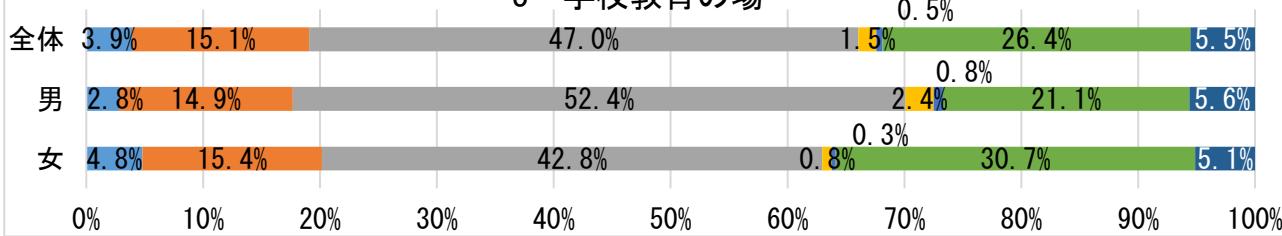
1 家庭生活



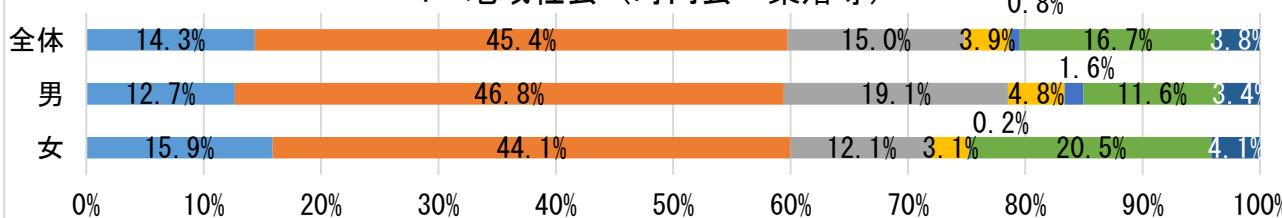
2 職場



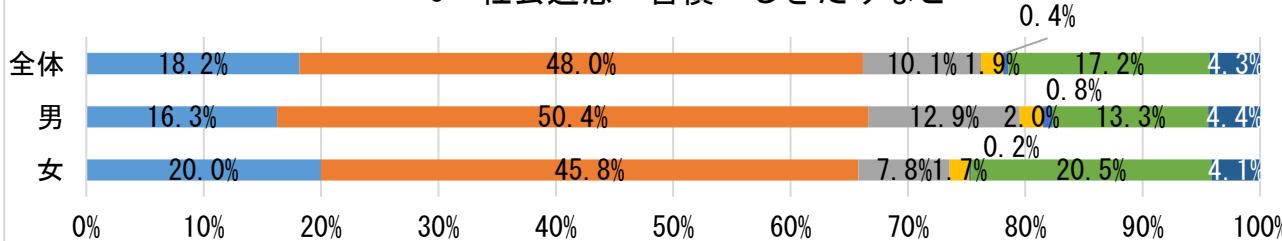
3 学校教育の場



4 地域社会（町内会・集落等）



5 社会通念・習慣・しきたりなど

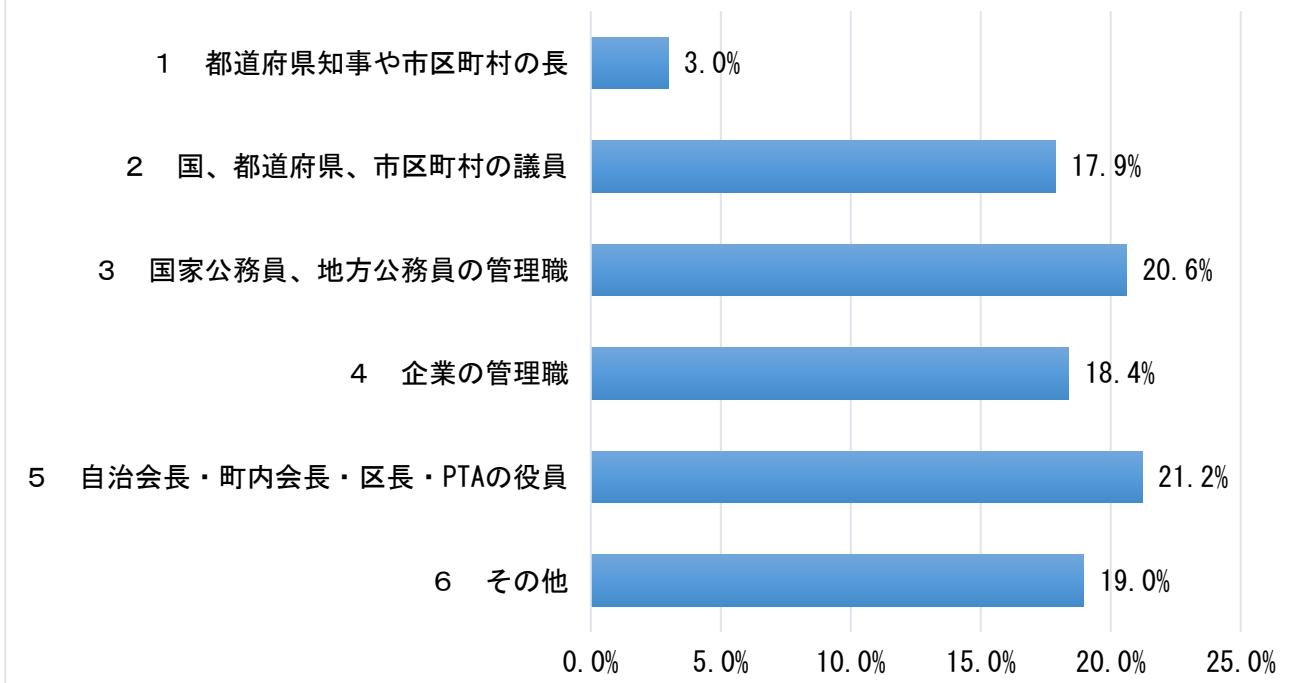


「男性のほうが優遇されている」と感じている人の割合が多かった。「1 家庭生活」では、男性は32.5%の人が「平等になっている」と感じているのに対し、女性は21.5%と11%のひらきがみられた。

V その他について（問23～問28）

問23 今後女性がもっと増えるほうが良いと思うのはどれですか。
(○はあてはまるものすべて)

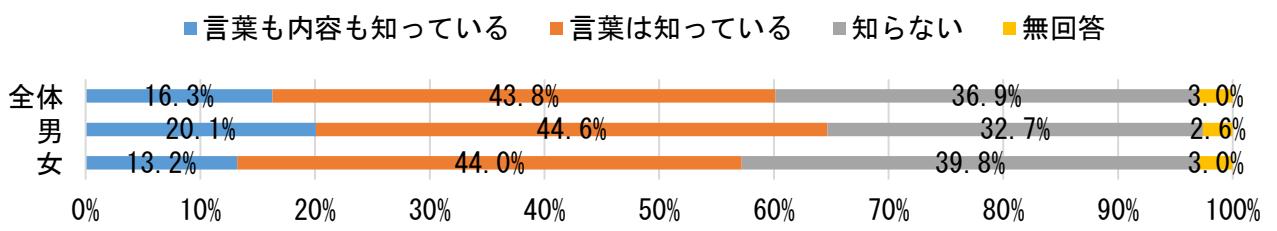
複数回答 (n=977)



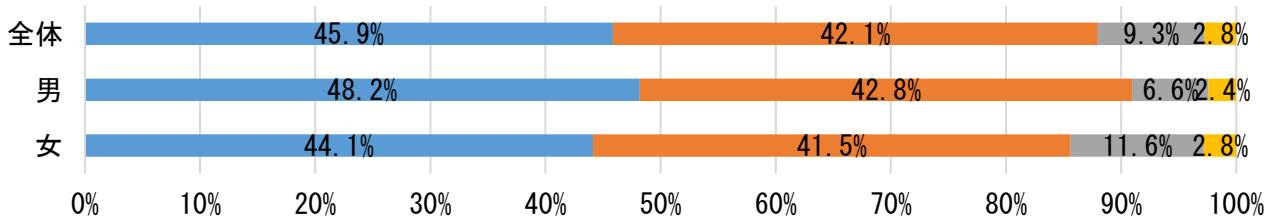
今後、女性がもっと増えるほうが良いと思うものとして、「5 自治会長・町内会長・区長・PTAの役員」が最も多かった。問13において、女性が役員の長でない場合が多い要因として、男性がなるのが社会慣習だからという回答が多かったが、社会慣習を変化させるためには、女性側は家事や育児の負担が大きいという回答の傾向があるため、**男性の家事・育児への参画を推進する必要がある**。

問24 あなたは、次に掲げるものの名称やことばについてご存じですか。1~9のそれぞれについてア～ウのうちから選んでください。(○は各1つまで)

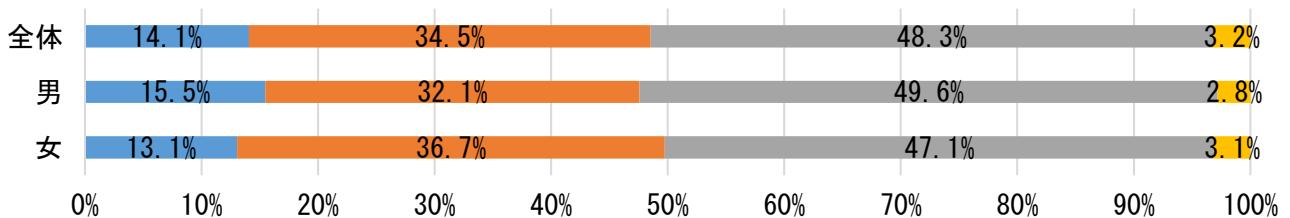
1 男女共同参画社会基本法



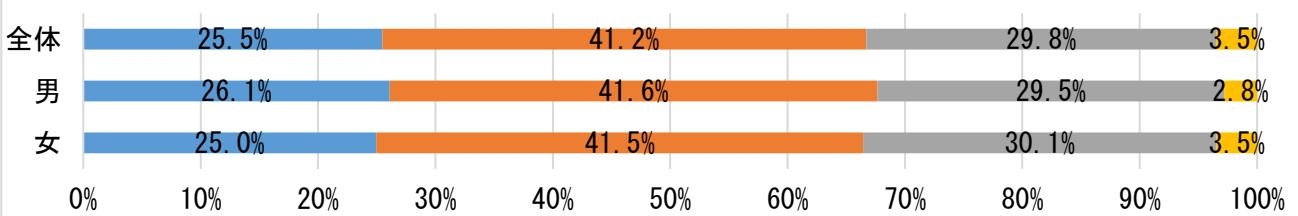
2 男女雇用機会均等法



3 女子差別撤廃条約

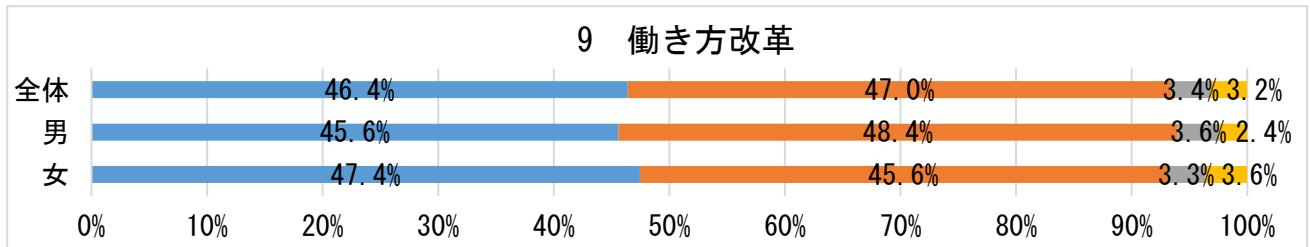
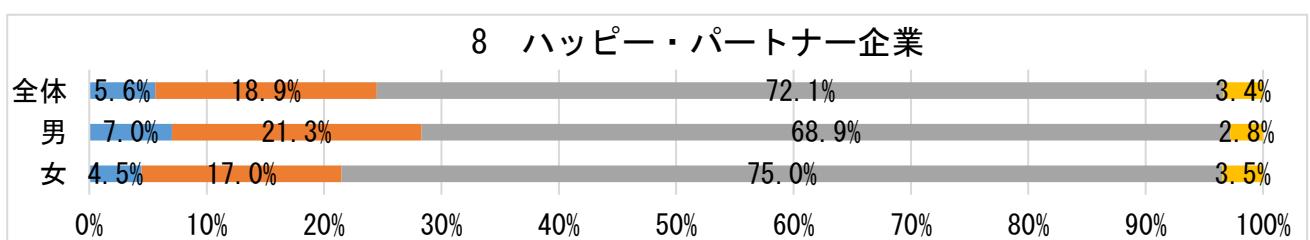
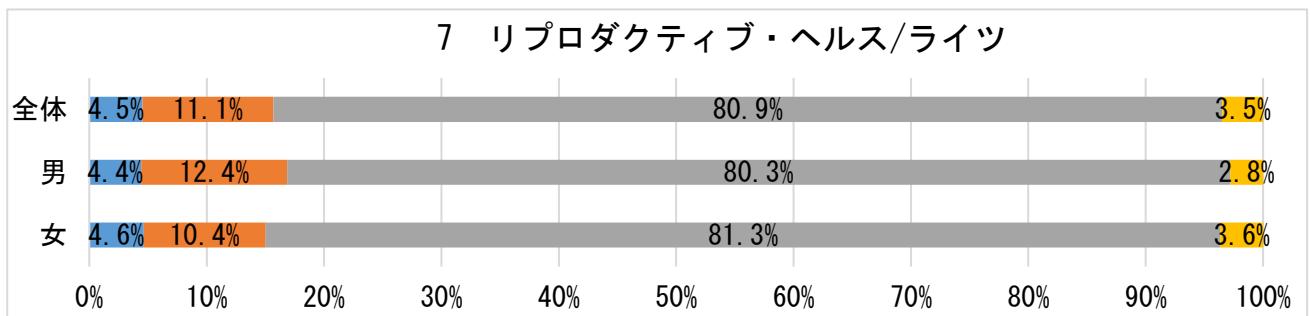
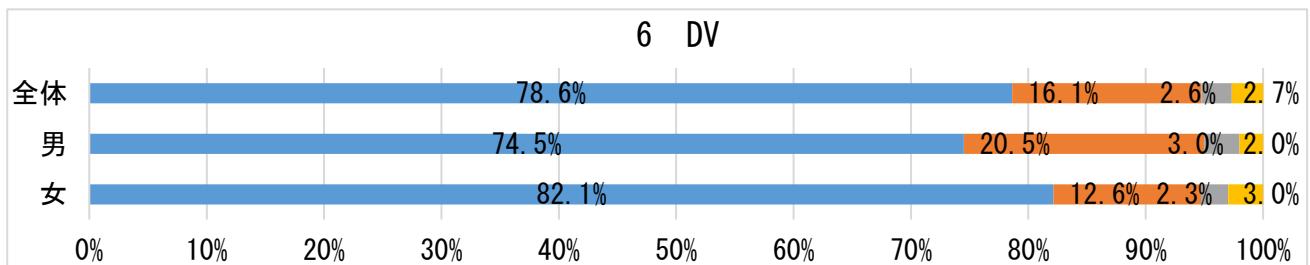


4 ワーク・ライフ・バランス



5 LGBT



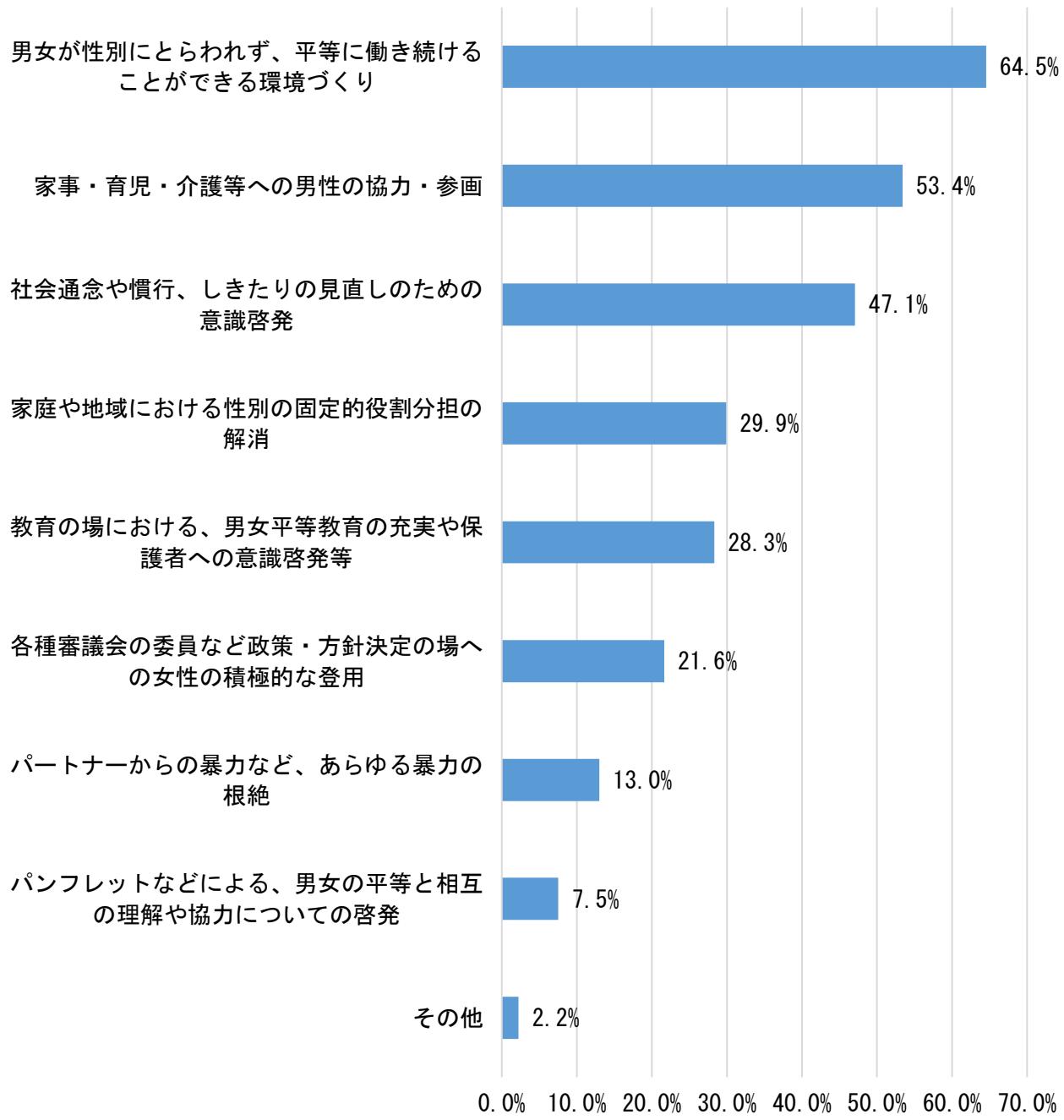


「DV」については、内容まで理解していると回答した人が多く認知度が非常に高い。逆に、認知度が低いものとしては、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」、「ハッピー・パートナー企業」が挙げられる。

また、本調査では新規項目として「LGBT」、「働き方改革」についても調査を行ったが、両項目ともに、単語について認知している人は5割を超えており、理解度については2、3割程度であり、意識啓発をしながら単語への理解度を高めていく必要がある。

問25 あなたは、今後、当市が男女共同参画を進めていくためにどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(○は3つまで)

複数回答 (n=1,007)

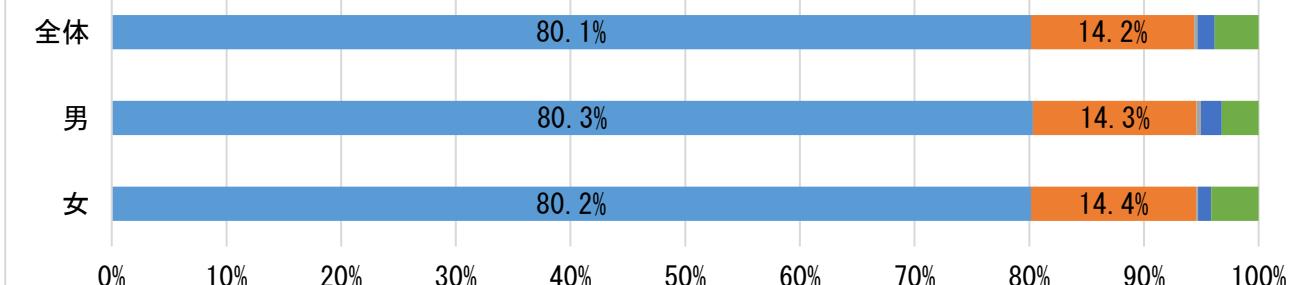


今後、男女共同参画を進めていくためにどのように力を入れていくべきかについては、「男女が性別にとらわれず、平等に働き続けることができる環境づくり」、「家事・育児・介護等への男性の協力・参画」がそれぞれ、回答の2割を占めていた。

その他の回答としては、「育休を男性も取得しやすいよう推奨する」や、「現代に見合った個々の意識醸成」等が挙げられた。また、パンフレットでは興味がある人しかみないため、ポスター等誰でも目につく媒体による周知という意見があった。

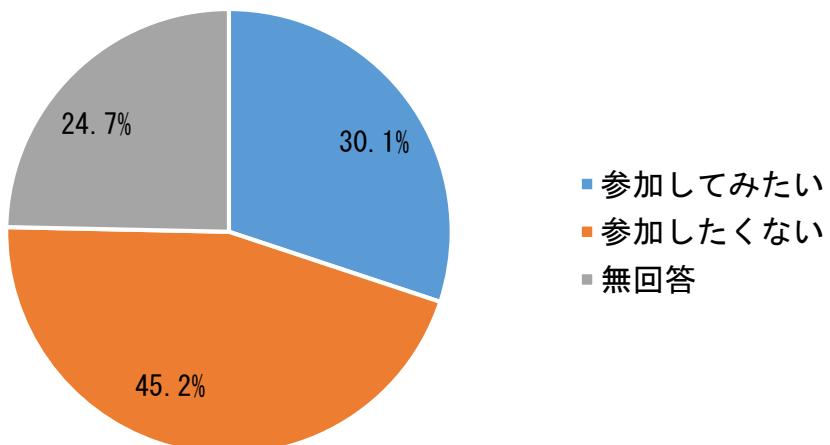
問26 あなたは、男性も女性も意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会についてどう思いますか。(○は1つまで)

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 1 良いことだと思う
<input type="checkbox"/> 3 どちらかといえばよいことだと思わない
<input type="checkbox"/> 5 どちらともいえない | <input type="checkbox"/> 2 どちらかといえば良いことだと思う
<input type="checkbox"/> 4 良いことだと思わない
<input type="checkbox"/> 無回答 |
|--|--|



男女共同参画社会について、内閣府は「男性も女性も意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会」と定義づけている。男女共同参画社会が良いことだと考える人の割合は、8割を超えており、男女共同参画社会の実現に向け政策を行う必要性が高いことが窺える。

問27 当市では、男女共同参画を進めていくためにセミナーや講演会等を開催していますが、これらの催し物があった際には参加してみたいと思いますか。(○は1つまで)



参加してみたいと回答した方の興味がある内容としては、「介護に関すること」や「企業の取組について紹介」、「他市町村との現状の比較」等が挙げられていた。

参加したくない人の理由としては、「高齢で移動が厳しいため」や「子育てが忙しいため」のような家庭に関する項目が多く見られた。

問 28 自由記述欄回答（抜粋）

色々な領域でまだまだ
「男社会」が根強く残
っているので意識改革
が必要だと思う。

女性が仕事を長く続け
られる環境を作ること
が家庭での育児や家事
の良い分担に繋がると
思う

「男女共同参画」とい
う文字を見るだけで難
しいイメージ。やわら
かい表現を前面に出し
て人を集めた方がいい
と思う。

職場の理解が重要だと思
う。企業トップの方たちが
どの程度男女共同参画につ
いて理解しているのか気に
なる。

男だから〇〇、女
だから〇〇という
固定観念を取っ払
えばうまくいくの
では。

私達 60 歳代は親の世代から家事は
女性の仕事として受け継がれている
ような感じですので、男女共同参画
を進めるにあたっては、まず家庭内
の平等から改革しなければならない
と思います。学校での教育の充実と
保護者への意識啓発に力を入れて頂
き、まずは家族の意識を変えること
からだと思います。

男女ともに育休、介
護休暇を取得しやす
い労働環境を作っ
てほしい

男女の特色は考慮し
つつ、意欲があれば
分けへだてなく活躍
できればと思う。

PTA の役員は女性がとても増えてき
ているように思う。子育て世代の感
覚は男女平等に近いものであるが、
集落の役員は断然男性が多く、50
代、60 代以上はやはり主は男性と
いう感覚の人が多いと思う。子どもの頃
からそういうものだと覚えても
らうことがいいと思うので学生への
意識啓発を要望する。

成人してから「男女
共同参画」ではな
く、教育、小学校か
らの教育が重要だと
思う。

佐渡市男女共同参画計画におけるSDGsの取組について



2015年9月国連サミットにおいて、全会一致で採択された「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて、17の国際目標が示されています。

SDGsのこの取組は、「だれひとり、取り残さない」をキーワードに、世界中で進められています。

本計画についても、「だれひとり、取り残さない」をキーワードに、「5 ジェンダー平等を実現しよう」を中心に各項目を意識しながら男女共同参画を推進します。



第3次 佐渡市男女共同参画計画
～ だれひとり、取り残さない多様な生き方が選択できる島へ ～
(令和2年度～令和6年度)

編集・発行 令和2年3月
佐渡市 企画課
〒952-1292
新潟県佐渡市千種232番地
電話 0259-63-3802
